

令和 4 年度 認証評価

秋草学園短期大学 自己点検・評価報告書

令和 4 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	10
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	12
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	12
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	16
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	21
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	28
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	28
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	43
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	73
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	73
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	81
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	86
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	89
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	99
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	99
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	101
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	104
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11～17] 基礎データ	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の認証評価を受けるために、秋草学園短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 4 年 6 月 2 4 日

理事長

秋草 征志

学長

北野 大

ALO

中村 陽一

1. 自己点検・評価の基礎資料

様式 4－自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

< 学校法人の沿革 >

昭和 24 年	各種学校秋草学園発足（東京都中野区）
昭和 27 年	秋草編物技芸学院を開設
昭和 30 年	学校法人に組織変更
昭和 35 年	編物に洋裁・和裁を加えた服装の総合学園を開設
昭和 37 年	秋草服装学院と改称
昭和 44 年	秋草保育専門学院開校
昭和 50 年	秋草栄養専門学院開校
昭和 51 年	三校を専門学校に昇格
昭和 53 年	学校法人組織に変更（文部大臣認可）
昭和 57 年	狭山市に秋草学園高等学校開校
平成 7 年	所沢市に秋草学園福祉教育専門学校開校

< 短期大学の沿革 >

昭和 54 年	所沢市に秋草学園短期大学を（幼児教育学科第一部・第二部）創設
昭和 60 年	秋草学園短期大学に国文科及び経営科を増設
平成 9 年	秋草学園短期大学に学位授与機構認定の専攻科幼児教育専攻を設置
平成 13 年	国文科を日本文化表現学科に、経営科をビジネスマネジメント学科に名称変更 秋草学園短期大学に地域保育学科第一部・第二部を増設
平成 17 年	日本文化表現学科、ビジネスマネジメント学科、地域保育学科第一部及び第二部の入学定員を変更
平成 19 年	地域保育学科第一部を地域保育学科に名称変更 日本文化表現学科とビジネスマネジメント学科を統合し文化表現学科を設置 日本文化表現学科、ビジネスマネジメント学科及び地域保育学科第二部学生募集停止
平成 21 年	日本文化表現学科廃止
平成 22 年	ビジネスマネジメント学科廃止
平成 24 年	地域保育学科第二部廃止
平成 29 年	文化表現学科 定員変更
令和 2 年	専攻科幼児教育学専攻を廃止
令和 4 年	幼児教育学科第二部 定員変更

秋草学園短期大学

(2) 学校法人の概要

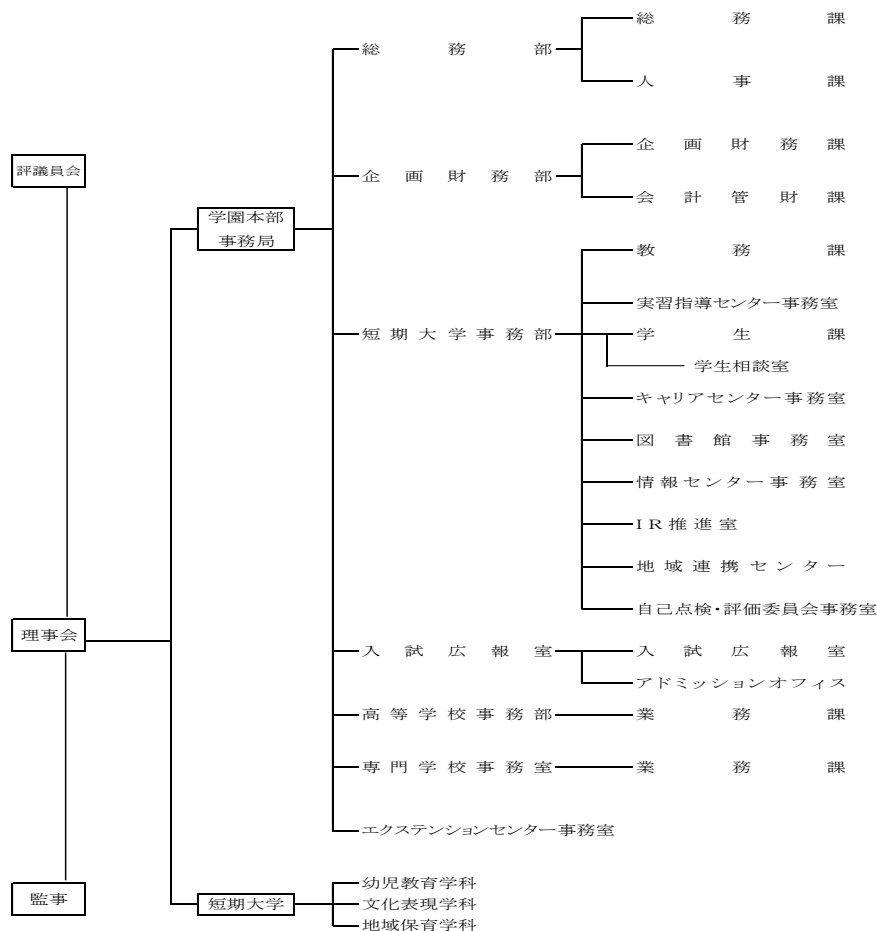
- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和4（2022）年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
秋草学園短期大学	埼玉県所沢市泉町 1789 番地	365 人	980 人	640 人
秋草学園高等学校	埼玉県狭山市堀兼 2404 番地	320 人	960 人	718 人
秋草学園福祉教育専門学校	埼玉県所沢市東所沢 1 丁目 11 番 11 号	40 人	100 人	63 人

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和4（2022）年5月1日現在

秋草学園短期大学組織図
(令和4年5月1日現在)



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学が立地する所沢市は、埼玉県の南西部にあって東京都に隣接している。令和4年4月末日現在の人口は343,956人であり、平成19年に34万人を越えて以降は34万人前半の数字を維持している。元々昭和30年代半ばから東京のベッドタウンとして発展した地域で核家族世帯が多く、世帯数は165,239世帯（令和4年2月）、1世帯当たりの人数が2.08人（令和元年全国平均2.39人）である。令和3年12月末日現在の15歳未満人口の割合は11.4%（令和3年全国平均11.8%）、生産年齢人口の割合は61.2%（全国平均59.4%）、高齢化率（65歳以上人口）は27.4%（全国平均28.9%）を占める。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	平成30 (2018) 年度		令和元 (2019) 年度		令和2 (2020) 年度		令和3 (2021) 年度		令和4 (2022) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
北海道 ・東北	15	5.1	6	1.9	6	2.4	7	2.7	7	2.7
北関東	8	2.7	6	1.9	0	0	5	1.9	0	0
埼玉県	143	48.3	174	55.2	129	52.0	154	59.5	158	60.8
東京都	123	41.6	124	39.4	106	42.8	84	32.4	93	35.8
南関東 (千葉・ 神奈川)	1	0.3	0	0	0	0	1	0.4	0	0
甲信越	4	1.4	1	0.3	5	2.0	5	1.9	0	0
その他	2	0.6	4	1.3	2	0.8	3	1.2	2	0.7
合計	296	100.0	315	100.0	248	100.0	259	100.0	260	100.0

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和3（2021）年度を起点に過去5年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

本学では、幼児教育・保育系の学科は約 12,000 人、文学・文化・ビジネス系の学科は約 5,000 人の卒業生を社会に送り出し、それぞれが幼児教育・保育及び企業等の現場において中核として活躍し高い評価を受けている。こうした実績を踏まえて、本学教員は地域行政機関の協議会、審議会やその他委員会の委員または委員長の委嘱を受け、その専門性から地域社会の発展等に大きく貢献している。

さらに、学園として、地域の生涯学習ニーズに応えるために「エクステンションセンター」を設置し、地域住民対象の公開講座を開講するほか、本学卒業生や保育現場の職員を対象とする「現職保育者研修会」の実施や、保育士資格を持ち現場への復帰を希望する方々を対象とした「潜在保育士就職支援研修会」さらには埼玉県からの依頼を受け、保育士養成の委託訓練校を受託するなど行政と共同で本学教員及び行政職員を講師として保育士不足の解消を図る取組等、保育現場の研修支援にも大きな役割を果たしている。また、所沢市は市内の教育機関との官学連携を積極的に行なっており、本学を含めた4つの大学と協定を結び、人材や研究成果等の知的資源を活用したまちづくりを推進している。

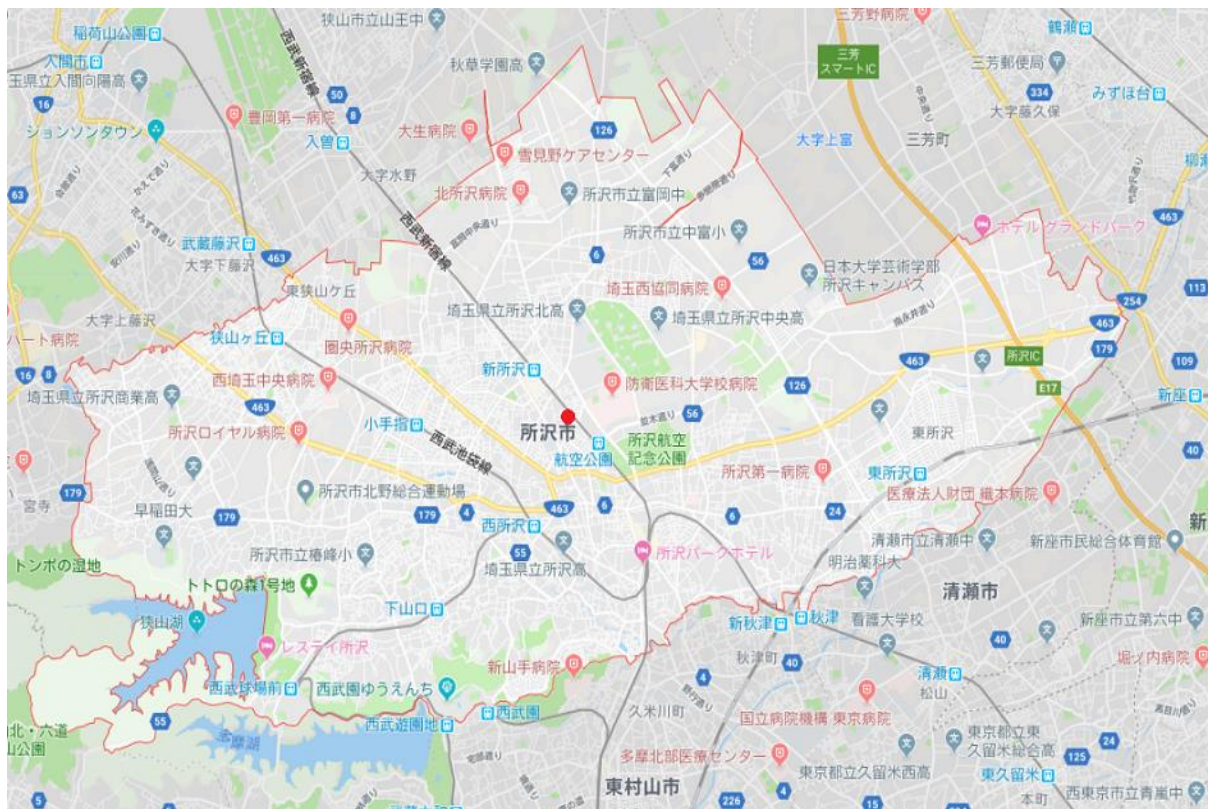
■ 地域社会の産業の状況

所沢市は埼玉県の南西部にあり、北に頂点をもつ三角形の形状を成している。北東部は三芳町、北部は川越市、狭山市、北西部は入間市、南部は柳瀬川を挟んで東京都と接しており、面積は 72.11 平方キロメートルである。

所沢市は、西武新宿線及び西武池袋線により東京都心と結ばれ、東京のベッドタウンとして発展してきた。近年では、圏央道の東名道～中央道間の全線開通や、関越道～東北道～常磐道間の開通など、高速交通体系の整備が進んでおり、市内から中央道や東名高速道路への連絡が可能になるなどアクセスの利便性は大きく向上している。また鉄道に関しても、西武鉄道と他の鉄道会社の相互乗り入れの開始により、東京・横浜方面への利便性は向上している。その一方で、県立狭山自然公園をはじめ、狭山丘陵など武蔵野の自然が数多く残り、自然との共生が進められている。

所沢市は県内8番目の市として昭和 25 年に誕生し、埼玉県内の市町村別人口では、さいたま市、川口市、川越市に次ぐ第四の都市となっており、最新の統計（平成 28 年）によれば、産業別事業所数の割合は卸売小売業が全体の 23.7%と最も多く、以下宿泊・飲食サービス業（12.0%）、建設業（10.9%）、医療福祉（10.2%）、生活関連サービス・娯楽業（9.9%）と続いている。産業3分類別（農業・工業・商業）の構成比で見ると、事業所数では、第1次産業（農業）は 0.2%、第2次産業（工業）は 17.9%、第3次産業（商業）は 81.9%となっている。各産業別割合の推移は、第1次産業は割合が非常に低く横這いであり、第2次産業の割合が減少し、第3次産業の割合が増加する傾向にある。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
学則の文言と自己点検・評価報告書に記された学科の教育目標の文言が異なる。また、学校案内に掲載されている学科の教育目標の文言も学則と異なっている。入学者受け入れの方針についても自己点検・評価報告書、ウェブサイト、募集要項の間で食い違いがみられるので表記を統一されたい。
(b) 対策
学科の教育目標に関して、学則及び学校案内の文言を精査し、学則の文言に統一する。また同様に、入学者受け入れの方針に関して、ウェブサイト、大学案内、学生募集要項の文言を統一する。
(c) 成果
学科の教育目標及び入学者受け入れの方針の文言を統一することにより、学内外の混乱を避けることができた。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 短期大学の情報の公表について

■ 令和4（2022）年5月1日現在

① 教育情報の公表について

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関する事	本学ホームページ内「情報の公開等」のページにて公開 〈URL〉 情報公開等 秋草学園短期大学 (akikusa.ac.jp)
2	卒業認定・学位授与の方針	本学ホームページ内「情報の公開等」のページにて公開、及び学生便覧に掲載
3	教育課程編成・実施の方針	〈URL〉 【幼児教育学科第一部】 yk_policy.pdf (akikusa.ac.jp)
4	入学者受入れの方針	【地域保育学科】 ch_policy.pdf (akikusa.ac.jp) 【文化表現学科】 bh_policy.pdf (akikusa.ac.jp)
5	教育研究上の基本組織に関する事	本学ホームページ内「情報の公開等」のページにて公開 〈URL〉 情報公開等 秋草学園短期大学 (akikusa.ac.jp)
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事	
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事	
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事	本学ホームページ内「各学科＜講義一覧＜シラバス＞」のページにて公開 〈URL〉 【幼児教育学科第一部】 https://www.akikusa.ac.jp/akitan/course/infant1/resume/ 【幼児教育学科第二部】 https://www.akikusa.ac.jp/akitan/course/infant2/resume/ 【文化表現学科】 https://www.akikusa.ac.jp/akitan/course/bunka/resume/

		【地域保育学科】 https://www.akikusa.ac.jp/akitan/course/nursery/resume/ 及び、学生便覧に掲載
9	学修の成果に係る評価 及び卒業又は修了の認 定に当たっての基準に 関すること	本学ホームページ内「情報の公開等」のページにて公開、 及び学生便覧に掲載 〈URL〉 情報公開等 秋草学園短期大学 (akikusa.ac.jp)
10	校地、校舎等の施設及び 設備その他の学生の教 育研究環境に関するこ と	
11	授業料、入学料その他の 大学が徴収する費用に 関すること	
12	大学が行う学生の修学、 進路選択及び心身の健 康等に係る支援に関す ること	本学ホームページ内「情報の公開等」のページにて公開 〈URL〉 情報公開等 秋草学園短期大学 (akikusa.ac.jp)

② 学校法人の情報の公表・公開について

事 項	公 表・公 開 方 法 等
寄附行為、監査報告書、財産目録、 貸借対照表、収支計算書、事業報 告書、役員名簿、役員に対する報 酬等の支給の基準	1. 本学園ホームページ内「情報公開」のページにて 公開 〈URL〉 学校法人 秋草学園 情報公開 (akikusa.ac.jp) 2. 左記の書類全て閲覧可能とし、学園本部事務局、 短期大学、高等学校、専門学校に備え付け、学園所属 者、その他利害関係者への閲覧に供している。

[注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載してください。

(7) 公的資金の適正管理の状況（令和3（2021）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください(公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など)。

経常補助金、特別補助金、修学支援金、父母負担軽減事業補助金等公的資金については、本学作成の請求データを国、県、事業団がチェックし振り込まれる。本学は受け皿として別口座を設け管理している。管理体制、実施状況については、年2回公認会

計士による監査を受けており、特段の指摘事項はない。

公的研究費補助金の取り扱い、不正使用の防止等については、「秋草学園短期大学における競争的資金等の取り扱いに関する規程」に基づいて管理運営されてきたが、平成26年2月の研究費の不正使用の防止を目的とした「公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正及び8月の「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン」の設定に対応するよう関係規程の改正を行った。そのため、それ以降の公的資金の適正管理、不正防止については、「秋草学園短期大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程」、及び「秋草学園短期大学における公的研究費に係る不正行為の防止及び調査に関する内規」に基づいて管理運営が行われている。また、合わせて公的資金の運用管理に関わりのある教職員については、毎年コンプライアンス研修を受講し不正防止に努めるとともに、誓約書の提出を義務付けている。

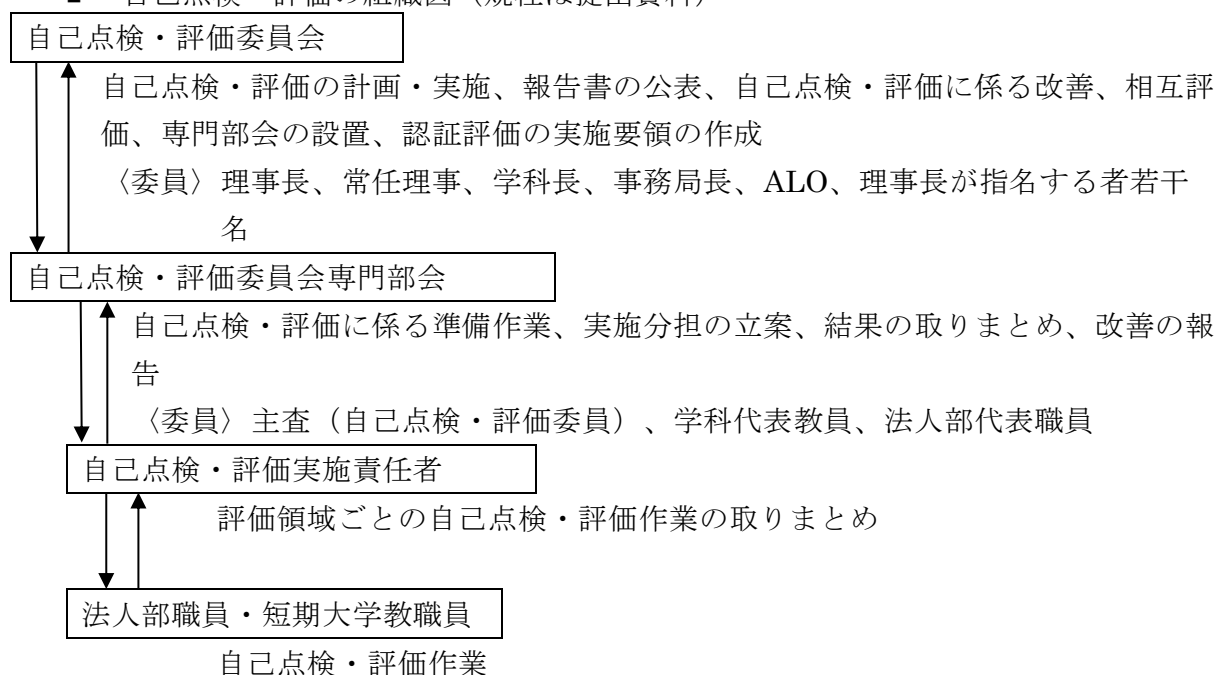
2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

自己点検・評価委員会は、学長を委員長として、理事長、常任理事、学科長、事務局長、ALO及び理事長の指名による者で構成される。委員会は、実施計画の策定時や評価結果の取りまとめ時に開かれ、自己点検・評価報告書を教授会と理事会に提出している。

また、委員会の承認を受けて、各学科の教員及び事務職員で構成される専門部会を設置する。専門部会は、ALOを主査とし、実施と評価に関わる取りまとめ作業を行っている。

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学は、平成6年に自己点検・評価委員会を設置し、それ以降毎年自己点検・評価を実施しており、評価結果を冊子やホームページにより公表してきた。

あわせて平成17年より「秋草学園短期大学自己点検・評価委員会規程」、「秋草学園自己点検・評価専門部会設置細則」、「秋草学園短期大学自己点検・評価及び第三者評価実施要領」と規程の整備をおこない、その結果として平成20年度、平成27年度の短期大学基準協会の第三者評価において適格認定を受けている。令和3年に「秋草学園短期大学自己点検・評価委員会規程」、「秋草学園短期大学自己点検・評価専門部会設置細則」、「秋草学園短期大学自己点検・評価及び認証評価実施要領」の規程改定を行い、認証評価に備えた。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和3（2021）年度を中心に）

令和3年度から令和4年度の活動記録は以下のとおりである。

開催日	開催委員会	内 容
令和3年 6月23日	令和3年度 第1回自己点検・ 評価委員会専門部 会（報告書作成）	・「令和3年度自己点検・評価報告書」（案）の校正について ・「令和3年度自己点検・評価報告書」作業日程について ・令和4年度認証評価スケジュール
令和3年 9月1日	令和3年度 第2回自己点検・ 評価委員会専門部 会（報告書作成）	・「令和3年度自己点検・評価報告書」（案）の校正、最終確認
令和3年 9月8日	令和3年度 第1回自己点検・ 評価委員会	・秋草学園短期大学自己点検・評価関係規程の改定について ・「令和3年度自己点検・評価報告書」（案）について ・令和4年度自己点検・評価の作業日程、作業分担及び評価責任者について ・令和4年度自己点検・評価委員会専門部会（報告書作成）委員について ・令和4年度実施予定の認証評価・訪問調査について ・教授会、理事会の承認を受け、「令和3年度自己点検・評価報告書」公表
令和3年 12月1日	令和3年度 第2回自己点検・ 自己評価委員会	・令和4年度自己点検・評価の作業日程、作業分担及び評価責任者について ・A L O対象説明会報告 ・令和4年度認証評価・訪問調査について
令和4年 2月2日	令和3年度 第3回自己点検・ 評価委員会専門部 会（報告書作成）	・「令和4年度自己点検・評価報告書」（案）の作業日程、校正について
令和4年 5月18日	令和4年度 第1回自己点検・ 評価委員会専門部 会（報告書作成）	・「令和4年度自己点検・評価報告書」（案）の校正、最終確認
令和4年 6月22日	令和4年度 第1回自己点検・ 評価委員会	・「令和4年度自己点検・評価報告書」（案）について ・令和4年度認証評価・訪問調査について ・教授会、理事会の承認を受け、「令和4年度自己点検・評価報告書」公表

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

様式 5－基準Ⅰ

【テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神】

＜根拠資料＞

- 提出資料 1 大学案内【令和3年度入学者用】
提出資料 2 大学案内【令和4年度入学者用】
提出資料 3 ウェブサイト「情報公開」[建学の理念等 \(akikusa.ac.jp\)](http://akikusa.ac.jp)
提出資料 4 学生便覧
提出資料 5 建学の理念

提出資料-規程集

- 1 1770 学校法人秋草学園エクステンションセンター運営委員会規程
- 2 1780 学校法人秋草学園エクステンションセンター実施細則
- 3 2207 秋草学園短期大学大学関係者評価委員会運営内規
- 4 2435 秋草学園短期大学地域連携センター運営内規

- 備付資料 1 秋草学園短期大学公開講座案内
備付資料 2 科目履修生制度による資格取得のパンフレット
備付資料 3 所沢市との「官学連携に関する基本協定書」
備付資料 4 大学関係者評価委員会議事要録
備付資料 5 学校法人秋草学園創立70周年記念誌

【区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

＜区分 基準Ⅰ-A-1 の現状＞

「愛され信頼される女性の育成」を建学の理念に掲げ、戦後の荒廃した世相の中で、社会における女性の役割が大きくなるとの認識に基づき、職業人として自立した女性を育成することを目的とし、女子教育の推進に努めてきた。

また、建学の理念に謳う「愛され信頼される女性の育成」を具現化する重要な基盤として、「礼節、勤勉、協調」の精神を教育の支柱と位置づけ、全学科の教育指導が行われてきた。

大学案内（提出・1～2）、本学の Web ページ（提出・3）には建学の理念、教育理念について説明した文章を掲載し、学内外に表明している。また、学生便覧（提出・4）にも明記し、さらに建学の理念について詳しく記述した小冊子「建学の理念」（提出・5）を入学時に全員

に配布して周知徹底を図っている。また、新入学生には新入生研修旅行時に学長から上記の冊子をもとに建学の理念を説明している。さらに2年生、3年生の学生に対しては年に一回程度、学長講話という形で建学の理念の理解の徹底及び学長の教育方針、具体的には人としての在り方などについて、学祖秋草かつえ先生の考えなども含めて説明を行い建学の理念の徹底を図っている。そのため、現状において建学の理念はほぼ学生に共有されていると考えるが、現在実施している種々の事項を今後も継続し、必要に応じ改善しながら徹底していく。更に、新たに採用する教員については建学の理念をどのように具現化するかについて採用時に記述させるとともに、毎年度初めに行われる教職員全体会においては、建学の理念とともに、理事長、学長が教育の理念の意義と重要性について新規採用教職員や非常勤講師を含む全教職員に説明を行い、共有を図っている。この他、オープンキャンパスにおいても積極的に学長が受験生及びその御父母に説明を行っている。今後は建学の理念をさらに学生に徹底させるために、建学の理念をテーマとした論文コンクールなどを開催していく。

さらにはA-2に記述している大学関係者評価委員会においても、冒頭本学の建学の理念を学長から説明している。

建学の理念を教育により効果的に反映するための作業については、幼児教育学科の「キャリアデザイン」、地域保育学科の「地域保育基礎講座」、文化表現学科の「キャリアデザイン」などの科目で、教育を通じて「愛され信頼される女性の育成」という教育理念を伝えている。さらには平成29年度の大学祭「秋草祭」において、シンポジウムを開催し、学祖秋草かつえ先生の教えを直接に受けた卒業生によるパネルディスカッションを開催した。なお、平成30年度に創設者秋草芳雄先生及び学祖秋草かつえ先生の胸像を本学の玄関ホールに設置し3月14日に除幕式を行った。この結果本学で学ぶ学生及び全ての教職員が登校時に両先生の尊顔を拝することになり、より強い建学の理念の理解につながった。

【区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

＜区分 基準 I-A-2 の現状＞

地域社会に向けた公開講座としては本学園のエクステンションセンターが実施している（提出・規程集1～2）（備付-1）。本講座は発足以来10余年を経過し、毎年半期ごとに20程度の講座を開講し、每期延べ350人程度の受講生が多様な分野の講座を学んでいる。なお、令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染対策対応のため、予定していた講座は全て開講できなかった。そして、令和2年度より社会人のためのリカレント教育の一環として科目等履修生制度を活用した、図書館司書の資格や医療事務、情報処理に関する資格取得の支援を開始した（備付-2）。また、昨今の保育士不足対策として「潜在保育士」を

対象とした再教育を所沢市役所職員の協力を得て令和元年の夏に実施した。令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染対策のため、この再教育は開催できなかったが、受講生からは好評であり、保育士として再度勤務する自信が得られた等のコメントをいただいている。したがって、令和4年以降も事情が許せば継続して行う予定であり、保育士不足の解消に少しでも寄与できればと考えている。

また、所沢市と秋草学園とは「官学連携に関する基本協定書」(備付-3)を平成29年7月に結び、所沢市が主催する約10の委員会において、委員長または委員として教員を派遣し、市の行政に貢献している。この種の活動は所沢市以外にも狭山市、東村山市などの委員会にも教員を委員として派遣しており、地方自治体の行政の支援を行っている。また、市が主催の環境講演会、市民大学などにも講師を派遣している。さらには外部委員として所沢市こども未来部長、所沢商工会議所事務局長及び所沢市泉町保育園園長からなる「大学関係者評価委員会」を組織し、本学の教育について定期的に助言をいただき、可能なことから実施に移している(提出・規程集3)(備付-4)。外部委員の選定にあたっては本学の教育及び卒業生の就職に大きな関係を持つ行政、企業及び保育関係者の中から選定している。

地域保育学科では、所沢市を中心とした近隣の区市町村の子ども関連施設、児童館、特別支援学校等および行政が主催、後援する文化団体、商工業団体等と連携し、教員および学生のボランティア活動を通じた交流活動を行っている。その多くはイベントへの企画や準備、またイベントへの参加、運営補助等を内容としている。これらは学科発足以来の活動であり、地域の行政、商工業、教育機関および文化団体等との交流活動は定着し一定の評価を得ている。また教員及び学生によるボランティア活動についても積極的に参加し、支援している。いくつかの例を挙げると、所沢市での「サンタを探せ」におけるサンタクロース役、所沢フェスティバルでの来場者案内業務、新所沢商店街でのお祭りへの参加など枚挙にいとまがない。なお、令和3年度は令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染対策のため、これらのボランティア活動は実施できていない。令和2年度は、震災被災地の子どもたちへのおもちゃ作りや、医療従事者への感謝のブーケ作りなどを行った。令和3年度は、さらに所沢市との連携をより深めて、より地域密着型の活動を行った。例えば、所沢市の職員に依頼し、今後の所沢市の展望や学生ができることについての講演会や交流会を行った。また、中止にはなったものの市民イベントの準備委員会に学生が参加を行った。更にSNSを用いた子育て支援動画の発信や、所沢市の子育てマップ作りを行うなどの活動を進めた。

教員もこれらの活動を学生に任せるのではなく、自身も市民イベントの準備委員を担うなど地域におけるボランティア活動に実際に携わった。

文化表現学科では地域社会に向けたリカレント教育、ボランティアなどを通じて「地域・社会」に貢献している。リカレント教育に関しては、図書館司書課程をはじめ各種の資格課程に関して積極的に正規授業を開放している。現在、参加者はいないが、引き続き積極的に広報して参加者を募っていく。

地域・社会の地方公共団体、企業等との協定締結については、インターンシップに関して令和元年度まで所沢市及びその周辺地域の自治体、医療法人、民間企業等と連携覚書(京王プラザホテル等13社)結んだ。文化表現学科の学生は、これらの企業で年間2回のイン

ターンシップを実施してきたが、令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルスの国内での感染状況悪化により、企業側から「受入不可」の方針が伝えられたため、全て中止となった。ただし、教育課程に明記しているため、受講希望者に対しては学内で所定のプログラムに基づいてインターンシップを実施した。また、令和2年度より教育課程に配置する「キャリアスタディー企業人に学ぶ」の科目を産業界との連携によって遠隔授業により進め、教育的効果を上げることができた。令和3年度には14社（TRC等）と連携による対面授業を14回実施した。

ボランティア活動については、教育課程の中に取組み（選択科目）、地域の団地自治会が運営する「グリーンポケット」と連携し市内の清掃活動を定期的に行っている。令和3年度は新たに所沢警察署の「オレオレ詐欺防止活動」に協力し、防犯チラシの制作、防犯動画制作に携わったほか、市内での啓発活動に学生約40人が参加した。また、鉄道会社（西武鉄道）の緊急時避難訓練に学生約20人が参加する等、市民に浸透し、“見える化”するボランティア活動を展開した。

これらのボランティア活動は、各種団体などの求めに応じた取組を適宜実施し、地域・社会に貢献するという大学の基本的方針に基づくものであり、文化表現学科の活動はその具体的展開を一段と深化させたものである。なお、令和元年度から地域連携センターを発足させ、文化表現学科への要請にとどまらず、他学科に対しての外部からのボランティア依頼、共同研究の依頼等についての窓口とした。（提出・規程集4）。具体的な作業としては依頼されたボランティア内容の教育上からの判断、共同研究に対する本学の対応の是非、さらには実施状況の把握などがある。

所沢警察署と連携してオレオレ詐欺防止ポスターの制作・市民への配布・西武鉄道の電車を利用した避難訓練への協力活動などを実施した。そのうえで、同署と「安心・安全の町づくり」のための包括連携協定を締結した。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

各学科の教育課程の中で、実務的な側面からの建学の理念の具体化、つまり職業人としての自立した女性に必要とされる「知識・技能・実践力」の習得については、その目的を十分に果たしていると判断しているが、定量評価が難しい「ひと」「短期大学士」としての「素養」の育成にはアクティブラーニングの教授法などの工夫が必要であろう。

現在実施しているエクステンションセンターでの公開講座については、受講生のより関心の深い講座内容に変更し、さらにPRを活性化していく。コロナ禍が収束しない場合、遠隔による講座の開設が考えられるが、対面授業を主とするダンスや音楽などの授業科目が多いこと、受講生がかなり高齢化していること、受講生の家庭での通信環境を考えると、遠隔での講座の開設は実際には難しいと判断している。なお、所沢市との地域連携協定に関する活動については今後も継続し行っていくが、さらにその内容を深化させていきたい。

また、インターンシップについては協定先であっても、希望する学生が出ない業種や日数などの条件が合わない企業がある。今後はインターンシップ受入れ先機関の更なる開発と学生の希望とのマッチングを図る必要がある。

地域保育学科による地域活動が定着するのに伴いインターンシップ受け入れ事業体や人数が増加しているが、派遣学生数が限られている。そのため、今後は地域連携センターを

中心として全学的な地域での活動をバックアップしていく予定である。

文化表現学科では、令和2年度に課題として「地域社会への貢献を質量ともにさらに充実させる」としていたボランティア活動について、令和3年度に所沢警察署や西武鉄道等との連携により市民生活への浸透活動を図ることができた。4年度以降、この活動をさらに深化させるほか、市内の公共機関等や民間企業との連携によるボランティア活動の強化を図っていくことが最大の課題である。一方、社会的課題に対応するため計画していた、人口流出地域の秩父地区でのボランティア活動等の展開については、令和3年度はコロナの感染増大を受けて進展させることができなかった。コロナの収束が期待できる令和4年度以降、その活動を再構築することが課題である。インターンシップにおいては、参加学生数をふやすことと、卒業後の就職に結びつけることが肝要であるが、そのためには「就職と直結するインターンシップ」について、企業と本学の間で相互理解をすることが大切であり、そのための方策を検討することが必要である。インターンシップだけでなく教育活動の展開においても産業界や自治体との連携、地域社会への貢献を通じ、授業の活性化を図ることが課題である。

＜テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項＞

建学の理念である「愛され信頼される女性の育成」の創立時はもとより現在でも社会に通じる考え方である。愛される、信頼されるという受け身の表現になってはいるが、他者を愛してこそ愛されるのであり、人間として約束を守れる、社会人としてきちんと仕事ができるこそ、信頼されるのである。建学の理念をわかりやすく説明する言葉として、学祖秋草かつえ先生は「礼節の心を養い、美しいマナーで人と接することのできる人」「勤勉な態度で生活し、何事にも努力を惜しまない人」「協調の精神を理解し、豊かな心で人と交わることのできる人」を挙げている。これら建学の理念、教育方針を大切にし、今後も女子教育に特化した学園として発展すべく努力を続ける。

令和元年12月15日をもって本学園は学園創立70周年を迎えた。これに伴って平成30年度より各方面へ教育環境整備のための支援のお願いや記念式典等イベントの開催について広報を行っており、その結果として多くの寄附の賛同と、令和元年12月16日に所沢くすのきホールで举行された記念式典への文部科学大臣、所沢市長をはじめとする多数の来賓の方々の出席と挨拶をいただくことができた。周年行事に合わせて記念誌も刊行し（備付・5）、教職員学生生徒をはじめとした学園関係者、寄附をしていただいた方々、式典等のイベント参加者に配布し、改めて本学の建学の理念を学内外に表明する機会を持つことができた。

〔テーマ 基準 I -B 教育の効果〕

＜根拠資料＞

提出資料 1 大学案内【令和3年度入学者用】

提出資料 2 大学案内【令和4年度入学者用】

提出資料 3 ウェブサイト「情報公開」[情報公開等 | 秋草学園短期大学 \(akikusa.ac.jp\)](http://akikusa.ac.jp)

提出資料 4 学生便覧

提出資料 6 秋草学園短期大学学則

提出書類 7 シラバス

提出資料-規程集

5 2208秋草学園短期大学教学マネジメント委員会規程

備付資料 6 コンピテンシー到達度自己評価

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているか定期的に点検している。(学習成果の点検については、基準Ⅱ-A-6)

<区分 基準 I-B-1 の現状>

幼児教育学科では、建学の理念である「愛され信頼される女性」を体現する「子どもを愛し、子どもと保護者から信頼される保育者」を育てるため、「自然と生命を尊重し、知性と感性を磨き、幼児教育・保育を通して地域社会に貢献できる、人間性豊かな人を育成すること」を教育目的として掲げている。また、これを実現するための5つの目標（ディプロマ・ポリシー）を示している（提出-3）。この教育目的・目標については、大学案内や本学ホームページ等で学内外に表明している。学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているかの点検は、外部の第三者を加えた「教学マネジメント委員会」に報告し、定期的に点検している。

地域保育学科では建学の理念を根底に、「子どもは地域社会で育成するという理念に基づき、それに必要な専門的知識・技術を習得させ、幅広い視野と豊かな人間性を有する職業人を養成する」という教育目的・目標を明確に示している。それらは学生便覧に明記している。また大学案内、ホームページ、入試ガイド誌等で学内外にも公表している。教育目的・目標に基づく人材養成が地域社会の要請に応じているかについては、地域や社会のニーズや学生の学修の様子等から定期的に点検している。なお、平成30年度からJABC日本ベビー&チャイルドケア協会と提携し、ベビーマッサージの講習を開始した。令和2年度からは正規の授業である「親子関係論」の中で資格の取得が可能となり、令和3年度も引き続き同様な形で資格授与を行った。受講生も80%以上と多く学科の主要な資格として定着したと言える。

文化表現学科は、建学の理念である「愛され信頼される女性の育成」を前提に、教育目的・目標を、「歴史的に醸成された文化・文学の諸事象を深く理解するとともに、現代社会が求める多様な表現方法・技術を駆使できる人材を育成すること」としている。これに基づいて教育課程は教養教育課程、専門基礎課程、キャリア教育課程及び専門教育課程を編成している。これらの教育目的・目標及び教育課程は、ホームページにも掲載して公開しているほか、大学案内、入試ガイド誌等で学内外に公表している。新入生については

「学生便覧」を年度当初に配布し、新入生オリエンテーションで説明をしている。非常勤講師等には、前期の授業の開始にあたって開催する「非常勤講師教職員会」で、学科長が学科の教育目的・目標の説明をしているほか、ホームページにも掲載しており、いつでも見ることができる。学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているかの点検は、外部の第三者を加えた「教学マネジメント委員会」に報告し、定期的に点検している。

【区分 基準 I -B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

＜区分 基準 I -B-2 の現状＞

幼児教育学科の学習成果は、建学の理念である「愛され信頼される女性」を体現した教育目的である「自然と生命を尊重し、知性と感性を磨き、幼児教育・保育を通して地域社会に貢献できる、人間性豊かな人を育成すること」を実現するため、5つのカリキュラム・ポリシーとして示されている。具体的には、保育者としての深い教養と幅広い専門知識を学び、保育の場で活用できる技術を身につけるとともに、柔軟な思考力や豊かな表現力、他者との尊重ができるコミュニケーション力を養うこと、社会人としての責任感やマナーを身につけることである。こうした学習成果の査定は、担当科目の教員が科目ごとに決めてシラバスに明示している。

地域保育学科の学習の成果は、建学の理念である「愛され信頼される女性」を体現し、学科の目的である「子どもは地域社会で育成するという理念に基づき、それに必要な専門的知識・技術を習得させ、幅広い視野と豊かな人間性を有する保育者」として学生が成長することにある。具体的には3年間の学びの中で豊富な体験や多くの資格取得を目指しながら保育者として必要な教養や専門的知識及び技術を身につけ、さらに保護者や地域社会とも自信を持ってコミュニケーションをとることができる力を身につけることである。それらは学習成果として大学案内等を通して学外にも公表している。また、学習成果は学校教育法や短期大学の規程に照らして学科会等で定期的に点検している。

文化表現学科の学習成果は、建学の理念である「愛され信頼される女性」を具現化するとともにディプロマ・ポリシーに定めた内容を学生が着実に実現することである。このために、教育課程では①幅広い教養を身につけるとともに、現代社会が求めるコミュニケーション能力と多様な表現方法・技術を駆使できる②広く社会に認められている資格や技能を活かして社会へ巣立つ能力を持つ、ことを前提として科目を配置している。令和3年度には、ディプロマ・ポリシーの内容の深化を図るため課程の一部を変更して2つのゼミ（心理学・アサーション、Web デザイン）を追加配置した。教育を通じて得られるこれらの成果は、学科として決めているだけでなく、担当科目の教員が科目ごとに決めて、教育効果

を確認している。さらに、これらの学習成果は何より学生自身が認識すべきものであるとの前提に立って、教育課程やシラバス（提出-7）でも明示し、学生の自己認識を促している。また、専任教員が学科会を通じて確認しているほか、非常勤講師等には、前期の授業の開始を前に開催する「非常勤講師教職員会」で、学科長が学科の教育目的・目標のほか学習の成果についても説明している。大学のホームページにも掲載しており、いつでも閲覧することができる。さらに、学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして定期的に点検し、組織的に教育課程の改善等につなげている。

「情報処理士」、「観光実務士」等資格課程の科目に関しては、令和3年度より外部認定機関（全国大学実務教育協会）のルーブリック評価を取り入れ、外部評価と合わせ、学習成果に対する学生の自己認識を促している。

〔区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

＜区分 基準 I-B-3 の現状＞

幼児教育学科では、平成29年度に「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受け入れの方針」を策定したが、令和2年度末にこれらの改定のための作業部会を設け、さらに学科会で検討を重ね、一体的な整合性を図った。学科所属の専任教員・非常勤教員には三つの方針が周知され、それに基づいた教育活動が行われている。また、新たな三つの方針を令和3年度「学生便覧」に明記し、非常勤を含めすべての教員の授業科目のシラバスにも反映させるとともに、ホームページ上でも表明している。

地域保育学科では建学の理念を根底に、三つの方針（学位授与、教育課程編成・実施、入学者受け入れ）を互いにそれぞれが密接な統一と関連を持って定めている。定めるに際しては学科内で様々な観点から十分に議論を重ねたものであり、その方針に沿って入学前から卒業後まで一貫した教育活動を展開している。三つの方針については、ホームページで学内外に公表している。高校生を対象とする学校説明会や本学におけるオープンキャンパス時は特に絶好の機会と捉え広報している。

文化表現学科は、令和2年度より新教育課程を導入するのに伴い、令和元年度に三つの方針を全面改訂した。改定に当たっては短期大学設置基準等の関係法令の変更などを適宜確認し、学科会で検討を重ねたうえで決定した。三つの方針は相互に関連付けて齟齬を来さないよう一体的に定めた。シラバスの作成を含めた教育活動を進めていくに当たっても新しい三つの方針を前提として展開している。また、新しく定めた三つの方針はホームページで学内外に公表し、高校生を対象とする学校説明会や本学におけるオープンキャンパス時にも説明し入学希望者に理解を得るよう努めている。令和3年度にも教育課程の一部を変更したが、その内容は3つの方針を根拠として、教育内容の一段の深化を図るのが目

的であり、高校生、高等学校への周知を図るための広報に努めた。

上述のように三つの方針については各学科で検討、改定、表明を行っているが、全学的な方針の策定については、平成 27 年に設置された「教学マネジメント委員会」にて、規程に基づいて（提出・規程集 5）行われており、毎年委員会の中でその適切性を確認している。また、三つの方針を踏まえた取組み、教育活動については、「大学関係者評価委員会」において外部の見識者の意見をいただいた上でその適切性を検証し、次年度の取組みに役立てている。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題＞

幼児教育学科では、入学前教育の機会を捉えて教育目的・目標の教示を行っているが、新型コロナウイルス感染の影響で、予定していた対面での入学前教育の一部がオンデマンドとなることを余儀なくされたため、十分に教示することは適わなかった。入学後にあらためて基礎演習の授業などで明確にすることが課題である。また、学生自身が卒業までに本学科の教育目的・目標を達成することができたかどうか、卒業年次の「教職実践演習」等の授業内で各自総合的に確認する機会を作っているが、その効果をより高めることが課題である。

地域社会の要請に応じているかどうか、という点については、更に点検する方法を検討中であるが、令和 3 年度はキャリアセンターとの連携の中で検討したにとどまり、実習巡回や実習連絡会等が新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止となったため、点検することができなかった。

総合的学習成果を示す一つの基準としての GPA 評価制度を活用しつつ、クラス指導教員及び学生各自で学習成果を詳細に振り返る機会を設けている。

「履修カルテ」や振り返りレポートを活用しながら、卒業年次の「教職実践演習」等、幾つかの授業の中で、学生各自の学習成果を振り返る機会を増やすことで改善を図っているが、令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、学生との面談が制限されたため、予定していた学習成果の振り返りの機会が十分ではなかった。今後状況が落ち着き次第、短大の規定に照らして、より詳細に学習成果を点検することが課題である。

令和 2 年度に改定した「三つの方針」については、今後学生に伝えるのみでなく、学内外に広く周知していかなければならない。そして各方針がどのように達成されているか、適切な時期に確認する必要がある。

地域保育学科での学習の成果は、建学の理念および地域保育学科の教育目的に見合った内容・方法であるか、様々な観点から検討することが課題である。平成 30 年度から学内講習会での取得であったベビーマッサージ指導者資格は、令和 2 年度より正規な授業科目として導入された。さらに保育士資格、幼稚園教諭二種免許状については全員の取得をめざし、図書館司書、児童厚生 2 級指導員、ピアヘルパー、おもちゃインストラクター等の資格取得については常に前年を上回る取得率を目指している。資格取得に際して外部試験が行われるピアヘルパーに関しては、近年合格率が低下していたが、令和 3 年度は教育方針の見直しを行い合格率が 90%以上と飛躍的に向上した。地域保育学科の根幹を為す三つの方針については整理の必要性があるが、現時点では着手できていない。

文化表現学科では、ディプロマ・ポリシーを前提とした教育の効果について、成績や制作物で評価する一方、キャリア教育におけるコンピテンシー到達度自己評価（備付-6）などのように、学生自身が学習の成果を自覚できるような取り組みを構築している。令和3年度は、「学科の日」を設け、学科の全学生が参加して代表学生が学習の成果を発表する「プレゼンテーション大会」を行った。今後、こうした教育の効果（学習成果）の可視化を一段と進めていくことで、学生がディプロマ・ポリシーを実感できるようにする必要がある、そのための仕組みを構築していくことが最大の課題である。そのためには、成績評価のルーブリックを学生に事前公開することによって、成績評価を可視化することが課題である。また、学科科目の一部で実施している授業コマごとの教育目標の設定と明確化も課題であり、現在検討を進めている。教育効果の周知に関しては、文化表現学科では従来、大学案内や学科独自のパンフレット等でアドミッション・ポリシーを明確に記載していたが、令和3年度からはディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを含めた3ポリシーを明記し、教育効果について高校生、高校教員への保証を明確にした。今後さらにPRに努め、入学希望者の理解を得ることに努める。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項＞

特記事項なし

〔テーマ 基準 I-C 内部質保証〕

＜根拠資料＞

- 提出資料 8 秋草学園短期大学自己点検・評価委員会規程
- 提出資料 9 秋草学園短期大学自己点検・評価専門部会設置細則
- 提出資料 10 秋草学園短期大学自己点検・評価及び認証評価実施要領
- 提出資料 11 秋草学園第Ⅲ期5ヵ年計画
- 提出資料-規程集
 - 6 1781 秋草学園高短連携委員会内規
 - 7 2296 秋草学園短期大学資格取得奨励金支給内規
- 備付資料 7 秋草学園短期大学自己点検・評価報告書【平成31年度】
- 備付資料 8 秋草学園短期大学自己点検・評価報告書【令和2年度】
- 備付資料 9 秋草学園短期大学自己点検・評価報告書【令和3年度】
- 備付資料 10 高短連携委員会議事要録
- 備付資料 11 秋草学園短期大学アセスメントポリシー

〔区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I -C-1 の現状>

本学では、自己点検・評価委員会規程（提出-8）、自己点検・評価専門部会設置細則（提出-9）、自己点検・評価及び認証評価実施要領（提出-10）を整備し、これらに基づき自己点検・評価委員会と専門部会を組織し、自己点検・評価を実施している。日常的な自己点検・評価作業に伴い早急な対応が必要となったものについては、学科会、各種委員会、学科長会、教授会などで検討され、改善策を具体化している。

年間を通しての自己点検・評価の総括は、専門部会が中心となって報告書の取りまとめを行い、その結果は自己点検・評価委員会での承認を経て教授会への報告を行い、その後理事会の承認を経て、毎年学長名で Web 上に公表されている（備付-7～9）。平成 30 年度からの第三期第三者評価（認証評価）開始以降、報告書の作成業務がなかなか予定通り進まずに平成 30 年度、平成 31 年度の報告書はどちらも公表が本来の 6 月から年度末にまでずれ込んでしまった。そのため令和 2 年度の報告書作成にあたっては少しでもこの状況を改善すべく準備をすすめていたが、突然世界中を襲った新型コロナウイルス感染症が、学事日程をはじめ様々な学校業務に影響を与え、それに対応する中で報告書の作成業務が後倒しとなり、結果的に 12 月末の公開となった。令和 3 年度は 6 月と 9 月に自己点検・評価委員会専門部会による校正作業を経て、9 月に自己点検・評価委員会に報告書（案）の提出が行われ、いくつかの指摘を経て教授会、理事会での承認を受けて公開となった。

自己点検・評価報告書の最終原稿の点検作業にはすべての教職員が関与しており、その成果は中期事業計画（5 ヶ年計画）（提出-11）に一部反映されるほか、各種委員会や学科会などの検討を経て、次年度の教学運営などに反映されている。

高等学校との連携については、秋草学園高等学校との間で高短連携委員会を組織し、月に 1 回程度の委員会を開催して、お互いの連携を強めると共に意見交換を行うことで改善が行われている（提出-規程集-6）（備付-10）。また、平成 29 年度から、大学関係者評価委員会運営内規を整備し「大学関係者評価委員会」を設置し、近隣の保育園園長、商工会議所専務理事、所沢市こども未来部長に委員を委嘱した。令和 3 年 2 月に令和 2 年度の第 1 回の委員会を開催し、本学の三つの方針について、また、その方針を踏まえた取組についての意見交換、教育の質の向上に関する取組事例の報告、代表学生との意見交換などを実施した。各委員からは、コロナ禍において今までとは違った形での柔軟な学生支援の在り方や、地域社会（実習園・就職先企業等）との関わり方を求める意見や、入学定員充足（収支改善）のための取組みとして、現役学生の満足度が高いことからその点を学生募集に繋げるべきとの意見、更には、障がい学生支援やハラスメント防止への取組に対し評価する意見などをいただいた。そして、社会が大きく変化していく中であっても弛まぬ教育の質の向上と、短期大学として実践的な知識の習得、現場を意識した教育の実施、またコロナ

禍であっても教職員や学生同士のつながりが希薄にならないような、コミュニケーション、交流の場の創出が全体として求められた。今後も引き続き、様々な意見をいただきながら委員会委員と連携していくこととなっている。

自己点検・評価報告書は毎年公表をすることで、全ての教職員が毎年度の報告書を確認することができ、その結果は翌年以降の改革・改善の指標となっている。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

本学では、平成 30 年度より学修成果の評価に関するアセスメントポリシーを定め（備付-11）、大学全体、各学科、科目それぞれにおけるポリシーに従って学習成果の評価・検証をおこなうように努めている。本アセスメントポリシーについては、毎年教学マネジメント委員会において定期的に点検を行うとともに、大学関係者評価委員会委員からの意見聴取を行うこととしている。

幼児教育学科では、教育目的・目標の達成のため教育課程を定め、シラバスに科目の目標を明確に示し（Plan）、それに従って授業を行い（Do）、学生の学習成果を定期的に各種試験結果や授業態度等で評価（Check）し、さらに FD 活動に積極的に取り組んでいる（Action）。このような PDCA サイクルの中で全教員が日常的に自己点検・評価を行うと共に、学科会や授業の連携を通して、学習成果の査定を定期的に検討することにより、教育力の向上と充実に努めている。令和元年度からは、入学前教育の機会を捉えて教育目的・目標の教示を行うことで、学生の理解を深めるようにしている。また、学生自身が卒業までに本学科の教育目的・目標を達成することができたかどうか、卒業年次の「保育・教職実践演習（幼稚園）」の授業内で各自が確認する機会を設け履修カルテに記入している。また、その結果については、各クラスの指導教員が確認し保管している。

地域保育学科では、学習成果の査定に関して、主に毎月開催される学科会で、委員会報告や学生の動向といった事項の中で取り上げられ共通の理解を得ている。なお、学生の動向についてはそれが個人情報であることを鑑みつつ、関係者以外に漏洩することの無いように、教員に対して取り扱いについては注意を喚起している。教育の質の向上と充実のための PDCA サイクルは個々の教員として試験やレポート、作品等により学習成果を確認し授業評価と合わせて教育の向上に努めているが、学科として組織的に行っているとは言い難い。ただし学科会での上述した話し合いの中で、教員が相互的に教育の向上のヒントを得ているのは確かである。学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更について、適宜確認し法令順守に努めている。

文化表現学科では学習成果の質保証と査定（アセスメント）について、以下のような仕組みによって量的・質的データとして把握し、確認している。

- ①全科目を通じて **GPA** を用いた数値化によって把握する。
- ②各科目の担当教員がシラバスに記載した「授業の目標」に基づき「評価の要点」「総合評価の割合」を厳守して学生の学習成果を評価する。
- ③教員は定期試験だけで学生の学習成果を評価するのではなく、学習の進行状況に応じて中間試験、小試験、レポート、課題提出、等を課して学習成果をキメ細かく継続的に評価し、総合評価へとつなげている。レポート等の評価に当たっては資格課程を中心に一部科目でのルーブリック評価を取り入れた。

これらの質保証の範囲は教養教育科目、専門基礎科目及び専門教養科目、キャリア教育の各課程に及ぶほか、図書館司書、ウェブデザイン実務士、情報処理士、医療事務の各資格課程においてはその取得率及び取得人数を定量的に把握することで確認している。また、情報処理士課程、観光実務士課程においては、資格認定団体である全国大学実務教育協会の評価方法を取り入れたルーブリック評価による質保証を行っている。尚、学習の成果として予め定めた一定の資格を取得した場合や検定に合格した場合は受験料に相当する額を授与する「資格取得褒賞制度」を設け、平成 30 年度から正式に規定に位置づけた（提出・規程集 7）。教育の質を向上させるための PDCA サイクルは個々の教員が学生の授業アンケートや他の教員による授業参観後の指摘に基づいて改善に努めており、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更については、適宜確認し法令順守に努めている。前年度に課題であった成果の評価方法（アセスメントポリシー）については、キャリア教育科目での「コンピテンシー到達度調査」、資格課程における外部のルーブリック評価などで漸次導入に踏み切っている。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題>

幼児教育学科では、各担当科目教員それぞれが授業改善のための PDCA サイクルの取り組みを行っているが、非常勤教員を含め、更なる教育の質の向上と充実のため、相互に教育の質の保証を点検、確認するべくアセスメントポリシーを明確に策定することが課題である。

地域保育学科では、この点については結果として様々な試みは行っているが、計画的な活動はなされていない。令和 3 年度は教員の配置換えなどにより科目担当教員の大幅な変更があったが、令和 4 年度も引き続きこの状況が続くため、一旦落ち着いてからこの問題に取り組みたい。

文化表現学科では、前年度に十分な取り組みができなかった新教育課程の導入に合わせたアセスメントポリシーの明確な策定については、キャリア教育科目での「コンピテンシー到達度調査」、資格課程における外部のルーブリック評価などで漸次導入に踏み切っているが、現状では十分とはいえない。従って、PDCA サイクルの組織的取組や教科科目に関して、適宜ルーブリック評価の導入を増やし、明確で公平性を担保する質保証の仕組みを導入することが今後の課題として残っている。新型コロナウイルスの感染状況悪化に伴い、令和 2 年度～令和 3 年度に遠隔授業を取り入れたが、遠隔で課題を設定する場合は、それに対応した評価ルーブリックの導入が評価の公平性を担保するうえで不可欠であり、今後

遠隔授業とその評価についてアセスメントポリシーを策定していくことが課題である。

＜テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項＞

特記事項なし

＜基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

建学の理念の教育内容への反映については、学科長会で自校教育の一環として、しばらく行われて来なかった学長講話の再開を決定した。具体的には平成 31 年 1 月 30 日に在学生オリエンテーションの一環として幼児教育学科第一部 1 年生、地域保育学科 1・2 年生、文化表現学科 1 年生及び幼児教育学科第二部 1・2 年生を対象に学長講話を実施した。その後も年に 1 回程度は学長講話を行っている。令和 3 年度では令和 4 年 1 月 19 日 13 時から幼児教育学科一部の 2 年生及び 18 時から同二部の 3 年生の卒業対象の学生に対し、建学の理念の再講義及び学長自身の人生観の講義を行っている。また令和 4 年 1 月 26 日には対面及び遠隔方式で幼児教育学科一部の 1 年生、二部の 1 年及び 2 年生、地域保育学科の 1 年及び 2 年生、文化表現学科の 1 年生を対象に建学の理念及び学長の方針などの講義を行っている。

令和元年度以降は教務委員会においても教育課程に組み入れる方策を検討している。また、「建学の理念推進委員会作業部会」を組織し、令和元年度からは授業以外でも建学の理念を共有できる場を設けることを目標とした。また、各学科においては、建学の理念を伝えていく中心となる授業科目として、幼児教育学科の「キャリアデザイン」、地域保育学科の「地域保育基礎講座」（令和 4 年度より「短大基礎講座」として再編）、文化表現学科の「キャリア形成基礎講座」、「短大生基礎力演習」があり、各授業科目の毎年のシラバス作成において教務委員会でその内容を精査している。また、当然のことながら、自己点検・評価作業と、秋草学園 5 ヶ年計画との連動については平成 30 年度より秋草学園 5 ヶ年計画が第Ⅲ期に入ったことから、今後もこの連携を注意深く行っていく。

GPA 制度については平成 27 年度より全学科で導入された。この制度の活用として、4 月 1 日時点で GPA3.0 以上の学生への履修上限単位数の緩和、各学期における成績が GPA2.0 未満の学生へのクラス指導教員による学修指導、GPA1.0 未満の学生への退学勧告を可能とすること、卒業式等の代表学生の選出の基準、成績優秀学生の選出基準等とすることなどが定められ、適切な運用を行ってきた。

幼児教育学科では、専任教員はもちろんのこと、非常勤講師に対しても、全教職員会で学科長が説明をすることで、教育目標の共有を図っている。学生に対しても、入学前後の集合教育やクラスミーティング等で教育目標を周知できるようにしている。

地域保育学科では、平成 27 年度の学生便覧より建学の理念に基づく教育の目的・目標及び学習成果の記載をしており、その内容については、学科会において定期的に検討を行っている。さらに 1 年次の「地域保育基礎講座」（令和 4 年度より「短大基礎講座」として再

編)の授業などでこれらについて学生への周知をし、学生が高い意識を持って学習ができるような教育を行っている。学習成果の査定に関する PDCA サイクルの構築については、強化の取り組みは不十分で今後状況をみながら取り組んでいく必要がある。

文化表現学科では、プレースメントテストについて、実施の前段階として、英語、数学などの科目編成や、能力別クラス編成に関して教員組織などの体制を構築している必要があると考えており、英語については選択科目、数学については教育課程にないことから当面実施していないという判断をしている。ただし、プレースメントテストに代わるものとして、令和元年度より大学教育に不可欠な考察力、判断力、表現力の学力の3要素を育むものとしての言語・表現能力を重視、その向上を図るための独自の教材を作成、これを入学予定者に配布して学生の能力を把握、入学後の学習と能力向上に生かしている(入学前教育)。また、教育課程の改編については、ディプロマ・ポリシーとの整合性を前提に、社会の人材ニーズの多様化、学生の学びの多様化に合わせて令和元年度に改革案をまとめて文科省に届け出し、令和2年度から新カリキュラムを導入した。さらに令和3年度からは、ディプロマ・ポリシーで謳っている内容の深化を図るため心理学、アサーションなどの新しい教養科目を追加するとともに「心理学・アサーション」、「Web デザイン」の2つのゼミを開設した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

地域社会への貢献の一環として、コロナ禍が終息後はエクステンションセンターの受講生の拡大を図るため講義内容の再検討及び広報の強化に努める。講義内容については幅広い受講生からの要望のほか、今後必要と思われる講義内容を検討していく。広報の強化としては具体的には市役所や公共施設にポスターを掲示すること、受講生のレポートでの参加や友人・知人への勧誘を依頼することなどが考えられる。

秋草学園5ヵ年計画の目標とその達成状況に連動して自己点検・評価作業が行えるよう検討する。

幼児教育学科では、学生全員に「教育目的・目標」の更なる理解を求めていくために、学科会等において、教育目標を更に学生に伝えていく手立てと、その教育の効果をどのように検証したらよいかを協議し、全教員が協働して学生教育にあたることとする。地域社会の要請に答えられているかどうかは、具体的に卒業生にどんな能力が求められているか、また何が不足しているのか、キャリアセンターとの連携や実習連絡会等を通じて、外部の保育者に引き続きヒアリングを行うことで点検していく。また、GPA 評価制度の更なる活用について、また短大の規定に照らした学習成果の点検方法を学科会やカリキュラム検討作業部会で検討する。令和3年度も入学前指導の際、入学予定者に「入学者受け入れの方針」を伝える機会を Web 上のオンデマンドで設けた。さらに入学後も幾つかの授業で連携を行い、「教育課程編成・実施の方針」の理解を促し、卒業年次生には「卒業認定・学位授与の方針」を伝え、自らの学習成果の振り返りを行う。また、非常勤講師に対しても「三つの方針」を具現化できる授業のありかたを共に考える機会を設ける。教育の質保証については、引き続き授業の連携を図ることによって、互いに PDCA の共通理解を深める。また、学科での学習成果の査定は教学アセスメントポリシーに沿って行う。

地域保育学科では、令和4年度においても本学の教育方針を理解し、新型コロナウイルス

ス感染拡大の影響による新しい生活様式の中でボランティア活動、インターンシップ等に協力をいただける行政・事業体と共同して、地域保育学科の目的・目標の達成に向けて、地道できめ細やかな指導を徹底する。児童厚生2級指導員、ピアヘルパー、おもちゃインストラクター等の資格取得については安定した高い取得率と公立保育士合格者数の拡大を目指す。更に、「三つの方針」は地域保育学科の教育活動の根幹を為すものであるため、今後学科会等において点検評価・見直しを行う。教育の内容・充実に向けて学習成果の査定やPDCAサイクルについて、学科の状況を見ながら取り組んでいく。

文化表現学科では今後、ゼミナールの授業を中心に地域・社会との連携協力を一段と進めていく計画であり、地域の文化施設である角川ミュージアム及びミュージアムの親会社であるKADOKAWAとの包括連携協定の締結を目指すことにしている。また、新型コロナウイルスの感染深刻化により、令和2年度、3年度に実施できなかった秩父市をはじめ、人口流出地域である中山間地域での社会貢献活動に関し、状況が改善されれば具体的取り組みを進めていくこと計画である。

インターンシップに関しては新型コロナウイルスの感染状況が改善され次第、学習の成果（ディプロマ・ポリシー）を重視する観点に立って、現在24社にとどまっている連携企業を増やすだけでなく、学生の学びにとってプラスとなる企業の選択を進めていく。また、令和2年度から教育課程に配置した科目「キャリアスタディ―産業人に学ぶ―」については、産業界との連携によって令和2年度は遠隔授業で、3年度（TRC等14社）は対面で実施することができた。これにより、学生の企業理解が進み、連携企業への学生の就職（3社）につながった。教育効果の実質化を図るという意味でも、企業側でも前向きな姿勢を示している本取り組みを、現在滞っているインターンシップに代わる重要な取り組みとして位置づけていく計画である。

自治体との連携では、教育課程に配置している「ゼミナール」及び「ボランティア」の授業を中心に、学習成果の実質化という視点に立った効率的な連携の在り方を検討し、実践的に活動していく。具体的には、令和3年度に実現した所沢警察署や所沢市生涯学習推進センター、西武鉄道等と連携していく計画である。

大学案内、ホームページ、高校教員対象の説明会などの場を通じて、新教育課程と三つの方針及び教育の効果について広く内外に公開し、積極的に説明していく計画である。また、非常勤講師に対しても、非常勤講師教職員会の場や個別説明などを通じて新教育課程の趣旨を伝えていく。学習の成果については、成績評価のルーブリックを学生に事前公開することなどによって、成績評価の可視化につなげていく計画を一段と進めるほか、授業コマごとの教育目標の設定も進めていく。ルーブリック評価についてはその手法を令和3年度に策定し終わった。4年度には実施科目の拡充を進めていく計画である。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

提出資料 3 ウェブサイト「情報公開」 [情報公開等 | 秋草学園短期大学 \(akikusa.ac.jp\)](http://akikusa.ac.jp)

幼児教育学科 [yk_policy.pdf \(akikusa.ac.jp\)](http://akikusa.ac.jp/yk_policy.pdf)

地域保育学科 [ch_policy.pdf \(akikusa.ac.jp\)](http://akikusa.ac.jp/ch_policy.pdf)

文化表現学科 [bh_policy.pdf \(akikusa.ac.jp\)](http://akikusa.ac.jp/bh_policy.pdf)

提出資料 4 学生便覧

提出資料 7 シラバス

提出資料 12 学生募集要項【令和3年度入学者用】

提出資料 13 学生募集要項【令和4年度入学者用】

提出書類 14 令和3年度学年暦

提出資料-規程集

8 2120 秋草学園短期大学履修規程

9 2214 秋草学園短期大学アドミッション・オフィス運営内規

備付資料 12 保育者になりたい人のためのワークブック～秋草学園短期大学幼児教育学
科の歩き方

備付資料 13 文化表現学科パンフレット（資格・検定合格者一覧）

備付資料 14 学生指導カルテ

備付資料 15 新入生アンケート調査結果

備付資料 16 学修行動調査結果

備付資料 17 学生満足度調査結果

備付資料 18 卒業生アンケート結果（就職先回答分）

備付資料 19 卒業生アンケート結果（卒業生回答分）

[区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を
明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1の現状＞

幼児教育学科では、「愛され信頼される女性の育成」という建学の理念を根幹とし、現代の保育ニーズに応えられる豊かな人間的魅力と確かな保育技術を備えた保育者の養成を行っている。平成 29 年度に策定した卒業認定・学位授与の方針について、定期的に点検を行っている。令和 2 年度末に更に 3 つの方針に整合性をもたせるため、組織的議論を重ねて新しい卒業認定・学位授与の方針を策定した。幼児教育学科では、以下のような能力や人間性を備えた者に対し短期大学士の学位を授与する。

- 1) 幼児教育学・保育学の知識と技能をしっかりと習得している。
- 2) コミュニケーション能力があり、周囲の人と協調することができる。
- 3) 子どもを取り巻く環境や問題をし、自ら課題をみつけ取り組むことができる。
- 4) 自然と生命を大切にすることをもち、それを子どもに伝えることができる。
- 5) 自分を生き生きと表現し、他者の表現を受け入れることができる。

以上幼児教育学科の卒業認定・学位授与の方針は、地域社会で求められる保育者に必須の条件を示してあり、社会的に通用性がある。卒業要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示し、学習成果に対応している。

地域保育学科の保育者養成は、建学の理念のもと、子育て支援をはじめとした現代の保育ニーズに対応できる専門的知識を修得させ、幅広い視野と豊かな人間性を有する保育者を養成することにある。以下のような知識・学力と人間性を身につけた者に対して短期大学士を授与する。

- 1) 保育者として必要な教養や専門的知識を身につけていること。
- 2) 主体的に学ぶ力を身につけ、保育の質の向上、自己の資質向上に取り組めること。
- 3) 仕事やそれ以外の活動を通し社会貢献できる力を有していること。
- 4) 子どもの人権を守り、子どもの最善の利益を優先できること。
- 5) 多様な問題に直面したとき、それを乗り越える精神的強さを有していること。

なお、規定により在籍年限については 3 年間、卒業認定・卒業要件修得単位数は 2 年以上本学科に在籍し、教養教育科目 12 単位以上（うち必修科目 10 単位）、専門教育科目 81 単位以上（うち必修科目 28 単位）、合計 93 単位以上を取得する必要がある。また、幼稚園教諭二種免許状を取得して卒業する場合は専門教育科目 81 単位以上（うち必修科目 58 単位）、保育士証を取得して卒業する場合は専門教育科目 81 単位以上（うち必修科目 71 単位）となる。さらに幼稚園教諭二種免許状と保育士証の双方を取得して卒業する場合には、教養教育科目 12 単位以上（うち必修科目 10 単位）、専門教育科目 86 単位以上（うち必修科目 84 単位）、合計 98 単位以上を取得する必要がある。

以上のように学位授与の方針について、学生便覧、ホームページ、大学案内等において表明し学内外に周知を図っている。保育者養成とする本学科の学位授与の方針は、地域社会のあり方、子育て支援の必要性という現代社会の中で特に職業人としてまた社会人として求められているものであり、毎年幼稚園教諭、保育士としての専門職としてほぼ 100 パーセント近い数値で就職していることからこれらの方針は社会的通用性があると考えるが、今後は幼児教育学科との共通性と違いを明確にするため、現状にさらに適した方針を再検討していく。

文化表現学科は、令和2年度からの教育課程の変更に際し、令和元年度に学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を全面改定した。新ディプロマ・ポリシーは、これまでの内容との継続性を保ちつつ、新しい教育課程に対応させるものであり、社会の求める教養人、職業人の基本的能力や心構えを具体化しており、その内容は十分に社会的・国際的通用性を有している。なお、ディプロマ・ポリシーは、教育課程のあり方とともに定期的に学科会で点検している。教育課程を変更する場合には、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの間に齟齬が生じないように、一体化・一貫化を前提として行っている。文化表現学科のディプロマ・ポリシーは以下の通りである。

- 1) 日本の伝統及び現代文化に加え、異文化に対する理解を深め、多様で寛容な思考や表現ができる。
- 2) 他者の主張や考えに耳を傾け、その内容を理解したうえで自分の思いや考えを表現することができる。
- 3) 社会の新しい動きに関心を寄せ、絶えず向上心をもって新たな知識や技能、資格を習得し、適切な判断のもとに物事を実践できる。
- 4) 礼節、勤勉、協調の精神を持ち、主体的に様々な人々と協働して社会に貢献できる。

このディプロマ・ポリシーは、カリキュラム・ポリシーと一体化した内容であり、学習成果に対応している。また、ディプロマ・ポリシーに沿って、卒業要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示し、シラバスや教育課程で明示している。なお卒業認定・卒業要件修得単位数は2年以上本学科に在籍し、教養教育科目8単位以上、専門教育科目60単位以上（うち必修科目14単位）、合計68単位以上を修得すること、と規程で定めている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

＜区分 基準Ⅱ-A-2の現状＞

幼児教育学科では、「卒業認定・学位授与の方針」に対応した「教育課程編成・実施の方針」を明確に示し、教育課程を短期大学設置基準に準拠して体系的に編成し、その学習成果の獲得を判定している。当学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、学位授与に必要な知識や能力を習得するために、教育課程を大きく「教養教育科目」と「専門教育科目」に分けて以下のように編成・実施している。その中で、以下の学力をしっかりと身につけることができるように、学びの道筋の中に各教科が配置されている。

- 1) 教育・保育の専門知識と技能を身につける。
- 2) 幼児教育・保育の理解を深めるため、他者と対話を重ねながら主体的に学ぶ。
- 3) 社会人としての自分の将来を考え、学びに向かう意欲と力をつける。
- 4) 環境や生命の重要性を学ぶ。

5) 造形表現や身体表現、音楽表現を基礎として表現力を身につけ、自分の得意分野を伸ばす。

なお、シラバスに達成目標や準備学習と授業の内容、成績評価の方法・基準、教科書等の項目を明示し、学生に年度ごとに説明を行っており、学生ひとり一人が確かな学力を積み上げていくことができるよう、学びの順序の最適化を図っている。また教育課程の見直しを学科会や作業部会等で定期的に行っている。更に卒業認定・学位授与の方針を達成するのに必要と考えられる学力を身に付けるためのサポートとして、「基礎演習」と「教養演習」（現在は「キャリアデザイン」）の本学科独自科目を開講していたが、令和元年度より「基礎演習」を「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」と分割して更なる基礎学力の習得・定着を図っている。また、正規の授業とは別に「補習」の時間を一部二部それぞれに設けて国語の教員を配置し、理解が不十分な科目の補習を行っている。

地域保育学科の教育課程は、「子育て支援を核とした現代の保育ニーズに対応できる専門的知識・経験を修得させ、幅広い視野と豊かな人間性を有する保育者を養成することにある、」とする学位授与の方針に沿って学生が目標を達成できるよう、一般教育科目と専門教育科目を連携して編成されている。そのため学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は以下のように定められている。

- 1) 入学初年次には、大学における学びの全般を支え、専門教育の基盤となる教養教育科目を配置する。
- 2) 専門教育科目は、保育の専門分野の体系に基づいて、知識・理論や実践的な技能をバランス良く学べるよう構成している。
- 3) 地域保育学科の特色である子育て支援を核とした保育ニーズに対応できるよう、「地域活動Ⅰ・Ⅱ」、「地域子育て支援論」、「カウンセリング論」を始めとする地域理解、心理学系、児童館関連の科目等に力を入れている。
- 4) 保育に直結する多彩な資格取得や資質向上をめざした科目を準備している。
- 5) 主体的・自立的な学びのまとめとしてゼミ形式による卒業研究を課している。
- 6) 透明で厳格な成績評価を行うとともに教育の内容や方法を検証し教育の質の向上を図る。

幼稚園教諭二種免許状、保育士資格を取得するには、定められた必修教科が多数あるが、

3年間の教育課程の中にバランスよく配置し、また年間に履修できる単位数の上限を定めている。子育て支援に必要とされる資格取得のための講座等も、学生が履修し易いよう配置している。開設講座はすべてシラバス上に必要な項目（達成目標・到達目標、授業内容、授業時間数、予習・復習時間、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を示し、学生が受講する際参考となるようにしている。成績は5段階で評価されるが、教員は学生が卒業後、専門職としての社会的責任を持つ立場になることを念頭に評価を行っている。評価は各期末の試験のみならず、各教科担当者は小テストやレポート、発表、作品、授業態度等総合的に評価し客観性・公平性を期している。担当教員の配置も、専門性や業績を重視し専門的知識や技術が得られるよう配慮している。さらに、本学科独自の講座を多数開講しており、学科の特色を活かした学習の場となっている。本学科の代表的な独自教科として「地域活動Ⅰ・Ⅱ」、「総合演習Ⅰ・Ⅱ（ゼミナール）」、「地域子育て支援論」（コロナの影響により開設休講）、「カウンセリング論」を始めとする社会貢献、心理学系、児童館関連の科目等に力を入れている。教育課程の見直しについては、日頃の学習の成果や保育者養成に関わる法律や規則の改正を機に適切に行っている。なお、令和元年度から「地域活動Ⅰ」の授業内容を見直した。主な改正内容はボランティア活動の必要性、ボランティア活動の歴史、およびボランティア活動を行う際の注意点などを取り入れた点であった。令和2年度には、新型コロナの影響により学生の学外活動が行えなかったが、そのため、地域活動Ⅰでは学内における教員へのインタビューと共同活動、地域活動Ⅱでは被災地である熊本県の保育所へのおもちゃ作り、近隣の病院に入院している子どもたちへの折り紙作り、医療従事者へのブーケ作りを行った。さらに令和3年度は、地域活動Ⅰでは授業の中で所沢市を散策し、子育てマップの作成などを行った。また、地域活動ⅡではSNSを用いて子育て支援動画を発信するなどの活動を行った。

文化表現学科は、令和2年度からの教育課程の変更に際し、令和元年度のディプロマ・ポリシーを全面改定するとともに、カリキュラム・ポリシーを一体的に策定した。令和3年度に教育課程を一部変更したが、卒業認定・学位授与の方針と齟齬が生じないよう配慮して策定した。カリキュラム・ポリシーは以下の通りである。

- 1) 人間、社会、文化への基礎的な理解と教養を身につけるように編成している。
- 2) 多様な表現技法と基礎的な情報処理能力を習得できるように編成している。
- 3) 時代に対応した多様な資格課程を設定し、学生がそれぞれの多様な能力を発揮できるように編成している。

カリキュラム・ポリシーに記載した「多様な資格課程」には図書館司書、医療事務、Webデザイン、情報処理士、観光実務士等があり、学生はこれらの資格を卒業までに複数取得する者が多い。また、ディプロマ・ポリシーに沿って、卒業要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示し、シラバスや教育課程で明示している。尚、卒業認定・卒業要件修得単位数は2年以上本学科に在籍し、教養教育科目8単位以上、専門教育科目60単位以上（うち必修科目14単位）、合計68単位以上を修得すること、と規程で定めている。単位の実質化を図るため、年間又は学期において履修できる単位数の上限を50単位と定めている。また、シラバスには必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書、自習時間等）を明示している。

なお、単位の実質化については学則において単位の計算方法を明示し、シラバスで予習・

復習時間を示している。また、履修規程（提出・規程集 8）において履修単位の上限（CAP 制）を定め、成績による上限緩和も認めている。

教員の配置に関しては、専任教員数は短期大学設置基準を満たすことを前提として、各学科の教育課程編成による授業科目数や、教員として必要な資格、経歴や業績を十分に検討した上で適切に行なっている。

〔区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

令和4年度前期から3学科の学生を対象とする文理融合型科目として「SDGs 入門」を新たに教養科目として開講した。幼児教育学科では、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培う教育課程を編成している。専門教育の基礎となるよう、教養教育科目で、「日本国憲法」や「英語」、「体育実技・講義」、「表現とアート」、「生活の科学」等12の授業科目を行っている。特に保育者となるための専門教育とつながりを持ちつつ、女性が職場や地域社会で活躍することの意義について学習し、キャリアデザインの重要性を理解するための「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」を必修の教養教育科目としている。専門教育科目としては、保育者としての幅広い専門知識や実践的な保育技術を身につけられるように科目の配置を行っている。さらに、専門教育科目を通じて、柔軟な思考力や豊かな表現力を養い、自ら課題を見つけその解決方法を探り実践できる力を育て、他者を尊重できるコミュニケーションの力を育成するよう努めている。その上で教養教育と専門教育とを関連づけた学習成果を評価し、その測定方法について改善に取り組んでいる（備付-12）。

地域保育学科では、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格に必要な要件である日本語表現、英語、体育、情報処理、日本国憲法、データサイエンスなどを中心に教養科目を開設している。それら科目群は専門教育の基礎となるものであり相互の分野が関連しあい教育効果が高められなければならない。従って日頃よりレポートや発表、試験等によりその成果を測定・評価し主体的に取り組めるよう授業の改善に努めている。

文化表現学科の教育課程は短期大学設置基準にのっとり幅広く深い教養を培うことができるよう次のような科目群に分けて編成している。その主な内容は以下の通りである。

1) 教養教育科目・専門教養科目

カリキュラム・ポリシー1（人間、社会、文化への基礎的な理解と教養を身につける）を実現するために編成。12科目を配置し、このうち8科目を選択必修としている。これらの科目は専門教育との関連性を持たせる内容となっている。さらに専門教育を受けるための教養科目である「専門基礎科目群」（短大生基礎力演習、ことばと表現、情報処理演習、日本文化論、コミュニケーションと心理の5科目）を設定し、教養科目と専門教育との関連・結合を明確にしている。

2) 専門教育科目

カリキュラム・ポリシー 2 及び 3 を実現するために編成。「観光・エアライン・外国語」、「ファッションビジネス」、「Web デザイン」、「情報・マルチメディア」、「ビジネス実務・医療事務」、「文化・文学・図書館」、「マンガ・イラスト・アニメ・創作」の 7 つのフィールドで合計 50 科目を配置している。教養教育科目、及び専門教育科目は互いに関連性を持たせるよう配置しており、例えば教養教育科目の「文学に親しむ」は専門教育科目の「古典文学を読む」「近代文学を読む」「女性文学を読む」の授業科目の前段階として位置づけている。専門教育課程には 50 科目を配置しているが、これらはいずれも教養教育としての意味も持たせており、学科全体として幅広く深い教養を学ぶように編成している。教養教育の効果については、試験やレポートによってその効果を厳密に評価し、改善に務めている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

幼児教育学科では、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格を取得し、将来保育者として保育現場で働くことを希望する学生がほとんどであるため、保育者に必要な教養と専門的能力を身につけることができるよう編成した教育課程の中で職業教育を実施している。当学科の教育課程での学習を修了した学生たちの多くが学科で受けた職業教育を生かし保育現場での専門就職を果たすという点で、その学習効果の測定・評価が可能である。更に保育の現場に必要な職業教育の内容については、実習連絡会などで保育現場からの評価や要望を参考としながら改善に努めている。

地域保育学科の教育課程は、現代の保育ニーズに対応できる専門的知識・技術を習得させ幅広い視野と豊かな人間性を有する保育者育成に向けて、短期大学設置基準に沿った専門教育と教養教育をバランスよく学べるよう実施している。幼児教育者・保育者育成について、学内における授業科目の個々の達成目標に対する到達度の評価と、学外におけるボランティア（SNS 上の活動も含む）やインターンシップ、各種実習での外部評価と自己達成感、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、児童厚生 2 級指導員資格、ベビーマッサージ指導者などの各種資格の取得状況、とこれらの資格取得を活かした専門就職率等により測定・評価している。評価結果も参考とし、効果の測定・評価については必要に応じて改善に取り組んでいる。

文化表現学科では、職業または实际生活に必要な能力を育成するように編成し、教育課程（キャリア教育群 5 科目＝キャリア形成基礎講座、インターンシップ、ボランティア活動、キャリアスタディー企業に学ぶ一、アナウンス表現演習）の中で職業教育を実施している。従ってその実施主体は学科教員であり、その中心となるキャリア教育科目は令和元年度まで 11 科目を設定していたがいずれも選択科目であり、教育の徹底を期すには不十分

であったため、令和2年度からの新教育課程では5科目に再編成し、そのうち2科目「キャリアスタディー企業人に学ぶ」と「キャリア形成基礎講座」については必修科目とした。従来、プレ・インターンシップを含むキャリア教育に関して選択科目である「社会人基礎講座」で対応していたが、2つの必修科目の設定により、社会人基礎講座は廃止しキャリア教育の実効を上げることとした。さらに、従来のインターンシップは社会人基礎講座のプレ・インターンシップを受講した学生のみが参加できる仕組みであったが、社会人基礎講座の廃止により、学科の学生全員がインターンシップに参加することが可能となった。また、多様な知識や技能を習得させるために配置している専門教育課程も実際生活に必要な能力を養うように編成している。例えば「観光・エアライン・外国語」、「ファッションビジネス」、「Webデザイン」、「情報・マルチメディア」、「ビジネス実務・医療事務」、「文化・文学・図書館」、「マンガ・イラスト・アニメ・創作」の7つのフィールド（専門科目群）ではいずれも、職業または実生活に資する授業科目を数多く配置している。さらに実践的な資格の取得を目指し、図書館司書課程、医療事務資格課程、ウェブデザイン実務士課程、情報処理士課程を置くほか、必修科目を含むキャリア教育5科目及び単位化はしていないが「就職関連講座」を設置し、キャリア教育をサポートしている。中でも令和2年度から教育課程に配置した科目「キャリアスタディー産業人に学ぶ」については、産業界との連携によって展開している授業で、学生の企業理解が進み、連携企業への学生の就職も実現した。（備付-13）

また、教育効果の測定評価については、キャリア教育を通じて育成することを目的とした自立心、コミュニケーション力、情報活用力、等を学生の自己評価によって測定する「コンピテンシー到達度調査」を2年間で4回実施し、学生の自己啓発及び授業改善に活かしている（備付-6）。さらに、資格取得率等により教育効果の測定・評価を行い、教育課程の改善にも努めている。

【区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-5の現状＞

本学では学生募集要項（提出-12～13）に「建学の理念・教育目標」とともに設置3学科の入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に記載している。入学選抜の方法（総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜）全てにおいて個人面談や面接を実施しており入学受入れの方針に沿って選抜を行っている。複数の入学選抜方法それぞれの試験項目を点数化し、合計点で選考することにより総合かつ公正な選抜を行っている。授業料その他入学に必要な経費も納入時期も含め一覧表で明示しており、さらに分納等様々な対処要領も明確に記載している。

アドミッション・オフィスについては、秋草学園短期大学関係規程で「2214 アドミッション・オフィス運営内規」（提出・規程集 9）を設けており、内規に基づき適正に運営されている。出願その他の問い合わせについては、入試広報室で電話（直通フリーダイヤル含む）・SNS等活用し、適切な対応を行っている。

幼児教育学科では、「愛され信頼される女性の育成」という建学の理念と、「現代の保育ニーズに応えられる豊かな人間的魅力とたしかな保育技術を備えた保育者の養成」という教育目的・目標に基づいて、令和2年度末に改定した以下のような入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を掲げている。

- 1) 入学後の学習に必要な基礎学力をもっている人
- 2) 基本的マナーが身についている人
- 3) 自分の考えを的確に伝えることができ、他者の考えを受け入れることのできる、基礎的コミュニケーション能力のある人
- 4) 保育者を目指す意思が強く、学習意欲の高い人
- 5) 好奇心が旺盛で、自分の感性を大切にする人

以上の入学受入れの方針は、学生募集要項にも掲載し、入学前教育においても入学予定者に周知している。当学科では入試広報室との共同体制でさまざまな入学選抜を用いているが、すべての選抜形態において面接を必修としており、調査書や学科試験における入学前の学修成果の把握・評価のみならず、人物を重視する幼児教育学科の入学受入れの方針に適った入学選抜を行っている。令和元年度より「自己アピール・自己表現」の力、学習に意欲的であるかどうかに着目した総合型選抜の入学選抜を実施している。本学科への受験については、入学希望者に対し、オープンキャンパスの際、学科教員と職員とで丁寧な個別相談を行っている。令和3年度も、自己アピール型、授業参加型や指定校推薦等、1月までに入学を決定した者に対して、基礎学力向上のために入学前課題の提出を義務付けている。また2月に初心者を対象としたピアノレッスンを行った。さらに、入学前教育の一環として、入学後の学習の心得や実習等について理解を深めるため、2月に計2回の入学前教育をWebで実施した（備付-12）。

地域保育学科では学科の学習成果にふさわしい入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を掲げており、以下の方針を大学案内に明示している。

- 1) 基礎的な学力を有し主体的に学ぶ意欲がある人
- 2) 地域貢献や子育て支援に旺盛な興味と関心を持ち、積極的に諸活動に取り組める人
- 3) 子どもと保護者の気持ちをあたたく受け止め、自分自身も成長していくことがで

きる人

4) 自他の人権を尊重し、教養とマナーを備えた人

選抜方法として、総合型選抜特待、総合型選抜（保育士資格・幼稚園教諭二種免許状の取得を目指し、さらに本学科で開設しているその他の資格取得に意欲があるもの）、学校推薦型選抜（指定校推薦、公募推薦）、一般選抜を設けている。すべての選抜試験は、学科試験や調査書等の成績だけではなく、地域保育学科の入学者受け入れの方針に添った人物を重視する入学者選抜の方法をとっている。入学前の学習成果の把握・評価については提出された調査書、ならびに学力、面接試験で行っており、入学前教育においても入学前の学習成果の把握に努めている。

文化表現学科では、令和2年度からの教育課程の変更に伴い、3ポリシーを改定するとともに、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）も、アドミッション・ポリシー及び具体的な学習の成果に対応するように一体的に改定して、その内容を大学案内、入試ガイド、学生便覧等で公開している。新しいアドミッション・ポリシーは以下の通りである。

- 1) 年齢に相応しい知識、技能、人間力が備わった人
- 2) 日本の伝統文化や現代文化、さらには異文化に関心を持ち、多様性を受け入れ意欲的に学ぼうとする人
- 3) 社会とのかかわりを意識的に捉え、判断し、実践しようとする意欲のある人
- 4) 自分の発想や主張を表現するための手法や技術を習得しようとする意欲のある人

入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価の基準となっている。また入学者選抜の方法においても重要な判断材料となっている。

入学者選抜に関する広報ならびに選抜関係業務は主に入試広報室が担当しており、入学者の選抜方法について、総合型選抜については、アドミッション・オフィス（提出・規程集9）が合否判定をし、教授会へ報告している。その他の選抜の判定は、入学者選抜試験委員会が検討し、教授会の審議を経ることで全学的な視点から検討し実施している。学力試験に加え面接試験の結果なども点数化することで、評価基準の明確化を図っている。入学試験に関しては、受験生の多くが総合型選抜または学校推薦型選抜で受験するため、各学科で選抜方法に応じた選抜基準を検討し、面接者に謂れのない不利益が生じないように、またアドミッション・ポリシーに沿った受験生の能力・学習成果に対応しているか見極めることを重視して取り組んでいる。

授業料、その他入学に必要な経費等については、ホームページや学生募集要項に掲載することで明示するとともに、問い合わせがあった際には随時対応を行っている。

入学者選抜に関する問い合わせについては、入試広報室が対応しており、オープンキャンパスなどの機会には、各学科の教員で構成する入学者選抜試験委員会委員に加え、各学科長と職員を交えた多くのスタッフが個別相談に応じることで、入学希望者個々の質問、希望に対応することができている。高大接続の観点から、入学希望者の関心や学力に応じて適切に助言を行い、アドミッション・ポリシーに対応している。

広報については、入試広報室と入学者選抜試験委員会が協同して、広報に関する内容（学生募集要項等の作成からオープンキャンパス・高校訪問・進学ガイダンス等）について協議し、検討する体制が整っている。学生募集事務は入試広報室が行っている。またスマートフォンや

Web での資料請求者が増えてきているため、前年に引き続きスマートフォン対策と SEO（検索エンジン最適化）対策を重視するようにしている。入学後の学生の修学状況については出身校への学校訪問を通して報告し、高校生の興味・関心の動向や進学動機、入学者受け入れの方針について意見を聴取している。

入学手続者に対して、入学までの期間に各学科が入学前教育を実施している（備付-13）。入学後のオリエンテーション、新入生交流研修旅行を通して学習態度の涵養と学生相互の仲間づくり及び学生と教員との関係づくりの機会を設けている。

〔区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

幼児教育学科の学習成果の査定は、学内における授業科目の個々の達成目標に対する到達度の評価と、各実習先からの評価や、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格の取得状況及び免許・資格を活かした専門就職率等の外的評価等によって定期的に行われている。幼児教育学科では、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格を取得し、将来保育者として現場で働くことを希望する学生がほとんどであるため、学習成果としては、個々の授業科目の単位を本学の規定通りに取得するだけではなく、本学科における学習の集大成ともいえる保育所実習、施設実習、教育実習の各実習で、それまでの学習成果が発揮されている。また、学習成果を獲得した学生たちの多くは幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の両資格を取得し、現場で保育者として働くことになるため、幼児教育学科の学習成果には実際的な価値があり、専門就職という点で学習成果は測定可能なものとなっている。

地域保育学科の学習成果は、学内における授業科目の個々の達成目標に対する到達度の評価と、学外におけるボランティアやインターンシップ、各種実習での外部評価と自己達成感、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、児童厚生2級指導員資格などの各種資格の取得状況とこれらの取得を活かした専門就職率等によって明確であり、測定可能である。その他の資格として図書館司書、ベビーマッサージ指導者、ピアヘルパー、レクリエーション・インストラクター、おもちゃインストラクター等があり必要な学びの後、試験等を受け合否判定が出るもの、授業時の学習成果が資格認定に繋がるなど一定の学習成果として資格取得が連動したものとなっている。学習成果は3年間で実現可能であり社会的に有用である。

文化表現学科の学習成果は、図書館司書資格、医療事務資格、ウェブデザイン実務士資格、情報処理士資格などの資格課程については具体性があり、測定可能である。例えば、具体的な学習成果の一つとしての司書資格取得は、社会的にも認知された実際的な価値を持つものであり、必要な教科の学習成績で合格点を取ることと卒業要件を満たすことが条件となっている。また、客観的に測定された学習成績に基づき、在学期間内で獲得可能で

ある。さらに、「情報処理士」、「観光実務士」等の資格課程の科目に関しては、令和3年度より外部認定機関（全国大学実務教育協会）のルーブリック評価・外部評価を取り入れ、客観性を持たせている。キャリア関連科目に関しては、「コンピテンシー自己評価」を学生全員に課すことにより、学生はその成果をもれなく把握することができる。創作系科目における評価は、具体的な作品の完成度を専門教員が評価を下して確認しており、測定可能である。専門教育課程の講義科目・演習科目を総合した評価の測定は GPA により把握が可能となっている。

学生自身が学習の成果を自覚できるような取り組みとして、令和元年度より「学科の日」を設け、学生が学習の成果を発表する「プレゼンテーション大会」を実施している。令和3年度は、学科の全学生（1、2年生全員）が参加して代表学生が、個人及びグループで学習の成果（ゼミの研究・活動成果）を発表した。これにより、学生は学習の成果を自覚し、教員は教育の成果を認識することができた。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

測定可能な学習成果として、GPA、学位取得率、免許・資格取得率等が挙げられる。GPA が低い（2.0 未満）学生に対しては指導教員が面談を行い学習面と生活面で指導を行う（備付-14）ことで、GPA 値の改善を目指し、成績不良が留年・退学に繋がらないように支援している。取得可能な免許・資格は学科で異なるが、学科毎に免許・資格の取得状況について勘案し、取得率の向上を図っている。なお、ポートフォリオとルーブリックについては、一部学科のみで作成・活用している。今後 FD 研修の一環としてルーブリックを用いた評価方法の在り方を研修する予定である。具体的には学生が書いたレポートを題材にし、それぞれの教員が共通のルーブリックを用いた評価した場合、どのような差が出るか、またこの差はどのように解消していくべきかなどの検討を行う。

学生に対してアンケートによる新入生調査（備付-15）、学修時間・学修行動調査（備付-16）、学生満足度調査（備付-17）を行い、集計・分析した上でその結果を全教員に周知し、学生の学修指導や生活指導、学内整備等に活用している。インターンシップ、留学、4 年制大学編入について、説明会・報告会等の場を設け学生に開示することで、学生生活を充実させ卒業後の進路決定の選択肢を広げる一助としている。また、教職員が幼稚園・保育所・施設、企業訪問を行う際、雇用者から聴取した就職者の様子等をキャリアセンターが

取りまとめて回覧している。

免許・資格取得状況や専門職への就職率、学修時間・学修実態、学位取得率、コンピテンシー到達度自己評価の公表を行っている。また、入学者選抜別に入学者の追跡調査を行うため、選抜区分、留年者、休学者、中退者、各種資格取得等の活動実績、GPAなどの成績、単位取得数、資格取得、就職などのデータ収集を行い、適切な入学者受け入れが行われているかどうかの検証を行っている。平成30年度からコンピテンシー到達度自己評価のアンケートをWebのアンケートフォームで実施を開始し、学生1人1人に対しWeb上でコンピテンシー到達度自己評価の結果をグラフで開示している。令和元年度からはこれまで紙で行っていた授業評価アンケート、学生満足度調査、学修時間・学修行動アンケートをWebのアンケートフォームで実施している。また、卒業時に学生1人1人の在学中の成績順位の推移、成績評価の割合の推移、コンピテンシー到達度自己評価の結果、取得資格、取得学位などを載せた学位証書補足資料を作成し、卒業学生へ配布している。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

学生の就職支援のために、「キャリアセンター」の専任職員4名と、各学科より選出された教員8名で組織する「就職指導委員会」が、学生の就職内定獲得をめざして就職ガイダンス、就職支援講座等の企画、運営を行っている。令和2年度もキャリアセンターが中心となり、就職指導委員会で就職に関する問題を審議しながら、就職に関する様々な学生支援を行った。令和2年度は、コロナ禍であり、就職関連講座は、Google Classroom を利用し実施した。履歴書添削、面接練習は、感染防止対策を行った上で実施した。

卒業生の進路先からの情報収集については、例年卒業後アンケートを採用側（幼稚園・保育所・施設・一般企業）、卒業生側双方から回収を行っている（備付-18～19）。回答を集計し、教授会にて教員へ報告し、さらにホームページに掲載し公表している。

採用側から見た本学の学生については、コミュニケーション能力、実行力、保護者や利用者への対応について、非常に高い割合でよくできているという評価であった。優れている能力の自由記述においても、熱心さ、前向きな姿勢、誠実な仕事の姿勢などが挙げられ、概ね良い評価であった。一方、本学への要望の中には、社会人としての基本的マナーや社会の仕組みについて理解を深めてもらいたい、学ぶ意欲のある幼児教育者の育成といった意見も見られ、今後講座等で伝えていく必要がある。

卒業生からの回答は毎年回収率が低いことが継続課題である。回答してくれた学生の意見は、在学中学んでおいてよかったことについて、ピアノ、心理学、指導案作成といった現場で役立つ授業が役に立っているといった回答が見られた。

令和2年度以降は、アンケート結果を授業で活用し、本学の就職先の様子、採用者が感

じること、卒業生が在学中に学んでおいてよかった点などを在學生へ伝え、学ぶ意欲の向上、就職活動への興味へとつながる取り組みを行なっている。

その他、学科ごとに以下のことを実施している。

幼児教育学科・地域保育学科は、6～7月にかけての「幼稚園・保育所・施設訪問」の折に、全教職員が約300園を訪れ、求人依頼・採用のお礼とともに卒業生の様子を聴取している。その結果は報告書に記入し、キャリアセンターがファイルにまとめた後、回覧している。しかし、令和3年度は実習園と内定先が同一の場合は、実習巡回時に、お礼と求人依頼を行い、その他重点園にはキャリアセンター職員が中心となり訪問した。

文化表現学科では、例年2月～3月にかけて企業約40社への採用のお礼及び求人依頼の訪問を行っている。令和3年度は感染防止の観点から訪問企業数を少なくしたが、キャリアセンター職員を中心として訪問を行った。また、就職関連講座の中で令和元年度より12月に24社出席の「合同企業説明会」、2月には12社出席の「企業人事部模擬面接」を開催したが、令和3年度は感染防止対策をおこなった上で2月に「合同企業説明会」(24社参加)、「企業人事部模擬面接」(9社参加)を対面にて実施した。こうした中で卒業生と会う機会もあり、その際現在の様子を聞き、内容を吟味し、就職関連講座内にて学生へ伝達したり、学生の就職先選定のアドバイスなどに活用している。

在学生の就職意欲の向上に関する取り組みについては、幼児教育学科・地域保育学科において、今後の就職活動の参考となるよう、保育園、幼稚園、公立保育士、企業のそれぞれの活動報告を卒業年次生に発表をしてもらった。感染防止の観点から、Webにて1月に配信し、在校生から感想、質問を募集し、今後に活かすよう努めた。

卒業後アンケートを例年、採用側、卒業生側双方から回収を行っており、回答を集計し、ホームページに掲載している。また、令和2年度は、アンケート結果を授業で活用し、本学の就職先の様子、採用者が感じること、卒業生が在学中に学んでおいてよかった点などを伝え、学ぶ意欲の向上につながる取り組みを行なった。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

幼児教育学科では、卒業認定・学位授与の方針について入学時オリエンテーションや卒業年次の授業等で学科の学生に直接伝える機会を増やすことによって、周知徹底を進めてきた。しかし令和3年度は、新型コロナウイルス感染予防対策のため、入学時より学生に対面で伝えることが困難であったため、遠隔(オンライン)での入学前教育や卒業年次の授業で伝えるにとどまった。今後は状況が落ち着き次第、できるかぎり対面で学生に「卒業認定・学位授与の方針」伝えるよう努め、学生が理解を深めているかどうか、確認することが課題である。

本学科は必修科目がほとんどであるため、学生は科目登録の際、また授業を受ける前に自主的にシラバスを見ることが少ない現状がある。とくにカリキュラム・ポリシーに関する理解が不足している傾向があるため、理解を深める手立てとして、入学前指導の段階から「教育課程編成・実施の方針」について説明している。しかし令和3年度は、新型コロナウイルス感染予防対策のため、入学時より学生に対面で伝えることがほとんどできず、遠隔(オンライン)での入学前教育や卒業年次の授業で伝えるにとどまった。今後は状況が落ち着き次第、できるかぎり対面で学生に「教育課程編成・実施の方針」伝えるよう努

め、学生が理解を深めているかどうか、確認することを課題とする。また、令和3年度は、新型コロナウイルス感染防止対策のため、社会人としてのマナー等、実践的に学ぶ機会をもつことができなかった。令和4年度は、再び対面授業で学生に内容を伝えるよう努めていく。

以前から課題であった入学者の入学後の動向を IR 推進委員会や入試広報室との連携を通して、令和3年度も継続して探っているが、特に、総合型選抜入学試験による入学者の入学後の動向を、今後も継続して見ていく必要がある。入学後一年以内で休学・退学に向かってしまう学生の入学試験時のデータとの直接的な相関関係は明確には見いだせていないが、一定の傾向は示されているため、今後も引き続きデータ分析を継続する必要がある。特に、休学・退学に向かいがちな、GPA2.0 を下回る学生の支援のありかたを引き続き検討する必要がある。現在、学級担任と実習教科担当、また基礎学力をつけるための教科担当者との連携し、個々の学生の学習に関する情報を共有しつつ支援している。しかし、令和3年度は、コロナ禍の影響で学生との面談が制限され、Web で相談にのることが多かったため、支援が不足しがちであったことは否めない。また、引き続き免許取得辞退者を減らすための方策を探ることも課題である。認定こども園が増加する中、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の二つを取得することが社会的な要請として強まっているが、学生個々の事情が複雑であるため、両方の資格取得を促すことが困難な場合もあり、検討を要する。

地域保育学科では、学位授与の方針については、学生必携である学生便覧に明示しているが、より周知を図るため日頃の適切な指導が必要である。学位授与の方針は職業人としてまた社会人としても求められているものであり、学内外に対して積極的に広報する。今後も学位授与の方針については、様々な観点から定期的に点検する。教育課程および教科の配当年次や指導内容の見直しについて、学位授与の方針や学習の成果に鑑みながら社会や学生のニーズに応じて柔軟な対応が必要である。幼稚園教諭二種免許状、保育士資格に必要な専門的教育科目要件が多くを占めるため、人文、社会、自然分野に関する幅広い教養教育科目の開設や選択が困難である。豊かな感性と資質を持った保育者を養成するという学位授与の方針に基づいて、現代の保育のニーズに対応できるような幼児教育者・保育者育成にいつそう努める。またより多くの資格を取得できるように支援していく。入学説明会やオープンキャンパスをはじめ各種入試説明会において地域保育学科の受け入れ方針をこれまで以上に訴えていく必要がある。現代の保育のニーズに対応できるような幼児教育者・保育者育成にいつそう努める。また、令和2年度には新型コロナの影響により本学科でも遠隔授業を導入した。これは、教員と学生のこまめなコミュニケーションにも繋がっており、結果としては退学者の減少につながった。しかしながら、令和3年度はいわゆる IT 機器の取り扱いを苦手とする学生の学習の遅れが目立ち始めた。今後は、このような学生に対する支援が必要となってくると同時に、「情報処理」の授業の重要性が増したとも言える。

文化表現学科では、前年度の自己点検・評価において改善の必要があるとしていた三つの方針の改善、教養教育科目、専門教養科目、キャリア教育科目等の専門科目以外の数が専門科目に比べて格段に多く、単位の視点から見た場合、著しく不合理になっている現状を改善した。ただし、令和2年度より課題となっていた新教育課程における各教科のアセスメントポリシーについては評価が十分にできているとは言い難い状況にある。ディプロマ・ポリシーに沿った教科の見直しを継続的に行い、教育効果の実質化を図っていく必要

がある。また、令和2年度において課題としていた実際生活に必要な能力や社会的課題に対応する能力を養う科目については、ボランティアの授業で所沢警察署、所沢市生涯学習センター、キャリア関連授業で角川武蔵野ミュージアムと連携を図った授業を展開するなど、既存の授業での実質化を図った。これら外部機関との連携による授業のさらなる深化・実質化を進めていくことが今後の課題である。

一方、令和2年度において課題となっていた新教育課程における各教科のアセスメントポリシーについては評価が十分にできているとは言い難い状況にあり、課題としてさらに検討していく必要がある。また、多様な知識や技能を習得させるために配置している専門教育課程だが、学びのニーズが多様化している現状において、引続き、見直しをしていく必要がある。また、教育課程そのものの問題ではないが、1年間の日程は学年暦（提出・14）を定めてそれに従って進行をしていくが、半期15回の講義を行うための回数の確保が課題となっている。特に幼児教育・保育系の学生は実習期間が入ってくることによって週1コマでは夏や年度末の授業終了日までに15回の講義回数を満たせずに数回の補講が余儀なくされ、日程の調整に苦慮することとなる。

入学者受入れについては、現状は概ね問題なく実施しており大きな課題は見当たらない。しかしながら入学者受入れの方針における定期的な点検については、3ポリシーや教科の追加などと合わせてディプロマ・ポリシーと整合性を持たせた内容に深化を図る必要がある。また、高等学校関係者の意見聴取については高校教員に対し高等学校訪問を通じて散発的に実行しているが、組織的に実施できているとはいえない。これらについては、組織的に取り組む方法を確立する必要がある。

これまでIR推進室で行なってきた分析は、国などの補助金獲得のために行なってきた側面がある。IR推進室でのデータ分析が大学運営の支援に十分に活用されているとはいえない。

卒業生の進路先での評価と情報の継続収集のため、卒業後アンケート、訪問での情報収集を効率よく、かつ継続して実施していく必要がある。さらに、得た評価と情報を「学習成果の点検」に具体的に有効活用していくために必要となる、「収集方法・収集項目」と「フィードバックの方法」の再考が課題である。コロナ収束を見ない現在、講座をWebで継続実施する可能性もあるため、理解を深め、学ぶ意欲を持ち続けることのできる内容、配信方法の工夫を早急に検討する必要がある。また、Webを活用しての就職活動が今後も行われていくと予測される。学生のICTスキルを高めることも課題の一つである。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

平成30年度より学生募集を停止していた専攻科幼児教育専攻の2年生3名が令和元年度末（令和2年3月）で修了し、在学生がいなくなった。そのため、平成9年の設置から23年間続いた専攻科の課程は廃止となった。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

- 提出資料 1 大学案内【令和3年度入学者用】
提出資料 2 大学案内【令和4年度入学者用】
提出資料 4 学生便覧
提出資料 7 シラバス
提出資料 12 学生募集要項【令和3年度入学者用】
提出書類 13 学生募集要項【令和4年度入学者用】
提出資料-規程集
10 1240 学校法人秋草学園文書保存規程
11 1800 学校法人秋草学園奨学金支給規程
12 2910 秋草学園短期大学障害学生修学支援規程
備付資料 20 授業評価アンケート
備付資料 21 授業公開コメントシート
備付資料 22 入学前教育に関する案内・課題等（幼児教育学科）
備付資料 23 入学前教育に関する案内・課題等（地域保育学科）
備付資料 24 入学前教育に関する案内・課題等（文化表現学科）
備付資料 25 オリエンテーション日程表
備付資料 26 オフィスアワー一覧表
備付資料 27 GPA 一覧表
備付資料 28 シラバス作成要領
備付資料 29 実習の手引き
備付資料 30 就職関連講座日程表
備付資料 31 就職内定状況表【令和元年度】
備付資料 32 就職内定状況表【令和2年度】
備付資料 33 就職内定状況表【令和3年度】

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
- ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
- ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得

に貢献している。

- ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

＜区分 基準Ⅱ-B-1 の現状＞

幼児教育学科では、学位授与の方針に基づいた学習成果の獲得を支援するために、全教員がシラバスに示した成績評価基準に従って、それぞれ多様な方法を用いて指導を行い、教育目的・目標の達成状況を把握しながら学習成果の評価を行っている。学習成果をより具体的に把握するために、学期末の試験のみでなく授業時の小テスト、レポート、発表、作品提出等多様な方法を取り入れており、学生に対する個別の指導や支援をきめ細かく行っている。

また、各教員は学期ごとに学生による授業評価を受け、その結果を認識して事後の授業改善に取り組んでいる。さらに、FD 活動の一環で一定期間の授業公開が義務付けられており、自分の授業の反省を行い、他の教員の授業を参考にしている。学級指導教員は、学科会を通じて、各学生の学習成果の獲得状況を把握しており、履修や卒業に向けての指導も個別に行っている。授業内容については、令和2年度 Google Classroom による遠隔授業を行う中で、授業担当者間でクラスルームに入室し合うことで、意思の疎通や調整を図っている。

地域保育学科に所属する教員は、本学科における保育者養成の目標と学位授与の方針を理解し、シラバス上に成績評価基準を明示し、教育目的・目標の達成状況を把握しながら学習成果を評価している。学習成果をより公正で客観的に把握するために、期末の試験のみではなく授業時の小テスト、レポート、発表、作品提出、さらに授業への取り組み姿勢など様々な観点から評価している。FD 活動の一環として、教員は定期的に学生から授業評価を受け、その結果を参考にして授業内容や授業方法を修正する等、より適切なものとして授業に生かしている。また教員間の授業相互参観も実施しており、この評価を基に授業方法の改善に取り組んでいる。なお、それらは公開されている。また、授業内容の向上に関

して、学生アンケートは重要であるため、ここで評価が低かった教員については、学長・学科長とで面談を行って改善の具体的な内容を話し合った。学生の学習成果獲得に向けて、学科の教員は必要に応じて互いの授業内容について情報交換ならびに協力調整を行っているが、地域保育学科の専任教員間では私的な交流の中で授業の具体的な相談を行う雰囲気があり、これらは教員の自主的な向上心として大いに尊重されている。社会的責任の大きい保育者を養成し、資格取得を目指す学科であるため、各教員は学生に対して、きめ細かな指導は欠かせない。特に学級指導教員は履修・卒業に至るための学習面の指導のみならず生活面にわたっての支援も行なっている。毎月の学科会では、学生のそれらについての情報交換をする場を設けており学生支援に役立てている。令和3年度は、前年から用いることとなった Google Classroom を対面授業にも導入し、アクティブラーニングのツールとするなどアフターコロナを念頭に置いた新しい授業を行うことを目指した。

文化表現学科の教員は、学習成果の査定を適切に行うために、シラバスにおいて成績評価の基準を明示するとともに評価項目のウェイトを学生に示し、教育目的・目標の達成状況を把握しながら学習成果の獲得状況を評価している。期末の試験や課題、レポートの提出のほかに、授業時の小テストや、口頭での質問に対する回答にも留意し、学習指導と学習支援を行っている。また、授業時に、学生自身の学習状況を「ふりかえりの記録」に記入させ、学習課題の明確化と理解度の自己評価を実施している。学生個人の「学習のカルテ」を作成し、学生自身が自分の学習成果の到達状況を記録することで、自己成長の自覚を促している。コロナ禍での遠隔授業に関しては、学習成果の確実な獲得に向けて、課題の提出を必須としているが、対面授業においても適宜、オンライン（クラスルーム）を使った課題を課し、学習成果を得るための実質化を図っている。

学生による授業評価は、平成 30 年度まではアンケート集計を外部委託しており、費用の問題もあって、FD 推進委員会が指定した教科（前期・後期それぞれ、非常勤講師を含む全教員について、受講者が多い科目を中心に選定）に絞って行われていた。令和元年度より IR 委員長により、学生がスマートフォンを用いて回答し、学内で集計作業を行えるシステムが構築されたため、非常勤講師を含む全教員の全ての授業においてアンケートと集計が実施されるようになった（備付-20）。

令和3年度は、前期は7月1日から7月15日まで、後期は12月6日から12月20日まで行なった。その結果を元に PDCA サイクルを用いて授業の改善計画を提出し、授業に活かしている。また、集計結果は Web 上で学内において公開されている。なお、平成 29 年度からは、授業評価の結果が思わしくない教員には学長からのヒアリングが行われ、改善に向けて話し合いが行われているが、本年度も引き続き行われた。

また、非常勤講師を含む教員間における授業の相互参観を、前後期それぞれにおいて実施している。令和3年度は、前期は7月1日から7月15日まで、後期は12月6日から12月20日までの相互参観期間を設けた。特に専任教員には最低3つの授業の参観を義務付け、その評価を授業公開コメントシートに記述して提出している（備付-21）。その結果は学内で公開しており、評価を受けた教員は改善・対処法を提出している。なお、本年度は、コロナ禍における遠隔授業が中心となったため、対面授業・遠隔授業のどちらでも参観可とした。

短大事務部職員をはじめとする全ての事務職員は、各部署での業務を通して学生の学習

成果を認識し、その学習成果獲得に直接的、間接的に様々な貢献をしている。学生の入学目的は、卒業、資格取得、資格を活かした就職等であるが、すべての学生が目的を達成して卒業できるように履修指導、就職指導等のきめ細かい学生支援を行っている。例えば、学生の学修成果の獲得に対して最も関係が深い教務課職員は、例年は入学直後のオリエンテーションにおいて、学生便覧やパワーポイント等を利用して、学生に対して分かりやすい学習や科目選択のためのガイダンスを行っている。令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、密にならないように全体会を体育館で実施するなど配慮して行った。その内容としては、卒業と資格取得のための要件説明や、教科履修計画及び履修の方法などであり、学生が履修登録を行う上で非常に重要なものである。また、教育実習、保育実習を実施する学科においては、実習の概要についても説明を行っている。あわせて在学生には、1月末から2月初めの時期、年度の終わりにあたり、次年度の科目履修についてのガイダンスを行っている。令和3年度は、実習該当学生は実習2週間前（PCR検査期間）による自宅待機期間の為、遠隔で、それ以外の学生については対面で実施し、学生達にはより丁寧に資料や一部動画を用いて説明した。

このほか教務課では、事務室において常時職員が相談に来た学生に対する個別指導を行っている。しかしながら、令和2年度に関しては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、4月からの様々な学生対応は学生が登校できない状況の中、全て実施することができず、試行錯誤の中でメールによる対応や、令和2年度より遠隔授業を進めるために導入した Google Classroom を活用した学生への対応が行われた。前述の在学生オリエンテーションについても、動画配信等により学生が登校せずとも実施できる方法に切り替えて行われた。

本学では、履修登録を学生自身が Web 登録で行っており、入学直後の履修登録の際には教職員が立ち会い、登録方法の説明や学生からの質問等に応じている。選択科目については、1回目の授業を受けた後からの登録の変更も可能であり、3回程の授業が終了した後に履修取り止め届けの提出期間を設けている。欠席の多い学生、履修登録を忘れていた学生など問題のある学生については、関係する学科、指導教員に連絡するとともに、必要に応じて職員自らも指導に当たっている。令和元年度から履修登録を忘れていた学生の保護者宛の通知も発送し、少しでも履修登録漏れなどが生じないように促している。

また、過年度生や休学後の復学予定学生については、事前に履修登録案を作成し、学生の履修登録時の不安が生じないように配慮している。このように教務課職員は、学生からの相談相手になるとともに、学科や教員との連絡調整役となり、学生への学習支援を通して学習成果の獲得に貢献している。令和3年度は、新型コロナウイルスの影響により、後期開始時は緊急事態宣言期間中だった為、密を避け、学科学年を区分し履修登録と教科書購入の時間設定を予めするなど配慮した。履修登録では教務課職員をそれぞれのクラスに配置し履修登録時の相談に応じながら対応した。

教育実習、保育実習、児童館実習の実習教育を支援する実習指導センターの職員は、実習施設と担当教員との連絡調整、学生からの相談対応、実習生調査書等の書類の準備、整理等の業務を通して、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格の取得という学習成果の獲得に貢献し、履修及び卒業に至る支援をしている。こちらの業務についても、実習の受入先の園や施設も令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の状況において受入れの辞退や日

程変更等の様々な対応があり、担当職員は学生派遣において学生・担当教員・実習先間の調整を綿密に行い、各学生の資格取得の支援に携わった。

企業、幼稚園、保育所等への就職を支援するキャリアセンター職員は、企業志望者には1年次に週1コマ、また幼稚園・保育所等志望者には卒業年次前期に週2コマの就職関連講座を実施し、その中で自己分析、マナー、履歴書の書き方、小論文・面接対策等の指導を行っている。その他一般常識試験対策として筆記試験対策集中講座や公立保育士志望者を対象とした特別講座に関する業務などを行い、就職という学習成果の獲得に貢献し、履修及び卒業に至る支援をしている。本業務担当職員も、令和2年度は前述の Google Classroom や Zoom を活用した就職関連講座の実施、学生に対しメールや電話での個別相談対応、アポイントメントを取っての密を避けた対面での面談などを行い就職に向けた支援を積極的に実施した。

学生課の職員は、奨学金業務を通じて学生の経済的支援を行ったり、保健業務を通じて学生の健康を管理、更には学生相談室のカウンセラーとの協働による学生の精神的なサポート等を行うことにより学生生活を支援し、また、学友会の活動やクラブ・同好会の活動などについてのサポートを行うことにより間接的に学習成果の獲得に貢献し、履修及び卒業に至る支援をしている。あわせて、今年度より学長の意向を受け、優秀学生等に対して学生表彰業務を行うこととなり、業務を通して学生の学修意欲の向上にも寄与している。

図書館の職員は、図書の貸し出し、購入図書の選定、図書に関する相談の受付などを通じて、また情報センターの職員は、情報処理に関する授業における教員の補助、履修登録方法の指導、コンピュータに関する相談の受付などを通じて、それぞれ学習成果の獲得に貢献し、履修及び卒業に至る支援をしている。特に情報センター職員は、学習成果獲得のための前段階として、遠隔授業実施のための学生の通信環境整備の支援を個別対応やマニュアルの作成などで多くの時間を費やして行った。

また事務職員は、各学生による学科の教育目的・目標の達成状況に関してそれぞれの業務を通して、例えば学生便覧、シラバスの作成、履修登録、成績の処理、各資格申請手続き、実習園からの評価、就職状況などを通して把握している。

なお、学生の成績記録については、学園の文書保存規程（提出・規程集 10）に基づいて適切に保管している。成績原簿は永久保存としており、大学のサーバー内にデータとして保管するとともに、万が一に備えて打ち出しを行い、書類としても保管している。その他の教育実習や保育実習に関する実習園からの評価や、教員による採点簿等の成績記録についても、規程に基づいて適切に保管している。

図書館の職員は、図書の貸し出し、購入図書の選定、図書に関する相談の受付などを通じて、また情報センターの職員は、情報処理に関する授業における教員の補助、履修登録方法の指導、コンピュータに関する相談の受付などを通じて、それぞれ学習成果の獲得に貢献し、履修及び卒業に至る支援をしている。

図書館は司書を中心に選書やレファレンス・サービスを通じ、学習支援としての資料や情報提供のサービスを行っている。図書館は専任職員1名（司書）、嘱託職員1名（司書）、非常勤職員2名（共に司書）を配置し、図書館サービスを行っている。図書館には、情報検索システムと AV 利用環境が備わっており、利便性の高いものとなっている。開館時間は、夜間部学生の利用を前提に日曜、祝祭日以外の9時より21時10分となっているが、

令和2・3年度は学生が登校する期間や時間を考慮し開館の対応を行った。また、本学には司書課程をもつ学科が2学科あり、情報サービス演習などの演習科目の実習場所としても図書館は活用されている。また、幼児教育・保育系の学生の実習時期には利便性を図るため、長期貸し出しを実施し、平成30年10月以降貸出冊数を5冊から8冊に増やしている。蔵書構築については「学習図書館」としての位置付けから、司書による選書のほか各学科の意見や希望などを参考に選書を行っている。平成28年度より、図書館ホームページを公開し、図書館外からの蔵書検索や文献複写の申込、資料の予約サービスなどを開館時間外にもホームページ上から利用できるようにして、学習支援の向上に努めている。また、令和元年度より、今まで本学図書館のホームページからのみ閲覧・複写が可能だった「秋草学園短期大学紀要」を更に周知するため、JAIRO Cloud（クラウド型の機関リポジトリ環境提供サービス）を使った公開を開始した。これにより CiNii Articles でも本学の紀要が検索可能となった。著者名や英語タイトル、キーワードでも検索ヒットさせることが可能な為、より多くの機関・個人からの閲覧が期待できる。また、令和3年度は6月から実習へ参加する学生向けに、0～5歳児向け絵本を年齢別に展示した。

情報センターは、情報教育に関わる授業でのアシスタント業務と教育用、学校事務用のそれぞれの端末についてのヘルプサービス及び学内 Web と公開 Web 双方についての運用支援を行い、学生への支援及び教職員への技術支援を通じ、直接および間接の両面から学習支援を効果的に実施している。情報センターはセンター長、スタッフ2名で構成され、情報活用支援サービスを行っている。日常業務は2名のスタッフが行っており、センター長は情報基盤整備に関わる業務やセンター業務の統括を行っている。学内は令和元年度にPC室の新機器類が導入され、Windows（40台）2室、Windows（24台）1室およびMacintosh（20台）1室のPC室を設置し、授業内容により使い分けている。この中でMacのPC室は令和2年度まで使用し、その後廃止となる予定である。これらのPC室は履修登録やレポート作成等、学生が自由に利用できる環境を整えている。幼児教育学科一部・二部は選択科目として、地域保育学科と文化表現学科は必修科目として、コンピュータの操作を学ぶ授業科目がある。学生のほぼ全員がこれらの授業を履修し、PC室を利用している。学生は学内LANに固有のドライブを割り当てられており、授業で作成するファイルをはじめとする個人資料を保存することができる。また、学内LANを通して、教員から資料を配布するSENDドライブおよび課題等を提出するPOSTドライブも設定しており、授業等で有効に活用されている。休講・補講情報等については各部署からの連絡配信システムにより、学生は携帯電話・スマートフォン等から確認することができる。また、学生へ在学中に使用できる学籍番号のGmailアドレスを貸与しており、教職員が学生の個人情報を収集せずに、学生への連絡が可能になっており、急な休講や台風等の災害時の連絡にも利用されている。

3学科共に、コンピュータ利用技術に精通した教員も増えてきており、その技術を各自授業や学生支援の際に積極的に活用している。コンピュータ利用に関して不得手な教員のためには、必要十分な利用技術の習得ができるよう、学内FD活動の中でコンピュータ技術の指導を行い、外部で実施される研究会や講習会への参加を促している。具体的にはFD/SDの一環として情報操作機器に不案内な教員及び職員を対象にした講習会として令和3年度の年度末から毎週1回の情報操作の講義及び実技の時間を設けている。この講習

は誰もが参加でき、かつ苦手なまたは学びたいソフトウェアの時間のみ出席できるという特徴を有している。全学科において令和2年度は、新型コロナウイルスの影響で、遠隔授業を余儀なくされたため、全教員が Google Classroom 等の情報機器操作に取り組み、授業や学生との交流に積極的に活用している。また、FD 活動として Google Classroom の利用方法や動画コンテンツの作成の仕方など、全教員、及び非常勤講師に対して複数回おこなっている。

〔区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

入学手続者への入学前の情報提供は、各学科でそれぞれの対応を行っている。入学後に授業や学生生活を円滑に進めていくために、課題の送付や、スクーリングを実施している（備付-22～24）。どの学科も日程を定めて、入学予定者を大学に登校させ、専任教員から入学に向けてのアドバイスや、学科の特色を表した入学前教育の授業を複数回行っている。

令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響はあったが、新入生オリエンテーションは入学後2日間（幼児教育学科第二部は3日間）で対面での実施となった。（備付-25）。全体会は、密を避け、会場を体育館に変更して実施し、学長講話をはじめ、「学生便覧」を基に本学の建学の理念、目的、教育目標、教育方針について説明を行っている。その後は各学科に分かれ該当学科の「三つの方針と学習成果」について説明し、続いて、教科履修計画表と時間割表を基に、卒業及び資格取得要件の履修や登録方法等について、教務課員

がガイダンスを行なった。また、本学では学級指導教員制をとっており、オリエンテーション期間中の指導時間やオフィスアワー（備付・26）を活用して、学習の方法や単位履修、成績についての個別指導、助言を行っている。平成 28 年度入学生からは、半期終了時点でその期の GPA 値が 2.0 未満の学生に対し、学級指導教員による個別指導を行うことが教務委員会において承認され、実施されている（備付・27）。また、卒業延期生、進級停止者等個別指導を必要とする学生には、教職員が連携をとりながら学習面や生活面についての支援を行っている。特に進級停止者については、令和 2 年度から保護者への通知も発送し、学生の現状の理解を得るようにしている。更に、後期授業終了後に再度オリエンテーションを実施し、学習成果の獲得に向けたきめ細やかな指導体制をとっている。

「学生便覧」は入学式当日に全ての入学生に配布し、卒業までの学生生活のガイドブックとして活用するよう指示をしている。令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い入学式に配布できなかった為、教科書発送時に同封した。また、シラバスは教科担当者が作成した原稿を学科長及び教務委員会委員等の第三者による内容精査を経た後（備付・28）に学園ホームページ上に公開している。記載事項については毎年教務委員会にて検討を行い決定しており、令和元年度のシラバスには、平成 30 年度までと同様に、授業の内容及び到達目標・授業計画・各授業に対する予習/復習の内容・予習復習のための時間・課題に対するフィードバックの方法・成績評価の方法・教科書・参考文献・注意事項を明記し、随時閲覧して受講前後に活用できるようになっている。また、令和元年度からは、授業科目と学位授与の方針との関連、ナンバリングコードを記し、学修の段階や順序等教育課程の体系性を理解しやすいように改善した。令和 3 年度については、授業時間数や授業態度に特に評価する内容を明記する事、オムニバス授業の場合は、各教員の授業担当回数を明記するなどの変更をしている。

幼児教育学科では、入学予定者に対しては入学前教育で、入学者に対しては入学後のオリエンテーションで、授業や学生生活についての情報をきめ細かく提供している。学習成果の獲得状況をデータに基づき学習支援の方策を点検し、令和 2 年度より教養教育科目に基礎学力向上を目的とした「基礎演習 I,II」を 1 年次学生の必修科目として新設し、その中で語彙力・文章力、コミュニケーション力向上のためのカリキュラムを組んでいる。また学習上の困難を抱える学生については、上記科目以外にも、平成 30 年度より、非常勤講師による補習授業を一部二部共に行い、学習成果の獲得に向けて対応している。特に実習指導に関しては、授業時間についても保育者養成課程の規定の 1.5 倍程度の時間を割り、それ以外にも実習の準備の整わない学生や実習後に更に徹底した指導の必要な学生に対して、実習教科担当教員が個別指導に相当の時間を費やしてきた。但し令和 3 年度は、新型コロナウイルスの影響で、対面授業が制限されたため、予定していた内容に若干の変更が生じた。またピアノのレッスン内容等、一定の実技科目等には個別課題を課し、習熟度別の学生対応を行っている。

地域保育学科の学生は、通常の授業や実習の中で自分の考えや指導案、記録等を文章としてまとめ書く力が必要とされている。そのため国語に関しての学力向上を図っていかねばならない。令和 3 年度の学生に関しては、入学前に国語や読書に関する課題を郵送した上で Zoom を用いて遠隔にて導入を行った。また、「地域保育基礎講座」において短大における学びの基礎を教育した。また、2・3 年生に対しても「総合演習 I」「総合演習 II（ゼ

ミナール)」においてその後の学習をスムーズにするための基礎教育を行っている。各教科においても基礎学力が不足する学生に対して、担任・教科担当がこまめに指導を行い学生が授業についていけるようサポートしている。この傾向は、特に能力差が問題となりやすい実習関連科目で顕著であり、担当教員の負担が大きくなるのが課題である。このように学習成果の獲得に向けて丁寧な指導を心がけているが、基礎学力不足や学習上の悩み解決にむけてさらなる対策や工夫が求められる。また、平成 30 年度から GPA に基づいた指導・助言を行っている。これらは担任から学科長にも報告され、学科会でも議題となるため教員間でも情報の共有がされている。学生の相談には学級指導教員以外にもゼミ担当教員をはじめ、オフィスアワーや休み時間等を利用してすべての教員が学生の相談にのっている。これらも学科会において学生の動向を議題として取り上げ情報の共有化を図り指導の手がかりとしている。

地域保育学科施設実習（6 月）、幼児教育学科施設実習（7 月～9 月）、地域保育学科後期保育所実習（8 月）、幼児教育学科後期保育所実習（10 月）は新型コロナウイルス感染症の影響のため中止となった。各実習とも代替実習を実施した。

幼児教育学科教育実習（6 月〈後期〉・11 月〈前期〉）、幼児教育学科保育所実習（2 月〈前期〉）、幼児教育学科施設実習（7 月～9 月）、地域保育学科教育実習（10 月〈後期〉・11 月〈前期〉）、地域保育学科保育所実習（8 月～9 月〈後期〉・2 月〈前期〉）、地域保育学科施設実習（6 月）、地域保育学科児童館実習（2 月）を実施した（備付-29）。実施した各実習とも関係者や本学学生が新型コロナウイルス感染等により、代替実習に切り替えた者が出た。実習巡回指導は原則訪問しているが、巡回指導の時期が感染拡大に重なっている場合は、実習受入先の要望により、電話やメールでの指導に切り替えて実施した。

幼児教育学科後期保育所実習（10 月）を行うか否か決定する 9 月には新型コロナウイルス感染拡大が収まる心配がなく、閉園する園もあったため、全員が代替実習となった。代替実習は Google Classroom を活用し、指導案や課題を自宅で作成し提出する他、保育関連会社の協力の下、保育所 2 園（中規模園及び小規模園）に依頼し、Google Meet で園と学生をつなぎ、オンラインでの実習を行った。9 時からおひるね時間までは観察及び現地教員からの質問に答え、14 時頃から 16 時頃までまとめ等を行った。その際には学生を約半数（70 名程度）に分け、出席していない方には録画にて観察することとした。

新型コロナウイルス感染症対策について、前年に引き続き各実習指導の授業にて注意喚起し、現在学生が記録している「健康チェック表」「行動記録表」等を活用して、健康管理の徹底を図った。他校の学生の家族が感染の疑いがある中で実習を行ったことにより本学学生の実習が中断した事例を受けて、学生が実習に臨むことに関する理解の徹底を図った。今年度は各実習の 2 週間前から全ての授業をオンラインに切り替え、さらに簡易型 PCR 検査を実施し、学生の体調管理の意識を高めるとともに、実習受入先の安全確保を意識し対応した。なお、簡易型 PCR 検査代金のうち、学生負担を 1,000 円とし、差額を本学が負担した。新型コロナウイルス感染症に関する実習派遣の対応については、実習委員長、実習教科担当を中心に対応を検討し、必要な場合は実習委員会にて協議した。その結果については、学長、各学科長に諮り、第 6 回（臨時）実習委員会では学長、各学科長出席の下実習派遣の可否を決定した。

また、学生の学力・基本的生活習慣やマナー等が低下しているため、各実習とも実習指

導の授業の中で最低限のマナーから指導が必要になってきている。精神面でのケアが必要な学生が増えてきているため、実習受入先への連絡、教科担当や巡回担当教員と実習指導センターが連携強化を図っている。

例年は、実習受入先と本学の実習における連携を図るため、毎年実習連絡会を実施している。令和3年度は新型コロナウイルス感染に考慮し、Google サイトによる動画配信に切り替え実施した。本学の実習の理念や方法についてパワーポイントを用いてまとめ、学生による振り返りや感想の発表を配信した。実習受入先からアンケートを通じて本学の取り組みや熱意、学生の姿を知る一助となった。

文化表現学科は、入学予定者に対する学習支援では、大学教育の基礎となる思考力、判断力、表現力を育むことを目的とした「入学前教育」の冊子を作成し、入学手続き者全員に送付し、入学後に添削・指導している。また、入学後のオリエンテーションで、授業や学生生活についての情報をきめ細かく提供している。文化表現学科の教員は、全教員が分担して指導している「短大生基礎力演習」における国語、数学、社会、小論文作成を主とした基礎学力チェックテストの結果をもとに、問題のある学生には個別指導をする機会を設けている。また、情報処理に関連する科目では能力別のクラス編成を行い、進度の遅い学生、進度の速い学生双方に配慮した指導を実施している（「情報処理演習」、「文書処理演習」、「表計算演習」など）。進度や技能が上位の学生には、積極的に資格取得や検定試験の受験を勧め、資格取得のための特別授業を行っているほか、おおむね2級以上の上級資格取得者には検定料等を褒賞金として給付している。また、国際的なコミュニケーション能力の向上のため、教養教育科目の中に英会話のほかに中国語、韓国語会話を設け、前後期の2期開講、各期週2回、30時間の演習授業を行うなど学習意欲の高い学生に対し配慮した教育を行っている。また、専任教員はオフィスアワーを週に1コマ設定し、研究室で学習や進路の相談に応じたり、悩みを聞いたり適切な指導助言を行っている。また、カリキュラム・マップを学生への履修指導に活用している。さらに、学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき、補講等が必要な学生に対しては特別の授業を実施しており、適宜学習支援方策を点検しているほか、学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。また、学習上の悩みを訴える学生に対してはクラス担任の教員が随時相談・助言する体制をとっている。

令和2年度は新型コロナウイルス感染防止の観点から前期、後期ともに遠隔授業を取り入れた教育を行った。特に前期は大半の授業を遠隔とし、後期については、対面でしか教育効果のあげられない科目（実習等）については、冬期の感染拡大を見越して、期の前半に週2コマ実施する等、集中的な授業を行い11月2週までに所定の授業を終えることができた。

【区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。

- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生の生活支援のための教職員の組織については、各学科より選出された教員8名と学生課職員3名で構成された学生委員会がその任にあたっている。1) 学生の生活指導、2) 学友会活動については、学友会役員募集や選挙・総会・学友会会計の管理、クラブ活動に関わること、学園祭、お笑いライブ、卒業謝恩パーティーなどの行事の実施、卒業アルバムの作成や各種委員会やクラブ活動員の育成、並びに学内外での活動や各種大会への参加指導に関すること、3) 学園行事である入学式、新入生研修交流旅行、卒業式等の実施指導に関すること、4) 学生への経済的支援（奨学金・緊急給付金等）に関すること、5) 学生ロッカー、傘・スリッパ貸出、拾得物の管理などの学内の環境整備、保健衛生（定期健康診断の実施）、保健室の対応や派遣看護師の管理、学生相談室との調整に関すること、6) 夜間学生対象の自動車通学の管理に関すること、7) 消防避難訓練や防犯対策に関すること、8) GPA等に基づく学生の表彰制度等に関することについて協議運営、9) 卒業式、入学式などの学校行事の支援を行う学生リーダーの研修等、その職務は非常に多岐に亘っている。

学友会の運営については、各学科から選出された学友会役員8名が中心となり活動している。その企画から運営にあたっては「学生が主体的」に活動できるよう、教職員が学生とコミュニケーションを密に図り、きめ細やかな指導・助言を行い支援に取り組んでいる。これまで、学友会役員は卒業年度のみで活動していたが、令和3年度より1年生を追加募集し1名が加わった。

学友会各種委員会では、学級委員、生活委員、選挙管理委員、秋草祭実行委員、卒業パーティー・アルバム委員が選出され、各委員の役割に沿って、学級活動や授業の補佐、学園祭をはじめ学園行事等の運営や取りまとめを行っている。学友会部活動では、バレーボール部の他スポーツ系2団体、イラストノベルズの他文化系7団体が、顧問（教職員等）の指導のもと、主に学園祭への参加に向け活動を行っている。

学生のキャンパス・アメニティについては、カフェテリア形式の約220席ある学生食堂を学生が利用しやすくするために、令和元年度にレイアウト改修工事を実施し内装のリニューアル、テーブルや椅子の新規入替を行い、より明るい女子短期大学に合った空間へと環境整備を行った。食堂のメニューについては、外部委託業者が授業日の11時30分～13時30分まで、日替わりランチ定食等10種類程度を提供している。その他設備として、飲料・カップ麺・カロリーメイト等の自動販売機6台、給湯茶機1台、電子レンジ2台、大型テレビ1台が設置されている。新型コロナウイルス感染対策として、アクリルパーテーションをすべてのテーブルに設置し、座席数を減らしてソーシャルディスタンスを図り、窓を開けて換気を良くするなどの対策を取っている。学生食堂に隣接した売店では、文房具・弁当・菓子類等を扱っており、営業時間帯は10時30分～19時40分となっている。また、夕方の学生食堂の営業がないため、夜間二部生向けに外部のパン屋が訪れ玄関にて16時～18時の間に販売している。3階の屋外「フレンド」（学生談話室）には、開放的な空間として59席と飲料自動販売機2台が設置され、校舎外の硬式テニスコート2面と隣接する芝生広場には、イス・テーブル・パラソルと飲料自動販売機1台が設置され、学生同士の交流の場として活用されている。

学生寮は設置されていないため、宿舎が必要な学生には本学指定業者を紹介して斡旋を行っている。通学のための支援として、駐輪場（約150台収容）及び駐車場（21台収容）を設置している。夜間二部生向けの駐車場については、幼児教育学科第二部の学生でアルバイト先から通学する学生に対し、本学所定の「自動車通学許可申請書」を提出し、学生委員会で承認された者を対象として貸出しを行っている。

奨学金について、本学は全学生の4割以上が奨学金制度を利用しているため、申し込みから在籍報告、継続・適格認定、返還の手続きと継続して経済的支援を学生課が行っている。特に、本学の学生243名が日本学生支援機構奨学金を利用している。また、埼玉県や東京都などの都道府県の保育士修学資金、生命保険協会保育士養成給付奨学金、篠原欣子記念財団奨学金（給付型）などの奨学金に採用しており、採用状況については下記表の通りで、このところ給付型や返還免除の奨学金を希望する学生が増え、経済的に厳しい学生が多い状況である。本学独自の奨学金については、「1800学校法人秋草学園奨学金支給規程」（提出・規程集11）に基づき、学業・人物ともに優秀であるにも拘らず、経済的事由によって修学困難な者に対し、奨学金を貸与している。その返還方法及び期限は、無利息とし本学を卒業した月の翌月から起算して6ヶ月を経過した後7年以内に返還しなければならないとなっている。

令和3年度各種奨学金採用状況表

奨学金種／学科	幼教一部	幼教二部	地保	文表	計
日本学生支援機構第一種	6	13	14	6	39

日本学生支援機構第二種	36	16	27	8	87
日本学生支援機構一・二種併用	6	4	10	1	21
日本学生支援機構給付型	12	21	14	10	57
日本学生支援機構給付・一種併用	7	10	0	1	18
日本学生支援機構給付・二種併用	1	9	2	3	15
日本学生支援機構一・二種・給付併用	0	4	1	1	6
埼玉県保育士等修学資金	9	11	9	-	29
東京都保育士等修学資金	7	1	8	-	16
さいたま市保育士等修学資金	0	0	0	-	0
生命保険協会保育士奨学金（給付）	0	1	0	-	1
篠原欣子記念財団奨学金(給付型)	3	1	6	-	10
秋草かつえ記念奨学金	0	0	0	0	0
秋桜会教育振興基金	0	0	0	0	0
合計	88	90	91	30	300

※() 日本学生支援機構一・二種併用者数含む

学生の健康管理については、学校保健法に基づく定期健康診断を4月に実施し全学生の健康状態を把握している。保健室に看護師（派遣）を輪番制で配置し、月曜日～金曜日の幼児教育学科第二部の授業実施日に学生の下校時21時20分まで対応しているが、看護師が在籍していない時間は学生課の対応となっている。メンタル面のアンバランスから夜間眠れないなどの不眠が続き休養に来る学生も少なくないため、学生が安心して利用できるような寝具類を清潔に保ち環境整備に努めている。

また、保健室利用状況（月毎の利用者数・症状・処置対応等）を全教職員に報告するとともに、健康管理や感染症等の予防について、ポスター掲示や春・夏休み中の事故防止等のプリント配布により周知に努めている。怪我等の応急処置については簡単な医薬品を揃え、学生の課外活動参加による引率時にも持参できるよう救急箱（5箱）の準備をしている。新型コロナウイルス感染症防止対策として、利用者全員に検温を実施し体温が37.5℃以上ある場合は、保健室は利用せず医療機関に受診を促す。歩行が困難な場合で吐き気など新型コロナウイルス感染の症状があった場合には、臨時に設置している保健室を利用して休むように対応している。

学生相談室には、週2回（木曜日：12:30～17:00 金曜日：14:00～20:00）専門の女性

カウンセラーを1名配置し、学生生活を送る中での不安、悩み、健康等について相談役となり支援を行っている。なるべく多くの学生に安心して利用してもらえるよう心がけ、リフレッシュメントを提供し和やかな会話が進むような環境づくりや、学生の反応やリクエストに応える形でサポートを行っている。

学生の防犯対策については、4月の新入生オリエンテーション時に、所沢警察署生活安全課による防犯対策講座や、避難訓練時に所沢中央消防署の指導による消防避難訓練と火災や自然災害等の発生時の注意等の講話を実施している。また、所沢警察署生活安全課では、本学学生のために近隣の巡回指導も実施、さらに本学の学生が交通安全等のキャンペーンにボランティアで参加している。

新型コロナウイルス感染防止と予防について、マスク着用を含む咳エチケット、手洗いうがいの実施、3密を避けソーシャルディスタンスを保つ等、掲示・メールにて感染予防の注意を呼び掛けている。また、毎週木曜日の昼休みに学生委員長を中心に校内放送を利用し、感染予防に関する注意喚起と教職員からのリクエストによる音楽を流し新型コロナウイルス感染防止に対する意識を高めるよう取り組んでいる。学生食堂には飛沫防止のため全テーブルにアクリルパーテーションを設置するほか黙食を呼び掛けて感染対策を行っている。また、学生食堂、玄関や各教室、廊下等に消毒液を置き、学生玄関には検温器を設置して感染対策を徹底している。さらに、風邪の症状や発熱がみられる学生は、授業を欠席するよう伝えている。

令和3年度の学校行事について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、5月実施の新入生交流研修旅行や10月実施予定の学園祭（12月に延期したが）は中止となった。3月実施予定の卒業謝恩パーティーも卒業アルバム・パーティー委員が9月から準備を進めていたのだが中止となった。4月の健康診断については、1クラス20名前後にグループ化して時間を区切り、1クラスの受診時間を長くとり、受付の際もソーシャルディスタンスを図り、感染対策を行い、私語をしないよう注意を促した。受診前に、受診票（アンケート）に記入させ、健康状態を確認し、風邪の症状や発熱がみられる学生（検温37.3℃以上）は受診できないこととして行った。入学式、卒業式について、所沢市民文化センターミューズ大ホールにて実施して、参加保護者の氏名等の記入や保護者の参加を2名に限定して人数制限を行い、座席を一つずつ空ける等密にならないよう感染防止対策をしっかりと行って実施した。

5月に実施予定の避難訓練は、避難場所（体育館）に全学生が集まると密になり感染リスクが高いため12月に延期となったため、避難経路図及び災害時の避難措置についてを全学生にメールで通知するほか、すべての教室に避難経路図を掲示し緊急時の対応を周知した。12月に実施した避難訓練は、昼間部一部生は500名以上が在籍しているので、一度に避難場所（体育館）に集めると感染リスクが高いため、授業を受けている教室で地震発生を想定した訓練を実施し、避難誘導は行わずその教室で消防署の方の講演を放送で聞くなどの内容で実施した。夜間部二部生については、授業を受けている教室から避難場所（410教室）に避難し消防署の方からの災害ビデオの上映や災害時の措置等の講話をして頂き通常の避難訓練を実施することができた。

学園祭が中止となったことや他の行事も実施できなかったため、卒業記念アルバムに載せる写真が少ないことから、思い出に残る行事として、学生課と学友会役員で卒業年度生

を対象に1月の授業終了後にお笑いライブを実施した。また、学友会の活動として、学園のマスコットキャラクターを学生にデザインの募集を行い、投票により決定した。今後、学園の公式マスコットキャラクターと入試広報室等に利用していただき、学園の魅力を伝えていく。さらに学生から絵や折り紙などの作品を募集しカレンダーを作成した。

経済的支援として、日本学生支援機構の新型コロナウイルス感染症対策助成事業に申込み、事業経費の半額の交付を受け、在学生に食費の支援として学生食堂、学内の売店及びパン販売で食品・文房具等に1人2,000円分利用できるチケット、一人暮らし学生への生活の補助としてクオカード1万円、夜間二部生には学生食堂が利用できないため、1人1,000円分利用できるチケットとクオカード5,000円分を支給した。

文部科学省実施の学生等の学びを継続するための緊急給付金について、日本支援機構奨学金給付受給者85名と新たに申請した32名の学生を推薦して1人10万円を給付した。また、学友会から生活支援として、学生のデザイン入りのモバイルバッテリーを全学生へ配布した。インフルエンザ予防接種費用の補助として、ワクチン接種を医療機関で受け申請した学生に対し、ワクチン接種代全額を補助した。また、学内にて医療機関によるインフルエンザワクチン接種を実施し、その費用を本学が負担した。また、外部から寄付して頂いた生理用品を希望者に配布した。

学生生活に関して学生の意見や要望の聴取については、FD推進委員会において、4月に新入生を対象に「新入生アンケート」を、1月に全学生を対象に「学生生活満足度調査」を実施している。その学生の意見や要望の聴取により、学生生活支援のための環境づくりや指導に努めている。

昼間に就労する学生の学習を支援する体制として、全国でも数少ない夜間の課程として、幼児教育学科第二部（夜間部3年課程）を設置している。授業は月曜日～土曜日、一日2コマ（第1時限：18時～19時30分、第2時限：19時40分～21時10分）開講している。教務課とキャリアセンターが連携して、昼間は幼稚園・保育所・施設等で働きながら卒業及び資格取得を目指す学生への支援に取り組んでいる。

障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。障がい者受け入れのための設備としては、エレベーターと車椅子用リフト、トイレを備えているが、平成28年度以降の課題となっている障がい者向けトイレ設備増設に関しては、四肢障害を持つ在学生・入学希望者が皆無であることもあり課題のままとされている。一方、発達障害者や病弱者が増える状況を鑑み、令和2年度に「障害学生への支援に関する」委員会を立ち上げ、2910障害学生修学支援規程（提出・規程集12）及び支援手順を策定した。令和3年度より本格的に運用し、同年度は全学科で3人の支援要請があった。委員会で審議・了承のうえ、授業における欠席扱いへの配慮、原状を回復するまでの試験の猶予もしくは当該学生のみを対象とした個別対応（オンラインでの授業、レポート課題の提出等）の合理的配慮を行った。なお、障害学生修学支援規程及び支援手順についてはFD研修で教員に徹底した。（留学生及び長期履修生の受け入れについては、令和3年度の在学生は0名である。）

学生の社会的活動については、令和元年度まで実施していた（令和元年11月30日実施）所沢市・所沢市社会福祉協議会・西武鉄道の協力を得て「駅ボランティア体験会」地域保育学科と文化表現学科の学生84名（令和元年度実績）が参加して、車椅子利用者や視聴覚

障害の基本的なサポート方法について体験し知識を修得している。受講者には「駅ボランティア証」が西武鉄道より交付されていたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染の影響により中止となった。令和3年度も引き続き中止となったが、代替として所沢市の障害課の職員が講演会を行った。また、「所沢市民フェスティバル」や「野老澤町造商店イベント（サンタをさがせ）」への学生派遣なども毎年継続して行っていたが、令和2年度に続いて令和3年度も、新型コロナウイルス感染の影響もあり、中止となった。その他、地域から寄せられるボランティア募集については、学内に専用掲示板を設け学生に情報提供をしている。様々な課外活動に参加することで地域の人々と積極的に関わり将来に向けての幅広い経験を体得している。また、令和元年度から本学内に「地域連携センター」を開設し、外部からのボランティア依頼及び共同研究などの窓口業務を一本化し、外部からの依頼に効率的に対応していくことを進めている。また、平成29年度に本学と所沢市による「官学連携に関する基本協定」が締結され、地域社会の発展と人材育成のための取り組みを行ってきた。

地域保育学科では、学科の目的である「子どもは地域社会で育成するという理念に基づき、それに必要な専門的知識・技術を習得し、幅広い視野と豊かな人間性を有する保育者」を育成するために、社会的活動を重要な教育課程の一つとして位置づけている。具体的には「地域活動Ⅰ・Ⅱ」などで所沢市を中心とした近隣の区市町村の施設、児童館、特別支援学校等および行政が主催・後援する文化団体、商工業等における学生のボランティア活動であり、社会状況を見ながら今後もさらに力を入れていく。

文化表現学科では、地域貢献活動及びボランティア活動について教育課程の中に取組んで実施していくことを基本とし、地域の団地自治会が運営する「グリーンポケット」と連携し市内の清掃活動を定期的に行っているほか、各種団体などの求めに応じた取組を適宜実施し、地域・社会に貢献している。また、既存の教養教育科目やゼミ活動において地域志向の教育活動を展開しており、ゼミで所沢を舞台とする絵本の制作などを実施している。さらに、所沢商工会議所の要請に基づいて、学生が同会議所の会報誌の取材・執筆を担当している。さらに令和3年度には、所沢警察署の「オレオレ詐欺防止キャンペーン」に協力し、チラシ制作・配布、動画制作などの活動を展開したのをはじめ、西武鉄道に協力してその緊急避難訓練に学生が参加した。これらの活動についてはボランティアの授業で適切な評価をしている。

〔区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

＜区分 基準Ⅱ-B-4 の現状＞

学生の就職支援のために、「キャリアセンター」を設置し、職員4名と、各学科より選出された教員8名で組織する「就職指導委員会」が、卒業後の学生の就職先が決まるように、就職ガイダンス、就職支援講座等の企画、運営を行っている。

キャリアセンターは、2階の短大事務室（教務課・学生課・実習指導センター）内にあり、学生が利用しやすい環境にある。資料閲覧場所には実習指導センターと共有して学生が使用できるパソコン2台、iPad2台、プリンター1台、テーブル7台、椅子38脚とコピー機1台（職員兼用）の機器備品等を備えている。求人票については、新着求人を1階掲示板に掲示するとともに、平成30年度より求人票の電子化を実施し長期休業中などキャリアセンターに足を運ばずに、学生個人がスマートフォン等で随時求人票を確認できるようにしている。そのほか、資料として過去3年以上の「求人票ファイル」、「内定報告書」及び1,500園以上の「園別ファイル」を閲覧棚に収め、常時閲覧できるようにしている。また、コロナ禍の対応として、相談や面接練習をZoomやmeetを使い遠隔でも行えるようにし、学生サービスの向上を図っている。

就職希望先は、文化表現学科は主に一般企業、幼児教育学科と地域保育学科は幼稚園・保育所・施設である。一般企業志望者には1年生後期に4コマと卒業年次前期に週1コマ、幼稚園・保育所・施設志望者には卒業年次前期に週1コマをそれぞれ「就職関連講座」として時間割に組み込み、自己分析・ビジネスマナー・履歴書の書き方・小論文・面接対策等を行っている（備付-30）。令和3年度の就職関連講座は、コロナ禍ではあったが、基本的に対面授業で実施した。Google classroom を利用し状況に応じてオンラインも活用した。履歴書添削は主に Google classroom を活用し、面接練習は、感染防止対策を徹底した上で対面にて実施したが、オンライン対応も行い、学生が面接試験に自信を持って対応できるよう支援した。就職関連講座では、キャリアセンター職員と、さらには就職支援を専門とする外部講師を招聘し講義を行い、より専門的な支援が受けられるようにしている。

文化表現学科では1年次より、就職に関する「キャリアスタディ」「キャリア形成基礎講座」が単位化され、授業内においてキャリアデザイン、就職対策に取り組んでいる。キャリアセンター職員も授業内にて適宜必要な支援を行っている。また、補習講座としてキャリアセンター主催で後期4コマの「就職関連講座」を行った。令和2年度の「合同企業説明会」と「企業模擬面接会」は新型コロナウイルスの影響によりWeb開催、中止としたが、令和3年度は感染対策を行い対面にて開催した。こうした一般企業向けの説明会などは、幼児教育学科、地域保育学科の一般企業を希望している学生も受けることができるよう配慮している。また、令和3年度は卒業年次生の前期に、昨年度新型コロナウイルスの影響によって対面で十分に支援できなかった内容をキャリアセンターが中心となり、「就職関連講座」の補習として実施した。

幼児教育学科においては、「キャリアデザイン」という授業が1年次にて開講され、女性のキャリアデザインについて考える機会を増やしている。2年次の「就職関連講座」に引き継がれるよう、授業内容については担当教員とキャリアセンターが連携し、より就職活動がスムーズに進むよう取り組んでいる。

地域保育学科では、「地域保育基礎講座」「総合演習Ⅰ」においてキャリアデザインについて考える講義内容を設けている。「キャリアデザイン」、「地域保育基礎講座」、「総合演習Ⅰ」の授業においては、どんな人生を歩んでいきたいかといったこれからの人生について考

える内容を取り入れている。さまざまな職種の方や卒業生からの講演、本学学長による建学の精神についての話、さらには自己分析なども行っている。

就職関連講座は、半期で15回実施しており、就職活動に必要な手続き、書類、マナー、面接練習といった実践的な内容を行っている。履歴書添削は一人ひとりと向き合っている。自己PRも含めオリジナルの履歴書を完成させる支援をしている。また、公立試験対策講座として「公務員試験対策講座」も開講しており、希望学生は1年次から受講することができる。試験対策はもちろんのこと、令和3年度の公務員試験の状況説明や公務員試験を経験した卒業年次生からの試験対策についての経験談やアドバイスを直接受ける機会なども設け、公立保育士合格者を増やす取り組みを行った。

その他3学科ともに「卒業前研修」を行っている。主に、社会人マナーについてを取り上げ、自信を持って社会で活躍できるよう支援している。今年度は、新型コロナ感染拡大感染防止策を取り、実施している。

就職状況については、文化表現学科の学生は一般企業の事務職・販売職などへ就職している。幼児教育学科・地域保育学科の学生は、資格を活かして幼稚園・認定こども園・保育所・施設に就職している。また、一般企業の事務、販売職等にも就職している。これらの就職状況については、各学科のクラスごとに「就職先一覧表」を作成し、教員に配布している。また、就職関連講座の中で、就職先を順次学生にも伝えて就職意識の高揚を図っている。なお、就職活動を継続していたが未内定のまま卒業した学生に対しては、引き続き就職支援を行い、卒業後も求人票の紹介や相談などの支援を行っている（備付-31～33）。

進学、留学については、他大学からの指定校などの「編入一覧」等を掲示し、希望者が出た際には学科を問わず、四大編入相談窓口の教員へ繋ぎ、個別指導を受け、受験対策の支援を行っている。令和3年度の進学は、四大編入、専門学校であった。また、キャリアセンターでは、幼児教育学科第二部（夜間部）の希望する学生に対し、昼間の保育所や幼稚園でのアルバイトの紹介斡旋をしている。入学予定者を対象（保護者含む）に「アルバイト希望者説明会」を実施し事前の諸注意等の説明を行い、アルバイト学生 mismatches や契約期間内の退職を防ぐ対策を行っている。

実習指導センターをはじめとする関係部署とキャリアセンターの情報共有を図っている。在学生については、実習の中止や辞退をした学生に関する情報を実習センターから受け取り、就職活動のトラブルを未然に防ぐため、一人ひとりの学生の状況を把握したうえで円滑な就職活動に活かすよう努めている。令和3年度はさらに、実習期間中の就職活動の様々なルールの確認を、実習教科担当と就職指導委員長・キャリアセンター・実習指導センターで協議し周知徹底し改善を図った。令和3年度は、実習2週間前（PCR検査後）の登校不可の時期の就職活動のルールの順守の徹底について取り決めたものの不十分な部分もあり、今後も検討が必要である。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞

幼児教育学科では、科目間での内容の重複を防ぐことなど、専任教員間での連携は比較的スムーズにできたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染の影響で遠隔授業が主となったために、教員が学生の学習成果の獲得状況を適切に把握することに困難があった。今後もコンピュータ利用技術を授業や学生支援に、更に活用していく必要がある。

幼児教育学科では、依然として学習上の困難を抱える学生が一定数いるため、実習やピアノ等実技科目以外においても、習熟度別の学習支援対応策を講じる必要がある。また、実習に関する個別指導において、問題のある学生が増加し、担当教員の負担が非常に大きくなっている。そのため、実習指導体制の改善に取り組んだ結果、実習業務の役割分担や学生の個別相談のありかたなど改善された点も多い。今後も実習指導体勢に更に改善の余地がある。

地域保育学科における保育者養成のための授業は、異なる授業であっても内容が重複していたり、逆に教授する内容が漏れたりする場合がある。学生が不利益を受けたり混乱したりすることのないよう授業担当者間での調整が望まれる。また、学科教員には学生が円滑に履修および卒業に至るよう一層の連携、情報の共有化等が必要とされる。学生に関し、特に遠隔授業の際のコンピュータの利用に際して得手不得手等の個人差が認められるためその解消や、資格取得や将来の職業と直結する分野として、特に国語力、文章表現力を中心とした基礎学力の向上が求められる。地域保育学科学生の社会活動は地域の人々から概ね高い評価を得ている。

文化表現学科では、学生の自己成長の様子を学生、教員がともに認識し把握することが、次の成長につなげていくための要点であると認識しており、客観的な把握ツールの開発が必要である。また、コンピュータを利用した学生との双方向授業の導入など IT 利用の高度化を図る必要がある。学生が社会の要請に応じた資格・検定へ挑戦するための仕組みの構築や社会の要請に対応した教育の仕組みも検討すべき課題である。地域貢献活動などの社会活動を既存の教育活動の中で進めるには時間的制約などがあり、学科としては地域の要請に十分に答えられない状況であり、その解決策を考えていくことも重要である。また、地域貢献については地域の要請にこたえる形での地域貢献活動に限定せず、大学・学生側から能動的に発信する地域貢献活動を授業の中で取り入れていくことが課題である。

また、発達障害の学生が入学してきている現状もあり、こうした学生に対する学習支援は特別に対応していく必要があり、そのための体制を構築していくことも大きな課題である。

令和2年度に実施した新型コロナウイルス感染防止対策用の遠隔授業については、初めての経験であったが、教育方法について学生から不満の声が出されたことも少なくなかった。また、対面教育が難しい実技科目では遠隔授業による教育効果を上げることは困難であり、対面授業を行わざるを得なかった。今後、このような非常時の事態に備える意味でも、遠隔授業の方法について非常勤の教員を含めたスキルの向上が課題である。

事務職員は、学生の学習成果の獲得に直接的、間接的に貢献しているが、より効果的な貢献方法はないか、例えば、ICT の活用や、学生にとってよりわかりやすい履修指導の方法、学生便覧の記載内容や学生からの相談への対応など常に検証することが重要である。令和2年度は新型コロナウイルス感染の影響で遠隔授業の形態が定着したが、事務職員の対応も対面に縛られない方法を検討していく必要が求められる。

新型コロナウイルス感染に関する実習派遣の対応については、実習委員長、実習教科担当を中心に対応を検討し、必要な場合は実習委員会にて協議する。その結果については、各学科長、学長に諮って行く。短大事務部とも連携して、学校としての統一した見解を確認して臨んで行く。今後、学生に PCR 検査を受けさせるかどうかは、前述した施設実習へ

の派遣時の対応を考慮し、また、他の実習においても検査が必要かどうかを慎重に検討して行く。

図書館においては、幼児教育学科・地域保育学科は実習の時期やその内容に合わせて展示する図書のテーマを考え、図書館ホームページや学生への Gmail で幅広く周知していく。年齢に合わせた読み聞かせ絵本の展示は令和3年度も好評で貸出し数も多かった為、令和4年度は更に内容を充実させて実施していく。合わせて季節を意識した展示も実施し、展示方法もポップ等を効果的に使い学生の目を引く展示を行う。文化表現学科の学生は現代小説を好んで利用しているので、ジャンル別で小説の展示も検討している。その他新規入荷やお薦めの図書・教材等、引き続き図書館ホームページでも情報を迅速に公開し、学生に周知していく。

平成25年度にタブレット端末利用の利便性を考え Wi-Fi のアクセスポイントを25か所設置することで、インターネットに接続できる環境整備を実施した。しかしながら、多くの学生が動画等見ると膨大な容量が必要となることから、現在学内 Wi-Fi は教職員にのみ開放し、学生へは開放していない。しかし、学生の学内 Wi-Fi 利用の要望が多く、さらにコロナ禍において教室での授業の密を避け、様々な授業形態に対応するためには、学内 Wi-Fi の学生への開放は必要である。今後は学生への学内 Wi-Fi の開放に向けて条件等検討する必要がある。

入学手続き者に対する情報提供は、合格時期によって対応に差が生じてしまうことは否めないが、遅い時期での合格者に対して行える効果的な方法を検討しなければならない。また、教務課では、オリエンテーション等において学生便覧に記載されている教科履修計画や卒業及び資格取得要件の履修・登録方法等について説明を行っており、学生にとって分かりやすい説明への努力・改善は行っているが、それでもなお学生によっては履修ミスによるトラブルが生じることがある。それを防ぐためにも今後の更なる改善が求められる。特に令和3年度入学生については、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあったが、通常の新入生オリエンテーションを実施した。在学生オリエンテーションや履修登録時の相談時では、学生が理解しづらい箇所をスライドなどでより詳しい説明資料などを作成し、学生が履修ミスなどのトラブルが生じないように対応していく必要がある。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中で、特に教育実習、施設実習において、例年と異なり承諾数の不足が懸念される。不足の場合には早急に新たな実習先の確保が必要となる。また、実習派遣先の利用者の中には健康上の配慮が必要な方がいるため、学生の健康管理の徹底や抗原検査実施等の検討が必要である。各実習において、前年に引き続き各実習指導の授業にて注意喚起し、現在学生が記録している「健康チェック表」「行動記録表」等を活用して、健康管理の徹底を図っていく。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から簡易型 PCR 検査を実施するため、実習開始2週間前からすべての授業をオンラインにし、教務日程や学年暦への影響が出た。令和4年度には新型コロナウイルス感染対策として簡易型 PCR 検査から抗原検査に切り替え、実習直前まで対面授業ができるよう検討している。また、令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、実習巡回が電話やメールでの実施になったこともあり、新たな方法の構築が達成できなかったが、実習巡回ワーキンググループで議論を重ね実習巡回ロールプレイ（学生役・教員役）の動画撮影を行ったので、それらの分析と新たな方法の構築を早急に行う。

幼児教育学科第二部の補講時間は、限られた時間の中での時間割の都合から、時間の確保に苦慮している。仕事を終えてからの登校となる学生が多いことから、1日の授業コマ数を増やすことは出来ず、教育課程からの見直しが必要であったが令和元年度の新入生から新しい教育課程を導入し、わずかながらではあるが学年によっては空き時間を設定することができたため、今後どの程度の改善が図れるかを検証する必要がある。また、二部授業対応の教職員の配置や、学生への福利厚生の実施も課題である。

学費の滞納者については、昨今の経済状況悪化など学生の経済的理由により、大変多くなっている状況である。今後、退学や休学への意向が懸念されるため、早急な経済的支援が必要とされる。そのため、既存の奨学金制度への案内および学内奨学金制度を活性化させ、学生生活を支援していくことが求められる。また、コロナ禍の影響によりアルバイト勤務に入れず、収入が少なく学費が支払えない学生もおり、退学を検討する相談も少なくない。経済的支援や対策が必要となる。

また、昨年度からのコロナ禍で対面授業と遠隔授業が並行した学生生活のため、遠隔授業についていけない学生もおり、分からない問題をそのままにしてしまうため、サポートが必要な学生もいる。特に1年生では、例年以上に大学に慣れるのに時間がかかり、コミュニケーションの機会が少なく、友人が作れない等の相談もあった。入学後、夏休み前までには問題解決できるよう、学生交流の場等のバックアップがほしい。2年生以上では環境面での不満やストレスを感じているところが見受けられる。学生個々に指導や相談をしていく中で、メールやWeb上では学生の本心を引き出せず、個別に抱えている問題をフォローしきれないところもあった。

夜間二部生の授業では感染防止対策として、換気のため窓開けて授業を行っているが、外から虫が入ってくることや、電車等の騒音により、授業の妨げになることもある。今後、全教室の網戸の設置や空気清浄機の導入等、設備面での改善が求められる。

障がい者受け入れのためのトイレ設備が、一か所のみとなっており、増設が求められる。また、本学は5階建の施設であるが、エレベーターの設置が4階までであることも含めて、今後全学的に障がい者支援の物理的、また人的な支援の対策を早急に検討しなければならない。令和3年度からは障害学生修学支援委員会の発足と同時に規定の作成を行い、より具体的な障害学生支援の拡充を図ることとなった。

幼稚園・保育所・施設の訪問活動等は満足にできなかったが、保育所の新園増設や保育業界の若手人材不足であることから、求人受領数は大きく増え、令和3年度1,139件（前年度1,068件）であった。学生の減少に伴い、求人先からの要望に応えられない場合の対応が引き続き課題である。また、幼稚園からの求人は増加しているにも関わらず、幼稚園教諭免許状の取得を辞退する学生、幼稚園を就職先には選ばない学生が増加しているため、その対策も引き続き継続課題として取り組んでいく。

実習中の就職活動は、実習を優先するため学生に禁止している。しかしながら毎年様々なトラブルが起きることも事実である。平成27年度からキャリアセンターと実習指導センターがその対応についての対策案を協議の上作成し、学生に周知したことで大幅に改善された。引き続き新たなトラブル対応も行いながら進めていく必要がある。

企業からの求人受領件数については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け減少し続けている。求人件数を増やすため、Zoomなども使用し、企業と学校担当者との面談を行っている。

が、令和2年度より厳しい状況は続いている（令和3年度 149 件・令和2年度 144 件）。今後もこれまでの実績企業と新規企業の開拓により、企業からの求人受領件数増を図る必要がある。また、文化表現学科の学生が希望する一般事務や医療事務、図書館司書などの求人件数が少ないことも課題である。文化表現学科には独りで行動ができない、人と話すことが苦手という性格で消極的な学生が比較的多い。また、卒業後の進路に迷いがあり就職に向かう意欲の低下も見受けられる。学科の教員とも連携し、資質を高める機会を提供していく必要がある。

全学科通して、求人先から「社会人としての一般常識やマナーを知らない」、「コミュニケーション能力が低下している」、といった指摘を受ける学生が増加している。これらの能力の向上が今後の課題といえる。また、幼稚園や保育所からは、学生に対してピアノの演奏技術の向上が求められることが多い。そうした要求に応えられるよう、実力が備わった学生の育成が必要である。ピアノ担当講師とも相談しながら、講座に盛り込むなど今後も対策を継続していくことが必須である。

卒業生アンケートの卒業生からの回収率が低いため、回収率を上げる対策が必要である。ホームページや、現職保育者研修会（令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染拡大のため中止）での告知以外の方法も引き続き検討していく必要がある。

令和元年度より「幼稚園・保育所・施設就職フェア」に名称を変え実施したが、令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、対面ではなく、Web による園紹介のみを 100 園前後の参加で行った。今後に関しては、学生に多くの園を認知してもらえるように、対面型フェアと Web によるフェアの開催を検討していきたい。また、参加園について、参加数や地域等、内容について検討していかなければならない。

幼児教育学科では、今後もコンピュータ利用技術を授業や学生支援に、更に活用していく必要がある。そのため情報センターや情報機器操作、情報機器利用を担当する教員よりコンピュータ利用技術の説明を受け、専任・非常勤を問わず全教員が更に積極的にコンピュータ利用を行うことが課題である。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

令和元年度から、GPA 成績優秀者（前期、後期、卒業年次生の総合成績）、成績向上者、学内貢献者（学生リーダーなど）を表彰し、表彰状とともに記念品（重複しないように 6 種類を用意）を授与している。授与された学生は大変喜んでおり、勉学意欲の向上につながっている。なお、令和3年度の表彰者数は、前期 53 名後期 84 名であった。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

幼児教育学科では、学位授与の方針については、ホームページと共に学生便覧への掲載を行い、学生への周知徹底を進めた。新設教養科目の学習成果は、成績評価以外に実習へのサポートとなることを確認した。造形表現や音楽などの一部教科、及び実習指導の担当

者同士の連絡会を実施して、授業の改善を図った。また、入学前の初心者向けピアノ講座のプログラムを改善し、実施した。そして、入学前後の早い段階から、保育者の社会的要請への理解を深め、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の二つを取得することを目指すよう働きかけた。さらに、コンピュータ利用に関して苦手意識のある教員に対しては、学内FD活動の技術指導を受けるよう促した。令和4年度より地域保育学科のベビーマッサージの資格を取るための授業を受講することができるように調整が図られた。

地域保育学科では、学位授与の方針については、大学案内、学生便覧及びホームページ上に明示し周知を図っている。保育者としての資質向上を目指し、学習成果に対応できるよう各教科及び隣接教科間で授業内容を検討した。そして、入学者受け入れの方針を明確に示すとともに、入学後の試験別入学者の学生生活の様子や成績、学習意欲等について検証を行った。入学前の課題については、基礎学力講座などを実施し、入学前教育の充実を図った。さらに、令和3年度入学の高校生に対してはZoomを用いて相互的な関わりが持てる形での指導を行った。令和4年度の入学生については対面で指導を行う。また、学位授与の方針に基づき、それぞれの学生に応じて将来を見据えたきめ細やかな指導支援に努めている。今後は、専任教員と非常勤講師の情報交換や指導内容の確認・調整を行う機会をより密に設けて、更なる向上を図っていく必要がある。また、3年次には「総合演習Ⅱ」をゼミナール形式で行い、基礎学力を含めた学生の総合的な学力向上を図っている。

文化表現学科では、前回の課題として、整合性がとれていなかった三つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）について改善することにしていたが、計画通り改善して各ポリシー間の整合性を担保、大学案内、学生便覧などで公表した。

入学前教育については、平成29年度に合計4回の入学前教育を本学において実施した。ただし、4回に渡って本学キャンパスに入学予定者の参加を呼び掛けることについては、生徒の負担、特に地方生徒の経済的負担等が大きいという指摘もあり、平成30年度以降は課題の送付・添削中心に切り替え、本学への来校は1回とした。令和2年度、3年度も当初計画では30年度と同様としていたが、コロナ感染状況が悪化したことで、計画を変更して本学キャンパスでの入学前オリエンテーションは取り止めた。また、これに合わせて教材を一新して充実を図り、過去3回分相当以上の教材を冊子としてまとめ、入学予定者に自宅学習用として送付した。自宅学習用教材は新学期から始まる必修科目の「短大生基礎力学習」の時間を使ってチェックするとともに学習指導している。

また、ボランティアの展開については、地元の団地自治会が運営する「グリーンポケット」と連携した授業を推進し、学生のキャリア意識の向上に努めた。令和3年度からは、所沢警察署と連携し、「オレオレ詐欺防止キャンペーン」のチラシ制作・新所沢駅前での配布、動画制作、西武鉄道の緊急避難訓練、等に学生が参加した。学科のカリキュラム・マップについては、教育課程の改編が遅れたこともあり、十分なものができていないのが現状であり、令和4年度に新教育課程に沿った、可視化を前提とするカリキュラム・マップを作成する計画である。非常勤講師の出講希望日・時間等については、教務課と調整し滞りなく実施した。

教務に関する課題は教務委員会での検討と、教授会での意見聴取により適宜改善がされており、また平成27年度より学長を委員長とした学習成果を担保する全学的な組織体制

として「教学マネジメント委員会」を発足させて教育の質の向上に努めている。

平成 29 年度から卒業生の進路先の更なる情報収集のため、採用先及び卒業生を対象とした「卒業後のアンケート」を実施している。あわせて幼稚園、保育所、企業に勤務している卒業生と連絡を取り、就職活動や勤務先での仕事についての在学生向けの講話を依頼し、卒業生の参加を促している。この取り組みは主に在学生を対象にした「就職関連講座」内における「園長講演会」や「合同企業説明会」などにおいて行っている。また、アンケート結果をホームページにて公開したり、卒業生の回答率を上げる対策として、①ホームページからの回答を募る、②ハガキにて QR コードでの回答にする、③現職保育者研修会での告知を実施するなどの取り組みを行っている。結果や卒業生からの情報については、学生に情報を伝え就職活動に活かすようにする。今後も更なる改善点を見つけ継続検討事項としていく。

また、公立保育士受験者の参考になるよう、平成 27 年度から、当該年度に公立保育士となった卒業生による受験対策や、保育現場での仕事内容などについての講話を実施している。仕事内容を聞くことにより、公立保育士受験者の不安や悩みを解消し、現場の仕事内容などを理解して心置きなく受験に臨める体制を作っている。また、学生指導のありかたについては、担当者間で話し合いを行い、その結果を「就職関連講座」内の「就職活動体験発表会」「就職報告会」「先輩との座談会」などの形で実施した。令和 3 年度は新型コロナウイルス感染対策を行ったうえで、対面にて実施した。

保育現場からの意見、要望が多いピアノの演奏技術の向上については、平成 27 年度からは「就職関連講座」内で、平成 28 年度から「直前就職対策集中講座」内において対策を行ってきた。主に、ピアノ教科担当者による実技試験対策というテーマで、採用試験や保育現場におけるピアノ演奏の注意点などについて講義形式にて実施していたが、令和 2 年度、令和 3 年度は感染対策により「直前就職対策集中講座」内にてキャリアセンターより話をする形にした。また、就職内定が決まった後に、単位の取得不足や学費滞納等で卒業ができない学生が発覚することのないよう、教員間、関係部署間の連携を深めてきた。平成 27 年度からは、関係部署に早期の確認を促し、キャリアセンターからの学生への告知をさらに徹底されるよう努めている。その他、文化表現学科の「就職関連講座」に関しては、令和 2 年度からは単位を付加する教科「キャリアスタディ」「キャリア形成基礎講座」になり、キャリアセンターは後方支援をしている。令和 3 年度は後期 4 コマで「就職関連講座」を行い、マナー等の補足をおこなった。幼児教育学科、地域保育学科の実習時期における就職活動については、実習教科担当と実習指導センターとの連携をさらに密にし、実習先での就職を希望する学生の情報交換を行っている。加えて、平成 27 年度からは、事前に実習教科担当と「実習期間中の採用試験の取扱い」について協議を行い、「就職関連講座」及び「公立保育士試験対策講座」内で学生に説明し、学生に十分な就職活動準備期間を保証できるよう、よりよい条件を整えている。また、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の両方の取得を今以上に学生に促し、幼稚園にも就職ができるよう「就職関連講座」内において「園長講演会」と題して、幼稚園園長からの講義及び説明を行っている。ピアノを苦手として、幼稚園就職を諦めてしまう学生も少なからずいるため、ピアノの演奏技術の向上についても積極的に進めて行きたい。

図書館に関しては、平成 27 年度予算に文庫書架、及び紙芝居架を予算計上し書架の増設

を行った。レファレンス・コーナーはレイアウトを変更し、より利用しやすい環境に整備をした。AV 機器に関しては、平成 27 年度卒業記念品としてビデオ・DVD プレーヤー、ブルーレイプレーヤー、テレビのセットを 2 セット寄贈された。

平成 27 年度から文化表現学科と幼児教育学科第二部のリマーケティング広告を実施した。また、オープンキャンパス時の学科説明を、保育系（幼児教育学科・地域保育学科）と文化表現学科を分けて実施していたが、合同で実施したことにより、本学全体に関心を広げることができた。その他広報のための幼児教育学科第二部用のポスターを作成した。

平成 28 年度より SNS 強化のため、YouTube、Instagram、Twitter を配信している。他に地方出身の新入生が安心して学生生活が過ごせる企画として、4 月中旬に新入生・在学生懇談会 (WELCOME TEA PARTY) を実施した。平成 29 年度からは業者に依頼して SEO（検索エンジン最適化）対策を強化した。この他「学研奨学金導入」、「スマイルペーパー」（在学生の様子が見える冊子）、「オープンキャンパススタッフ研修」、「kintone 導入」（クラウドサービス）、「秋高連携（伝承遊び、カタリバ）」、「保護者向けリーフレット」、「非入学者アンケート」を実施している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

幼児教育学科では、クラス指導教員が担任する学生の学習成果の獲得状況を適切に把握するための方策を学科会や作業部会で検討する。学習成果の獲得状況を把握するためには、専任教員間のみならず、非常勤講師が担当する科目も含めて連携・調整が必要である。今後更に非常勤講師との連携を図りつつ、学科内の作業部会で、担当科目内容の検討を行い、引き続き必要な調整を行っていく。

幼児教育学科では、コンピュータ利用に関して苦手意識のある教員に対して、技術の習得を促すため、引き続き学内 FD 活動の中でコンピュータ技術の指導を行うと共に、情報機器操作、利用に関する授業を担当する教員に、外部で実施される研修会や講習会への参加を促す。

幼児教育学科では、「基礎演習 I・II」の授業内容を入学時に行う基礎的な学習支援の一つとして位置付け、その後の実習への準備の一環としていけるよう、学生の学習成果を見ながら更に改善を目指す。優秀学生と学習上の困難を抱える学生それぞれに各教科で積極的な学習支援対応策を実施できるようにするために、学科会等で検討を行う。

また、教科担当教員に過重負担となっている実習の個別指導に関して、担任等できるだけ多くの教員が関わることができるよう、引き続き人的環境の整備をする。

地域保育学科では、専任教員・非常勤教員も含めた授業の様子や実習・地域活動などの学外活動の状況を把握し、学位授与の方針や学習成果に対応できるよう各教科および隣接教科間における授業内容等について、見直しや調整を図り、効果的な授業展開できるように、そしてそれぞれの学生に応じてきめ細やかな指導支援ができるように努めていきたい。この点に関しては、専任教員だけでなく非常勤教員も含めて教員の理解や意識が向上しているため、今後も積極的に努力していく。また、幅広く深い教養を培うとともに専門教育内容に密接に連携した教養教育科目の開設について検討し、学位授与の方針に基づき、それぞれの学生に応じて将来を見据えたきめ細やかな指導支援に努める。具体的には令和 3 年度は受講生がいなかった「データサイエンス」や地域保育学科では令和 5 年度より単位

化される(令和4年度は単位外授業))「SDGs」に対する学生に受講意識を高めていきたい。また、入学生に対して受け入れ方針をより明確に示すことは、学生の入学後の勉学意欲向上につながり授業不適応を防ぐ意味でも必要なことである。入学説明会やオープンキャンパス、高校訪問等において受験生に伝わるよう丁寧な説明を心がける。学科教員は学習成果の獲得に向け課題を認識している。そのため、地域活動Ⅰや地域保育基礎講座などの複数教員が担当する科目については頻繁に問題点を話し合い授業内容の改善に努めている。さらに、顔を合わせる機会の少ない非常勤講師に対しては学科長を中心に頻繁にメール等で学生の動向を示しているが、より全教員での意思の疎通を図り調整や協力に努めたい。また、学科教員には学生が円滑に履修および卒業に至るようさらに連携、情報の共有化等が必要とされる。授業内容については、コンピュータについて必要とされる利用技術の向上を図る。そして、国語を中心とした課題への取り組みは勿論であるが、国語以外の一般的な分野についても基礎学力向上に向けての検討を始めたい。各教員は学習の成果をより確実にするため、教科としての専門性を重視しながらも基礎学力の向上をめざした授業内容の改善や見直しが必要である。なお、社会のニーズに応え社会貢献できる人材の育成というのは、地域保育学科の学位授与の方針に添ったものであり、成果の向上をめざし学生一人ひとりに対しきめ細やかな指導や助言を徹底する。

文化表現学科では、今回の自己点検全般を通じて洗い出された課題は「学習成果の実質化」であると認識している。言葉を変えていえば学習効果を如何に上げるかということである。今後、全ての教育活動の原点を教育効果の実質化に求めて展開していくことが課題であり、そのための改善計画を具体的に策定していく。

例えば、ボランティア活動の授業は、ともすれば授業時間割を優先して学園周辺での活動が中心になりがちだったが、令和3年度に所沢警察署や西武鉄道との連携によって、時間割に縛られることなく市内各所での活動を展開できるようにしたことで、学生の活動を市民へ広く認知させることができた。これにより、学生の実践力、自主性・主体性等、社会性を大きく向上させることができ、学習効果の実質化を実現できた。また、「企業人に学ぶキャリア教育」では、学生の振り返りシートなどから、企業や職業に関する認識の向上を確認することができ、講師として招いた企業への就職者が複数(3人)確認できた。これは、従来のインターンシップなどのキャリア関連授業ではみられなかったことであり、コロナ禍で中断しているインターンシップに代わるキャリア教育の実質化を実現できる教育であると考えている。今後、ボランティア及び企業人に学ぶ授業の深化を一段と図っていく計画である。また、こうした学習効果の実質化は、ボランティア、インターンシップといったキャリア教育だけでなく教育活動全般にわたって図るべきものであり、障害学生の学修支援の強化のための方策、教科ごとのアセスメントポリシーの明確化、ルーブリック評価の充実、等教育の基盤整備を図るための具体策を検討していく計画である。

新しい資格制度の導入については、令和2年度に「観光実務士」の課程を設置した。今後さらに教育課程の改善を含め、時間的制約を受けない形で活動できる地域活動、地域貢献、ボランティア活動を検討していく。また、ディプロマ・ポリシーに対応する成長の様子を学生、教員が認識・把握できるポートフォリオについては、「コンピテンシー到達度」調査を実施し、学習成果の一部可視化を図っており、どのような内容のものにするのかを継続検討していく。

また、発達障害の学生に対する学習支援については、まず具体的な対応マニュアルを作成し、併せて体制の整備を検討していく。

遠隔授業による授業方法のスキルアップについては、FD や研修会への参加などによる各教員のスキルの向上を進めていく。

短大事務部に関しては、事務職員の学生の学習成果への効果的な貢献についての検証は毎年度行い、課題としてあった、履修登録時に生じたトラブルを検証し、次の履修登録時に学生達が混乱しないよう、Gmail 等で随時情報を更新して発信するなどの対応を図っている。それを次年度以降の改善に繋げていく必要がある。令和元年度からは、退学者防止のために転学科制度を取り入れ、令和2年度は3名、令和3年度2名が認められた。令和元年度の転学科生の1名が転学科先の学科の総代として卒業しており、本制度は学習成果の獲得に大きく寄与していると考えられる。

図書館においては、幼児教育学科・地域保育学科は実習の時期やその内容に合わせて展示する図書のテーマを考えていく。年齢に合わせた読み聞かせ絵本の展示は今年も好評で貸出し数も多かった為、来年度は更に内容を充実させて実施していく。合わせて季節を意識した展示も実施し、展示方法もポップ等を効果的に使い学生の目を引く展示を行う。文化表現学科の学生は現代小説を好んで利用しているので、ジャンル別で小説の展示も検討している。引き続き図書館ホームページでも情報を迅速に公開し、学生に周知していく。

学生が利用できるネットワークの負荷の問題が生じない学内 Wi-Fi を整備するには多くの費用がかかる。まずは、人が多く集まる部屋において、事務系のネットワークとは切り分けた Wi-Fi 機器を設置し、授業に支障のない接続が確保されるかを試験的に運用するとともに、ICT 教育推進委員会で授業に必要な Wi-Fi 敷設について検討していく予定である。

令和2年度の課題では「高等教育の修学支援新制度」の周知徹底についてとその対象者へこの制度を理解させ申込みをさせることについては、掲示、お知らせメールの他、学生指導要録の家族構成欄により多子家庭や一人親家庭の学生を確認して対象者であれば申し込ませる等の対応を行っている。また、学生緊急給付金の申込者や授業料未納者に対しても声を掛けている。その結果、日本学生支援機構給付奨学金の対象者は増加している。今後も、経済的に厳しい学生へ奨学金制度について掲示、メール、オリエンテーション等で呼び掛けていく。

クラブに入部する学生や学校行事への参加学生の減少については、コロナ禍で行事が中止となり遠隔授業で通学することが少なくクラブ活動ができていない状況のため、感染状況を見ながら活動を促す。今年度は演劇部が新たに同好会として発足した。学生課における活動、改善計画として、学生のクラブ活動のサポートについて、本学は学生同士だけでは継続して活動することは難しいため、定期的に活動を行えるように、顧問（教員）と一緒に目標を持って活動することで本学の学生は、クラブ活動に参加するのではないかと考える。行事についても日頃より参加意欲を高めることが大切であるため、どのようにして参加意欲を高めて行事に参加するのかを検討していく。

学生相談室の利用者増加傾向については、現在、コロナ禍で相談者が減少しており1名のカウンセラーで十分支援を行える状況である。また、看護師が保健室に在室しているので健康面等の相談は看護師が対応することとして学生相談室の負担を軽減する。学生相談室の学生サービスとして、できることならカウンセラーを1名増加が望ましいが、経費の

問題があるため増やすことは難しい。現状として、指導教員、ゼミ教員などが、学生が身近に話しやすい、相談しやすいように、声掛けをしていくことが大切であるとする。学生も相談する相手を選ぶとは思っているので、まずは身近な人と話すことで相談に乗ることができ、コミュニケーションを図ることができるのではないかと考える。

新型コロナウイルス感染症の影響で、遠隔授業で学校への通学が減り、新入生交流研修旅行等の行事が中止となり、学生同士のコミュニケーションの機会が少なく、友人が作りにくい状況のため、令和4年度は新入生交流研修旅行から新入生スポーツ大会に変更し、できる限り実施し学生同士の交流の機会を作っていく。

就職支援に関しては、収集した情報を就職指導委員会にフィードバックしていくが、今後の学習成果の点検に寄与できる形態についても協議を行い検討していく。また、「合同企業説明会」や「就職関連講座」に含まれている「職種研究会」や「園長講演会」等において、それぞれの職場で活躍している卒業生からの体験談を聞く機会を現在より更に増やし、学生の就職への意欲向上に努めていく。そのためには、幼稚園、保育所、企業に勤務している卒業生と連絡を取り、在学生を対象とした「園長講演会」や「合同企業説明会」において、就職活動や勤務先の仕事内容に関する講話を依頼していく。また、令和3年度の公立保育士受験者の参考となるよう、時期を早め「公立保育士ガイダンス」を行い「OG報告会」では、卒業後数年間私立保育園を経験し、公立保育士に合格した卒業生などに実体験の「公立と私立の違い」等話をしてもらうなど受験生・合格者を増やす取り組みを行っていく。また、文化表現学科の学生の就職意欲向上のためには、今後更に学科との連携を深め、ゼミ指導の先生方にも就職について直接学生指導にあたる機会をもつことを依頼していく。合わせて、学生が就きたい職種の採用選考に必要な基礎的な実務（履歴書の作成や、面接の準備、小論文など）ができるように支援する。そのためにも、先ず「就職関連講座」への出席率を更に上げる努力をする。また、文化表現学科については、在学中に取得できる資格を活かせる職種になかなか就けないという課題にできる限り対応するため求人の開拓を行う。学生の就職斡旋に関して、授業の出席状況、単位の取得状況、実習中の状況、学費の納付状況、等の卒業要件に係る情報を関係部署と連携を図り更に共有できるようにしていく。

就職に関連して、保育現場からの意見、要望が多いピアノ技術の向上については、今後学科や教科担当教員間で検討し対応する。あわせて、言葉づかい、身だしなみ、礼儀作法、来客応対、電話応対といった社会人としてのマナーの習得や、相手の話をよく聞き、自分の意見を述べることができるといったコミュニケーション能力の向上を目指し、令和4年度「就職関連講座」の更なる充実を図る。しかし、こうしたマナーやコミュニケーション能力は、容易に身につくものではないので、各学科の授業内において学生へ指導を行うよう、働きかけることも行っていきたい。また、主に就職が内定している学生を対象に、新社会人として求められる心構えや基本的なマナーを習得させる「卒業前研修」の実施を全学科対象で実施を検討していく。また、企業及び公立保育園の採用選考では、二次選考の面接に進むためにまず、第一次選考の筆記試験に合格しなければならない。そのため、学生の基礎学力と文章力の向上を図る。令和4年度の「卒業前研修」は全学科で開催検討中、今後は実施時期や内容を検討し学生への周知を徹底していく。

課題に即した学生への指導のあり方を担当者間で話し合い、その結果を令和4年度の「就

職関連講座」に反映させる。また、キャリアセンターが把握した課題と、その解決に必要なと考えられる指導について、令和4年度は就職関連講座のみでなく、関係部署や学科にも伝えていく。また、就職内定が決まった後に、取得単位数の不足や学費滞納等で卒業ができない学生が発覚することのないよう、令和4年度も関係部署に早期の確認を促し、キャリアセンターから学生への告知を更に徹底させることに努める。

令和4年度も幼児教育学科、地域保育学科の実習時期における就職活動については、実習教科担当者と実習指導センターとの連携を密にし、実習先での就職を希望する学生の情報を交換する。また、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方を取得するよう学生を指導するとともに、幼稚園、認定こども園にも就職活動ができるよう実習指導センターとキャリアセンターとが情報を共有し、連絡や相談を行いやすくしていけるよう協議を重ねる。文化表現学科の学生に関しては、希望する職種の採用に必要な基礎的実務の力をつけるためには就職関連講座のみでは困難であることから、令和4年度も引き続き学科の授業内での指導を求めていく。全学科学生の「就職関連講座」出席率の更なる向上をめざし、講座への出席を促す手段について各学科と連携しつつ検討する。

卒業時および卒業後アンケート調査の実施について、結果の解析をセンター機能へ反映するため、アンケート結果を教授会にて共有し授業等で活用する依頼を行った。今後は、どの授業で活用できたかを調査していきたい。卒業生アンケートについて、学内で実施している現職保育者研修会での告知を実施した。結果について来年度以降報告し、更なる改善点を見つけ継続検討事項としていく。

特に近隣企業からの求人増加の対策について、秋草というと保育というイメージが強い企業が多かったため、企業との交流会へ積極的に参加し、求人確保に努めていく。

公立保育園等合格者増加対策について、令和元年度は公立講座オリエンテーション実施時期を早め、早期意識づけに取り組んだ。今後は対策講座参加者と受験者、合格者を増やしていく。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

様式 7－基準Ⅲ

〔テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源〕

＜根拠資料＞

提出資料-規程集

- 13 2531 秋草学園短期大学任期付教員任用規程
- 14 2550 秋草学園短期大学教員の採用・昇任に関する資格基準
- 15 2560 秋草学園短期大学教員の採用に関する資格内規
- 16 2561 秋草学園短期大学教員の昇任に関する資格内規
- 17 2250 秋草学園短期大学個人研究費規程
- 18 2251 秋草学園短期大学教員の研究旅費に関する内規
- 19 2270 秋草学園短期大学奨励研究及び奨励研究費に関する内規
- 20 2281 秋草学園短期大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程
- 21 2282 秋草学園短期大学公的研究費に係る不正行為の防止及び調査に関する内規
- 22 2432 秋草学園短期大学「人を対象とする研究倫理」規程
- 23 2433 秋草学園短期大学研究倫理審査委員会規程
- 24 1300 学校法人秋草学園就業規則
- 25 1380 学校法人秋草学園職員研修実施細則
- 26 2330 秋草学園短期大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会内規
- 27 1381 学校法人秋草学園事務職員SD研修規程
- 28 1260 学校法人秋草学園個人情報保護基本方針
- 29 1261 学校法人秋草学園個人情報の保護に関する規程
- 30 1262 学校法人秋草学園個人番号及び特定個人情報取扱内規
- 31 2294 秋草学園短期大学情報セキュリティポリシー
- 32 1382 学校法人秋草学園事務職員自己啓発の研修補助取扱細則
- 33 1790 学校法人秋草学園衛生委員会内規
- 備付資料 34 秋草学園短期大学紀要第36号
- 備付資料 35 秋草学園短期大学紀要第37号
- 備付資料 36 秋草学園短期大学紀要第38号
- 備付資料 37 秋草学園短期大学公的研究費の使用に関する行動規範
- 備付資料 38 秋草学園短期大学公的研究費の使用に関する不正使用防止計画
- 備付資料 39 倫理遵守の誓約書
- 備付資料 40 FD活動記録【令和元年度】
- 備付資料 41 FD活動記録【令和2年度】
- 備付資料 42 FD活動記録【令和3年度】
- 備付資料 43 SD研修報告書・職場内研修報告書【令和元年度】
- 備付資料 44 SD研修報告書・職場内研修報告書【令和2年度】
- 備付資料 45 SD研修報告書・職場内研修報告書【令和3年度】

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学には、幼児教育学科（第一部・第二部）、文化表現学科及び地域保育学科が設置され、専任教員はそれぞれに所属して教員組織を構成している。各学科は、教務委員会等各種委員会に教員を所属させるとともに、定期的に行われる学科会等を通じて入試業務、オープンキャンパスの分担やクラス運営及び学生に関する情報の交換などを行い、責任をもって学科の運営にあたっている。

短期大学全体及び各学科の専任教員については、短期大学設置基準の定める教員数を充足している。

専任教員の職位は、学位、経歴、研究業績等に基づいており、それは短期大学設置基準の規定を充足している。

各学科は、教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。主要な教科は専任教員が担当するよう採用等に当たり配慮している。補助教員は、調理実習や情報機器演習の教科に配置され、授業時間内だけでなくそれ以外の時間においても学生からの質問等の対応に当たっている。

教員の構成、配置は、短期大学設置基準に基づいた学内関連規程や教育課程に照らし、充実した教育環境を整備できるよう十分に配慮して、計画性をもって実行している。

教員の任用については、専任・非常勤、公募・学内推薦の別なく、任用委員会、教員資格審査委員会、教授会、理事会等の審議を経たうえで採用を決定している。新規教員の採用については、平成 22 年度から導入された任期付教員任用制度（任期 3 年）（提出・規程集 13）により行われた。教員の昇任（提出・規程集 14）についても、同様の手続きを経て実施されている。

なお、教員資格審査については、客観性・公平性を確保するという趣旨から、相当期間

の検討を経て策定した審査内規（提出・規程集 15～16）に基づいて行われている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

幼児教育学科の教員は、それぞれの専門分野に即した学会や団体に所属し、各自研究成果の論文発表や作品制作、演奏などを行っており、その成果を学生指導に役立てている。また教育課程に基づいた研究テーマを持って、研究と教育が一貫したものとなるよう工夫している教員も多い。しかし研究成果の多寡には教員間の格差があるため、更なる研究活動を促すために、学科会等を通じて学会誌や研究紀要への投稿や著書の執筆等を積極的に行うよう促している。尚、各教員の研究成果は、教育情報公開の一環として本学ホームページ上や、国立情報学研究所のデータベース CiNii に登録して公開されている。

地域保育学科の専任教員は、本学を始め所属学会・団体においての紀要や学会誌への執筆や作品制作、演奏等の研究発表を通じ大きな成果を上げている。その成果は学生教育にも高く反映されている。研究活動の公開については、毎年の本学「紀要」（備付-34～36）に研究業績一覧を掲載している。また専任教員については教育研究業績、社会活動などデータ化し一部は本学ホームページに公開している。

文化表現学科の教員は、それぞれの専門領域で学会や研究会等に所属し、講演や研究発表を行うとともに、本学の「紀要」その他の学術雑誌に研究成果を発表している。各教員の担当教科はそれぞれの専門領域と整合しており、研究成果は本学科の教育指導に活かされている。各教員の研究成果は、教育情報の一つとして本学ホームページに公開しているほか、国立情報学研究所のデータベース「CiNii」に登録し、広く公開している。また、令和元年度までは実績のなかった科学技術研究費（科研費）の助成事業に関し教員 1 名の研究が採択された。

科学研究費補助金等の外部研究費獲得に関して、科学研究費については、令和3年度の申請において研究代表者として3名、研究分担者として3名の教員が申請を行った。

専任教員の研究活動に関する規程については、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン」（文部科学省）に基づき、「秋草学園短期大学個人研究費規程」、「秋草学園短期大学教員の研究旅費に関する内規」「秋草学園短期大学奨励研究及び奨励研究費に関する内規」、「秋草学園短期大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程」、「秋草学園短期大学公的研究費に係る不正行為の防止及び調査に関する内規」（提出・規程集 17～21）、「秋草学園短期大学公的研究費の使用に関する行動規範」（備付-37）及び、「秋草学園短期大学公的研究費の使用に関する不正使用防止計画」（備付-38）が整備されている。また、専任教員の研究倫理遵守のため、年に1回コンプライアンス教育を行うとともに、全ての教員から倫理遵守の誓約書（備付-39）の提出を求めている。平成30年度からは、研究倫理審査委員会を設置し、研究を行う際にその内容が人を対象とする研究に該当する場合には委員会にその研究についての倫理審査の申請を行い、承認を得てから研究に入る仕組みが確立した（提出・規程集 22～23）。

専任教員の研究倫理に関する取り組みでは、研究倫理審査委員会を設けて、倫理規定の対象となる研究取り組みに関して事前に審査を受けるよう指導している。また、毎年、紀要原稿の公募に関連して、その遵守を図書館紀要委員長が教授会で教員に呼び掛けている。令和3年度には、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応などに関するガイドライン」に従って新たに「オーサーの不正行為」などに関する規定を設けた。これに基づいて新たに、教授会で遵守を呼び掛けた。

教員の研究成果を発表する機会として年1回「秋草学園短期大学紀要」を発行している。毎年7月末を紀要投稿申込みの締切りとし、専任教員や専任教員から推薦のあった非常勤講師からの申し込みを受け、10月末までに論文を提出してもらう。その後2名による査読を通して論文もしくは研究ノート等の区分の決定と、採択、もしくはリジェクトの決定が行われ、投稿論文の質を担保している。令和3年度は専任教員、非常勤講師を合わせて15点の投稿があり、論文12点、研究ノート3点が「紀要第38号」に掲載されている。また、紀要の原稿は全て国立情報学研究所のCiNiiに登録して広く公開している。

専任教員が自身の研究に集中して取組めるよう専任教員全員に対して各自1室、約20㎡の研究室が与えられ、相応の設備が整備されている。研究室は1号館2階に7部屋、3階に4部屋、2号館2階に24部屋計35部屋あるが令和3年3月末日現在では4部屋空室がある。

本学では就業規則（提出・規程集 24）で「職員は、人格を高め、知識、技能を向上するためたえず研修に努めなければならない。」と定めている。これを受けて、教員の研究日を確保するため「学校法人秋草学園職員研修実施細則」（提出・規程集 25）を定め、「教員にあっては週1日の自宅研修日を取ることができる」としている。また、学園の承諾を得て、教学運営に支障がなく一定の期間内の研修を行うことができるものとし、日本学術会議登録の学術研究団体及びこれに準ずる団体の研究会に参加、出席するための研修は原則7日以内、さらに、研究のための資料収集及び学術調査を目的とする研修は原則年間計20日以内で行うことができることとしている。国内・外の区別、制約はない。今年度はコロナ禍により、所属学会への出席や発表についても、研究出張許可願や研究出張報告書から、教員

の研修が十分には行えていない状況ではないかと思われる。

また、所属学会への出席や発表についても、研究出張許可願や研究出張報告書から、個人差はあるが、概ね積極的に取り組んでいるものと判断できる。なお、留学、海外派遣に関する規程は特段定めていない。

FD 推進委員会は、「秋草学園短期大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会内規」（提出・規程集 26）に基づき FD 活動の支援を行っている。令和 3 年度は在学生オリエンテーション、卒業式予行日に「学生満足度調査」を実施し、その結果は 3 月の教授会で報告された。

令和 3 年度は FD 研修会が 2 回開催され、休職者を除く全ての専任教員が参加した。（備付・40～42）

第 1 回：6 月 16 日「ループリック評価表について」

野中文化表現学科長により、実施された。

第 2 回：1 月 25 日「学校という職場におけるハラスメントの留意点」について

（マツダ総合法律事務所 弁護士 岡本 明子氏）オンデマンド動画配信

令和 2 年度から専任教員全員が作成することとなった、ティーチングポートフォリオは、必要に応じて、各自が改訂を行い、令和 3 年度から、専任教員全員が担当科目において 1 教科取り上げてループリック評価を実施することとなり、各教員がそれぞれループリック評価表を作成することとなった。

〔区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD 活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-3 の現状＞

本学における事務組織及び所管事務は、本報告書 3 ページの資料に示すとおりであり、平成 25 年 4 月 1 日より短期大学事務部の実習指導センター事務室及びキャリアセンター事務室を独立組織に編成替えし、業務分担の見直しを図った。また、平成 27 年 12 月に新たに IR 推進室を設置し、平成 28 年度から運営している。さらに、平成 30 年度には地域

連携センターを設置し、令和元年度より運営している。現在の専任の事務職員の総数は 30 名で、事務局長の下に総務部（4 名）、企画財務部（4 名）、短期大学事務部（16 名）、入試広報室（4 名）、エクステンションセンター事務室（1 名）の 5 部門をもって構成されている。事務室は、建物の床面積の制約上、1 階と 2 階の二層構造となっていたが、平成 30 年度には事務室のワンフロア化計画を推進して 1 階の実習指導センター事務室を 2 階の短期大学事務室内に移動し、令和元年度には短期大学事務室のレイアウト変更を行いキャリアセンター事務室が 2 階の短期大学事務室に移動した。これにより、短期大学事務部の図書館事務室及び情報センター事務室を除く全ての部署が、2 階のワンフロアで業務を行う体制が整った。その中で事務職員は各部課長の指揮監督のもと学生対応及び事務処理等を行っており事務組織の責任体制は明確となっている。

課題となっていた事務局の業務が縦割りにならないように部署間の情報共有と職員間の協働体制、相互に業務の助け合いができる環境づくりについては、特に学生の在籍、履修状況や学費納入状況などは、就職活動にも影響を及ぼすため、職員間での情報共有は随時行っている。

専任事務職員は、「1381 学校法人秋草学園事務職員 SD 研修規程」（提出・規程集 27）に基づき、専門的な職能を習得するよう各部署で職場内研修を実施し、また、専門性に応じた定期的な外部研修等にも毎年積極的に参加するなど、常に専門的な職能向上に努めており、嘱託事務職員もこれらの研修会に参加している。その一例として、日本私立短期大学協会及び外部団体主催の研修会に毎年多くの職員が参加し、学生支援及び担当事務業務の改善・向上に努めている。しかし、残念ながら令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため予定していた全ての研修会の開催が中止となった。令和 3 年度は一部の研修は中止となり、日本私立短期大学協会等の研修会はオンラインによる開催となったので、リモートで参加することができた。

また、FD 研修会には可能な限り事務職員も参加するようにしている。

事務関係諸規程は、規程集として整備し、事務室及び関係部署に備え付けるとともに学内 LAN により閲覧できるようになっている。

事務部署は事務室、情報機器、備品等を整備している。事務室では、情報ネットワークが整備され、令和元年度に職員のほぼ全員の PC の入替えを行った。また、学生の学籍管理、成績処理等のために情報システムが整備されている。その他プリンターやコピー機など必要な事務機器が整備されている。

防災対策としては、防災計画、自衛消防隊編成表及び任務分担表を作成し、全教職員に周知するとともに、「消防防災マップ」を常時掲示し、災害時の避難場所の周知を図っている。さらに、毎年 5 月に全教職員・全学生を対象とした、所轄署による「消防避難訓練」を実施し指導を受けているが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。令和 3 年度は、一部生に対して消防署員より学内放送にて講話「地震が起きた時、身を守る方法」を実施し、避難訓練を行わなかった。二部生は、避難場所を 410 視聴覚室とし例年どおりの避難訓練を実施した。さらに、本学駐車場を避難場所とする避難経路図を作成し、各教室に掲示した。

情報セキュリティ対策としては、「個人情報保護基本方針」、「個人情報の保護に関する規程」、「個人番号及び特定個人情報取扱内規」（提出・規程集 28～30）等で組織的に対応して

いる。平成 29 年度には、情報セキュリティ検討委員会を立ち上げて「秋草学園短期大学情報セキュリティポリシー」（提出・規程集 31）を作成している。また、現状の情報把握とコンピュータのウイルス感染、不正アクセス等の脅威に対しては、外部の情報セキュリティ専門業者を招いて研修会を行っている。平成 30 年度には標的型メール攻撃訓練を実施して不審なメール等によるサイバー攻撃への防衛力アップと情報セキュリティ意識を高めている。令和元年度からは、文部科学省私学行政課大臣官房政策課サイバーセキュリティ・情報化推進室等から提供されるフィッシングメールやマルウェア添付メールに関する注意情報を全教職員へ通知することにより、注意喚起を行い被害の発生を未然に防ぐようにしている。

事務職員の SD 活動を推進する SD 研修委員会の運営については、平成 26 年度から隔月に委員会を開催し、各部署で作成した年次計画表に基づく実行状況や進捗状況等について確認・検討を行っている。各部署の実施状況等については課題があるものの、概ね計画どおり実行できている（備付・43～45）。学生支援の職務を充実させる SD 活動は、数年前までは組織的に行われることはなかった。研修会参加者によって研修会等の成果が公表されることで職員の資質、職務能力の向上が期待されるが、一堂に会しての報告会等は行われてこなかった。しかし、平成 25 年 4 月 SD 研修に関する規程が施行されたことにより、平成 26 年度からは基本的に部・課単位で研修計画が立案、実施され、指定された様式による報告書が提出されることとなった。その内容は、学外で開催された研修会への参加報告、各部署で独自に行う研修や、パソコン研修などである。令和元年度は 8 月に短大、系列の高校、及び専門学校の事務職員も参加して、管理職職員は外部講師によるハラスメントに関する SD 研修を、その他の職員は「学園の PR」をテーマとしたグループワークの SD 研修を行い、事務職員としての資質や能力向上、お互いの理解を深めるための意見交換等を行った。令和 2 年度は、9 月に埼玉県私立短期大学協会研修会課題「新型コロナウイルス感染拡大防止を前提とした現状と課題・取り組む」について、教職員全員参加し 6 分科会に分かれて意見交換等を行った。11 月には朝礼を含む会議休止の対策として、情報の発信、共有、スケジュール管理等を目的としたグループウェア J-MOTTO の研修を行い、業務の効率化を図ることができた。令和 3 年度は、6 月に「学校法人会計における計算書類の読み方について」SD 研修を実施し、学園の財務状況の実態を認識・把握する機会を設け、財務改善に対する意識付けを行った。10 月には主任・課員対象に「グループ討議」を実施し、学生募集に有効なアイデア創出に取り組んだ。

「1382 学校法人秋草学園事務職員自己啓発の研修補助取扱細則」では、自己啓発のための研修についても規定（提出・規程集 32）され、研修結果の報告、課程の修了または資格の取得等を条件として、学園が研修経費の一部を補助することになっている。この件については、令和元年度～令和 3 年度も一部の職員が通信講座等を受講し資格取得等の実績を挙げているが、令和 2 年度には 1 名がキャリアコンサルタントの資格を取得した。

このような SD 活動を通して職務の充実を図り、直接的、間接的に学生支援や教育活動の支援を強化している。

事務局各部署の部課長会議は隔月に、朝礼は週 1 回召集して行っている。これらにおいて業務の見直しや事務処理の改善とまではいかないが、共通認識、情報共有を得ることにより、部署間の業務を円滑に進めることができている。令和 2 年度及び令和 3 年度は、新

型コロナウイルス感染拡大防止のため週1回の朝礼は休止したが、部課長会議は適宜開催し、新型コロナウイルス関連の学生・教職員対応等に当たった。また事務職員全員がグループウェア J-MOTTO を利用することにより、集合することなく情報の発信、共有、スケジュール管理等の徹底、効率化を図ることができた。保健衛生に関する事項については、「1790 学校法人秋草学園衛生委員会規程」(提出・規程集 33) を定め、平成 29 年度以降は年に数回の衛生委員会を開催し、また令和 3 年度からは原則月 1 回の委員会を開催し協議を行い、その結果を全教職員に周知させている。

教務課事務職員は、Web を利用した履修登録の指導・相談や毎年 1 月に実施する卒業年次生以外の学生へのガイダンスにおいて、新年度の履修計画に関する相談やその他の学生相談等に応じて学習成果を向上させるために努力している。また、短大事務部の各部署は、一層の学生の満足度向上のため、それぞれの関係部署と連携するとともに教員組織の各種委員会とも連携し担当業務を行っている。短大事務部の関係部署の課長等が各種委員会の構成メンバーとなり、積極的に委員会の運営に関わっている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業に関する諸規程は整備されており、法律等の改正に併せ適宜改正し、監督官庁への届出を行っている。教職員への周知のため、諸規程を規程集としてファイルし、事務室に備え付けるとともに、学内 LAN での検索により誰でも閲覧できるようにしている。休暇、給与等は、これらの規程に基づいて適正に処理されている。

教職員の勤務時間の管理は IC カードで行われ、各自出勤時、退勤時にカードリーダーを読み込ませて記録している。緊急時は人事課への電話連絡等に対応している。教職員の勤務時間は、原則、第一部学生対応としては 8 時 40 分始業、17 時終業とし、第 5 時限の授業や学生支援のための事務対応は、職務内容に応じて勤務時間をシフトして行っている。第二部学生への授業と事務対応については、14 時始業、21 時 20 分終業とし、学生対応を行っている。令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染予防のため、遠隔授業実施中の教員は原則出勤日を 2 日として、オンライン等で授業を行った。また職員については、公共交通機関を使用している場合、出勤日数・労働時間を考慮し、早出早帰り等のシフト勤務やテレワーク日を設けて感染予防対策を行った。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

幼児教育学科では、近年校務が更に多くなり、教員の研究の進捗がままならない時期もある。特に令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、初めての遠隔授業への取り組み等に時間が割かれ、研究に向かう時間が全体に不足する状況だった。今後積極

的な研究活動を促すために、校務の負担が一部の教員に偏らないよう配慮した環境整備が必要である。

地域保育学科では、令和3年度は前年に引き続き各教員とも新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、対面授業と遠隔授業の同時進行など授業対応に多くの時間が割かれたが、そのことで教授方法に関してさらに見直しを図ることができた面もあった。一方で、このような状況に適応しやすい教員としづらい教員で授業の質の差が顕著になったのは課題である。

文化表現学科では令和2年度に、教員1名の研究が科学研究費助成金の対象研究として採択を受けたが、今後さらに科学研究費補助金の獲得、外部補助金の獲得を目指し、その成果の社会への公表・還元を行っていく必要がある。

紀要図書委員会では、紀要の質の確保及び研究成果の地域・社会への還元をどのように進めていくかが大きな課題である。

教員の研究活動における外部資金の獲得について、教員の研究活動に関しては、令和2年度の外部資金の獲得として、科学研究費は3名が申請し2名の教員が採択された。また、研究分担者としては更に3名が科学研究費を獲得した。令和元年度の科学研究費の採択は無かったがその取り組みが令和2年度の採択に繋がっていると考えられる。高等教育機関に所属している立場からも、専任教員にはより一層の研究活動と、競争的資金の獲得のための挑戦をしていくことが求められる。令和2年度同様に今後も引き続きの科学研究費の採択に繋がられるよう、事務局としても支援を行っていく。また、学内規程の運用上で「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン」との乖離等がないか自己点検を行う必要があり、またコンプライアンス教育がどの程度浸透しているかを検証することも必要である。

事務局の業務が縦割りにならないように部署間の情報共有と職員間の協働体制、相互に業務の助け合いができる環境づくりをする。また、各部署業務の効率と業務のマニュアル化を進め、テレワークで業務を行える環境設備を整えていくことも必要である。

S D研修については、開催頻度や内容について検討の余地があり、職員からの意見や要望を取り入れていく必要がある。研修結果がその後の業務にどのように反映されているかの検証もされていない。また、自己啓発のための研修活動が活発ではないため、推奨していかなければならない。

研修日の取得については、個々の教員の役職や校務分掌、研究状況により差異が生じることはやむを得ないとする。授業日数確保のための休日授業実施や学校行事等により休日勤務をした教職員については、休日の振替を行い、健康上過度に負担にならないよう配慮している。校務の都合から休日振替ができなかったということがないように注視する必要がある。あわせて、教員が研究を行うために十分な時間を確保することについて、今後も配慮していく必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料-規程集

34 2 2 1 2 秋草学園短期大学図書館図書等の除籍に関する内規

35 1 6 1 0 学校法人秋草学園固定資産及び物品管理規程

36 1 6 2 0 学校法人秋草学園施設貸与規程

37 2 2 1 0 秋草学園短期大学図書館管理運営規程

38 2 2 1 1 秋草学園短期大学図書館利用細則

39 1 2 7 0 学校法人秋草学園危機管理規程

備付資料 46 自衛消防隊編成及び任務分担表

備付資料 47 火災予防のための組織表

備付資料 48 防災用品取扱マニュアル

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

校地面積は設置基準面積 8,000 m²に対し 9,243 m²、運動場用地は 1,980 m²あり短期大学設置基準を充足している。校舎面積については 11,629 m²を確保（基準 6,250 m²）してい

る。

障がい者対応としては平成 22 年度に多目的トイレ、平成 23 年度に車椅子用リフトを 1 号館入口に設置したが、エレベーターは 4 階までのため、5 階へは人手が必要となる。また、校舎から体育館への移動の際に一部階段のみの箇所があり、車いすでの移動の際は校舎を出た後、別のルートで体育館にアクセスする形となっている。

教室の配置及び、授業用の機器備品の整備については、3 つの PC 室 (104 台)、16 のプロジェクター設置教室を配置している他、視聴覚教室、図画工作室、表現演習室、音楽室 2、ピアノ室 46、電子ピアノ室 1 (48 台)、調理実習室、保育演習室、茶道室があり、講義、演習、実習を行う教室の配置と機器備品の整備は充分に行われている。

平成 30 年 3 月改革総合支援事業採択に伴い 508・509 教室を「ラーニング・コモンズ」に改修し、電子黒板接続のパソコン、コンピュータを 2 台設置、自由に移動が可能な机、椅子やグループ学習時に必要なパーテーション、可動式のプロジェクターやスクリーンなども用意しており、かつインターネット通信が可能とすることで、積極的にアクティブラーニングの授業を行うことができる機器整備がされた。また、明るい教室での授業、及び省電力化の一環として、校舎内照明の LED 切替えについても 2 階の一部研究室等を残し終了している。

本学の図書館の面積は 655 m²で、図書館本体の収納能力は 62,000 冊である。また、本学の在籍学生数は 653 人 (令和 3 年 5 月 1 日現在) に対して、館内の閲覧席数 109 席を確保している。

図書館の蔵書数は 73,272 冊 (和書 70,644 冊、洋書 2,628 冊)、学術雑誌 162 種である (令和 3 年 5 月 1 日現在)。選書については司書によるものが大多数を占めているが、学生や教員からの購入希望も随時受け付けており、様々なニーズに応える制度を確立している。その上で、さらなる蔵書の充実を図るため、毎年度分野別の必要性に応じて、新旧雑誌の入れ替えや、停止、追加を行っている。図書の除籍に関しては、「秋草学園短期大学図書館図書等の除籍に関する内規」(提出・規程集 34) に基づいて実施しており、副本・破損本だけでなく資格・検定に関する図書や、内容が古いと価値のない図書もあわせて除籍した。年間に何度か内規に従って除籍する図書が生じるが、その際にはその旨を学生に掲示し告知することで、希望者に贈与することも行っている。

令和 2 年度の図書予算は 3,000,000 円、新聞雑誌費が 1,176,000 円であった。図書館は大学の知的基盤であり、情報の基点という認識をもって予算を充実させている。図書の選定については多くの希望に応えるとともに、適正に行われることが求められている。本学では、前述の通り、各学科から教科に関連する図書や専門分野に関する図書の希望を教職員・学生から募り、図書館で所蔵図書との重複やバランスを検討しながら購入している。また、本学の図書館機能として、社会人になるために必要な教養 (社会人基礎力) や即戦力を育成するための基礎知識・技術に関する情報提供に重点を置いている。幼児教育・保育系学科の学生利用に応えるため、実習準備に必要な絵本、紙芝居、パネルシアターなどの所蔵に力を入れており、学生の利用頻度も高い。また、人文系の学科があることから文化、文学系の書籍の充実も本学図書館の特徴の一つである。近年、学生の活字離れが深刻になっており、図書を読むだけでは内容の理解が難しい学生が増えている。その為、図書とあわせて DVD 等の視聴覚資料の購入希望が多くなっている。これらはより学生に理解

しやすい授業を行う為に利用されている。教員用の高額図書や資料に関しては、予算全体のバランスを考慮して、教育用図書の購入に支障が起こらない範囲で計画的な購入に努めている。その他、司書が選定する枠があり、蔵書構築に偏りが起きないように調整を行っている。さらに、学生や非常勤講師からの要望も受け付けており、予算の執行状況に照らして、できる限り要望に応えるよう努めている。このように図書選定システムは良好に機能している。なお教員が研究費で購入した書籍に関しては、図書館での蔵書登録を経て教員が自身の研究室で保管しているが、これらの書籍についても学生からの閲覧の希望があれば教員と調整の上、閲覧をできるようにしている。

体育館は 952 m²を有し（更衣室、倉庫等の付属棟を含む）、バスケットボール、バレーボールの公式試合が可能な設備を確保している。しかしながら建設から 40 年以上が経過している旧耐震基準の建物であることから、耐震補強を含めた改修工事を令和 2 年度より進めている。令和 2 年度に耐震診断を実施し、令和 3 年度はそれを踏まえた耐震補強設計。あわせて経路のバリアフリー化も予定している。また、この改修を契機に学生にとってより魅力的な施設となるように、例えば内外装の壁面の色の変更や屋根の内側の遮音兼装飾、バリアフリー化する通路は間接照明を使った回廊のようなデザインに変更を行う。現在令和 4 年度に入って文部科学省の補助金も内定し、施工に取り掛かっている。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

「学校法人秋草学園固定資産及び物品管理規程」、「学校法人秋草学園施設貸与規程」、「秋草学園短期大学図書館管理運営規程」、「秋草学園短期大学図書館利用細則」（提出・規程集 35～38）等諸規程を整備することで固定資産及び物品の管理に関する基準を定め、その適正な運用、管理を行っている。

また、「学校法人秋草学園危機管理規程」（提出・規程集 39）により学生、生徒、職員及び近隣住民の安全確保を図るための規程を設けている。さらに、「自衛消防隊編成及び任務分担表」「火災予防のための組織表」（備付・46～47）等を掲示し、教職員への周知を図っている。年に 1 度（毎年 5 月）地元消防署の指導のもと、学生の避難誘導訓練や消火器取扱訓練を実施し、教職員に対して指導訓練を行っている。令和 3 年度については、新型コロナウイルス感染症のため 5 月の避難訓練が実施出来なかったため、12 月に消防署職員に来校をいただき規模を縮小した形で避難訓練を実施した。合わせて学生がいつでも確認ができるように、各教室等に避難経路図を掲示した。設備の点検に関しては、年 2 回消防用設

備（火災報知機、緊急放送等）の点検を実施している。非常時の水・食料・防災用品等は平成 23～25 年度に備蓄計画を立て、随時期限のある防災用品について入れ替えを実施している。また、その使用については、「防災用品取扱マニュアル」（備付-48）にて掲示をしている。

防犯については、正門に昼夜各 1 名の守衛員を配して不審者の侵入チェックを行っており、校内の各教室及び施設内は校務員 1～2 名で巡回点検を実施している。さらに、1 階学生生徒通用口及び 2 階正面玄関、体育館裏に防犯カメラを設置し、夜間は警備会社へ警備を委託している。

地震対策については、校舎は新耐震基準に適合するための補強が既に行われているが、体育館は耐震補強工事が必要となっている。本施設は使用頻度が多くないこと、また女子短期大学ということで施設の扱いがそれほど荒くないこともあり、比較的綺麗な状態を保っているが、建築されてからの年数は 40 年を超えている。何度かの改修も実施済みであるが、建築年による基準、及び耐震診断結果から令和 4 年度に耐震補強改修を実施する。

サーバー及びコンピュータについては、これまでも一元管理によるウイルス対策をしていたが、令和 3 年度に、よりセキュアなアンチウイルスソフトを導入し、教職員利用コンピュータと PC 教室のセキュリティ対策をより強化した。学内と学外の間にファイアウォールを設け、外部からの不正アクセスに対応している。データのやり取りについては、パスワードを使用し不正防御に努めている。また、PC 室のコンピュータはシンクライアントというシステムを導入している。このシステムは起動ごとに設定した初期状態に戻るため、セキュリティを高めている。

学術研究、教育活動および大学運営業務における情報資産の安全性の確保および対策整備を目的として、平成 28 年度に情報セキュリティ検討委員会を立ち上げた。メンバーは、事務局長、情報センター長を主とし、法人各部署および各学科の教職員で構成されている。本委員会では、学内の様々な情報の取り扱い状況について現状を確認し、平成 29 年度には情報セキュリティポリシーを策定、管理運用体制を確立した。コンピュータのウイルス感染等の脅威、情報の漏えい防止のため、さらなる規定の整備を行っている。また、紙媒体等の資料破棄のためシュレッダーを増設した。

平成 30 年度に経産省の補助金を受け、省エネタイプの空調システムに切替えを実施。最大出力量の制御のため、デマンドコントローラーの設置等経費削減を兼ねた対応を実施している。平成 22・23 年度夏季にトイレを全面改修し省エネ型のトイレに変更した。2 号館の冷暖房は、平成 25 年度に重油を使った冷暖房から電気による省エネタイプのエアコンへ全面切り替えを実施。また、1 号館屋上に太陽光発電装置（パネル 240 枚）を設置し、クリーンエネルギーの利用に貢献している。その他、校内の各教室及び事務室等施設への掲示等を利用し、節電・節水等省エネ意識を喚起、醸成している。大きな省エネルギー対策としては学内の全ての照明の LED 化を行っており、平成 27 年度に学生食堂及び厨房を皮切りに、平成 28 年度に図書館及び視聴覚教室を、平成 29 年度に 1 号館 1 階を、平成 30 年度に 1 号館 3 階と計画的に LED 灯への切替えを進めている。令和元年度は 1 号館 4 階と体育館及びその外灯を水銀灯から LED 灯に切替えた。令和 2 年度は 1 号館 5 階と 1～4 階の渡り廊下の照明、令和 3 年度は LED 化未実施であった 1 号館および 2 号館 2 階の照明を LED 化した。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

エレベーターは4階までのため、5階への移動は足の不自由な学生や公開講座の高齢の受講生などに不便をきたしている。

情報セキュリティポリシーの周知徹底とともに、コンピュータのウイルス感染等の脅威、情報漏えい防止のため、さらなる規定の整備、専門家による研修等、ポリシーの啓発、教育が必要である。

年間約 2,000 冊増加する新規図書と、現在所蔵している図書の保管をしていく為に図書の除籍を実施している。「秋草学園短期大学図書館図書等の除籍に関する内規」に基づいて、現在は主に副本と破損本を除籍しているが、今後は図書の内容をより精査して除籍していく必要があり、現状は内規に従って司書による除籍を実施しているが、紀要図書委員や専門性を持った教員にも除籍に当たっての協力を仰ぐことも検討すべき課題である。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

特記事項なし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

＜根拠資料＞

該当なし

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。

- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

令和元年度に情報基盤環境が整備され、さらに使いやすいストレスを与えない PC 室の環境を構築している。学科の教育課程編成に基づいて、授業や研究に活用できるフリーウェアなどのソフトウェアの充実を図っている。令和2年度から、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、遠隔授業を円滑に行うための遠隔授業管理システムを構築し運用している。遠隔授業において、遠隔授業管理システムや Google Classroom などの活用支援を行った。情報センターは定期的な情報基盤整備の都度、情報端末及びサーバーからの情報流出や、外部からの不正アクセス防止のために、セキュアなネットワークシステムを構築してきた。システムの保守は情報センターと保守契約を結んでいるベンダーとの間で絶えず連絡を取り合いながら実施している。最新のウイルスチェックの実施、ファイアウォールシステムの導入により外部からの不正アクセス等の脅威対策を行っている。課題であった情報セキュリティポリシーが策定され、より一層のセキュリティの向上およびセキュリティルールの周知徹底を図っている。

個人情報保護のために教育用と事務用の二つのセグメントを構築し、相互のセグメントは閉鎖体系とする一方で、インターネットへのアクセスはどの情報端末からも利用でき、学内に無線 LAN を整備したことからモバイル端末からの利用も可能となっている。

学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、幼児教育学科第一部・第二部・地域保育学科・文化表現学科、すべての学科で必修科目として、情報技術の向上のためのコンピュータの操作を学ぶ授業科目を提供している。学生の全員がこれらの授業を履修し、文化表現学科においては必修科目以外にも多くの情報技術向上のための授業科目を提供している。また、これら情報の演習科目については、担当教員の他に情報センター職員が補助につき、学生への支援を行っている。全学科が対象となる情報教育に活用する技術的資源は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学生支援を充実させるために、情報教育科目を担当する教員および情報センタースタッフの自発的な自己研修等によりコンピュータ利用技術の向上が図られている。令和2年度には、遠隔授業実施のため、遠隔授業管理システム、Google Classroom の利用方法、PowerPoint による講義の動画作成など、非常勤講師を含め、教職員に指導している。

新しい OS の発売状況などから最適な時期である 4～7 年の周期で情報教育資源の整備を実施している。令和元年度に情報基盤環境が整備され、さらに使いやすいストレスを与えない PC 室の環境が構築された。また、令和3年度には環境の見直しを行い、授業により利用する OS が違うことが学生へストレスを与えている可能性があること、卒業後に学生が仕事で利用する OS は Windows が多いという状況から、より学生が学びやすい環境を整える目的で OS を Windows に統一し、Macintosh (20 台) PC 室1室を閉鎖した。各学科の教育課程にある情報教育関連科目を円滑に実施するため、コンピュータなどの情報機器は3室に計画的に設置されている。各学科の教育課程の編成・実施の方針に基づいて必要とされる技術的資源の配置と利用を常に見直し、学生の学習支援、教員の教育支援の

ために必要な学内 LAN を有線、無線の両方で整備している。令和 3 年度は、無線 LAN が整備されていなかった体育館での ICT 教育活動に、モバイル Wi-Fi を導入するなど、フレキシブルな対応で授業の円滑化を図った。授業担当教員は、新しい情報技術などを活用して効果的な授業を行っている。利用する OS は安全性と利便性の高いものを導入し、整備している。令和元年度にマイクロソフトと包括契約（OVE-ES）を結び、Microsoft365 が専任の教職員と学生に無料で提供されている。

文化表現学科の授業科目において、情報教育関連科目の内容を見直し、プログラミング、3D 技術、IT パスポートや MOS に関する内容を取り入れ、最新の情報技術や就職に活かせる事柄を学べる環境を整えている。

学生や教職員が自由に利用できる PC 室 3 室に Windows コンピュータ 104 台を整備している。さらに、机やイス、大型ディスプレイなどを自由に移動することができ、様々な授業形態に対応できるアクティブラーニングの教室を整備している。すべての Windows コンピュータには、Office、画像処理ソフト、動画編集ソフトなどがインストールされ、授業や学校運営に活用できるようになっている。また、既述のように、授業や研究に活用できるフリーウェアなどのソフトウェアの充実を図っている。利用者個人のファイルが保存できる領域やファイルが共有できるフォルダも整備している。PC 室 3 室は、どこの席に学生が座っても、自分の保存したファイルを取り出せる仕様になっており、空き時間には自由に利用可能となっている。図書館には複数のコンピュータを配備し、学生や教職員が自由に文献の検索などができる。職員にはひとり 1 台のコンピュータが与えられ、学校運営に活用している。専任教員については、個人研究費により自由にコンピュータを整備できるようにしている。

学生が利用できる PC 室のコンピュータは常時インターネットに接続できる環境になっており、学生の学習に必要なサイトへのアクセスや遠隔授業で使用している Google Classroom へのアクセスができる。

令和 2 年度に遠隔授業が実施され、授業支援システム Google Classroom や Google のクラウドシステムといった新しい情報技術を活用した授業を実施している。令和 2 年度に課題であった「遠隔授業での Google Classroom の使い方や課題の作成方法、提出方法などの学生の教育、授業資料の作成方法などの教職員の教育」の対応として、令和 2 年度に質



問の多かった内容を軸に、遠隔授業管理システムと Google Classroom のマニュアルを教員用・学生用別に作成し、配布した。また、専任教職員向けに学内のメール、ネットワーク環境、セキュリティ対策ソフト、Microsoft365 などに関してよく寄せられる質問などを掲載した Web サイトを開設し、メールで全教職員に告知した。この Web サイトはインターネット上にあるが、教職員のユーザ ID による認証がなければ参照できない仕組みをとっている。学

生向けには遠隔授業で操作に困ったときに相談できる窓口を QR コードで案内する等、技術的資源を活用しやすい環境の改善を行った。令和3年度は学生のインターネットの環境調査を実施し、遠隔授業期間において、インターネットの環境が整わない学生に対し、学内のパソコン室での授業の受講を促す支援を行った。教員は情報技術を利用し、音声入りの講義動画を作成し、効果的な授業を行っている。文化表現学科では プログラミングや3Dプリンタといった最新の情報技術を活用した授業が行われている。また、机やイス、大型ディスプレイなどを自由に移動ができるアクティブラーニングの教室が整備され、新しい情報技術を活用した授業が実施されている。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

技術的スタッフについては、機器や環境整備のほかに教職員・学生対応もあり、ここ数年急速に担当業務が大幅に増加しているが、長期間スタッフの増加や人員の入れ替わりがないために後進の育成が進んでいない。自発的な研修の機会を用意されているものの、学内全体の情報環境を把握しているスタッフ数は少数のため、今後の更なる向上を目指すためには人員不足が課題である。

令和3年度は令和2年度の改善を行ったが、教職員の情報リテラシー向上に向けての取り組みはすぐに成果が表れるわけではない。セキュリティを維持し、事務業務や授業に遅延が起らないよう設計した学生用無線 LAN の敷設と、教職員の全体的な情報リテラシーの底上げが大きな課題である。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

特記事項なし

〔テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源〕

＜根拠資料＞

- 提出資料 11 秋草学園第Ⅲ期5ヵ年計画
- 提出資料 15 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）〔書式1〕
- 提出資料 16 事業活動収支計算書の概要〔書式2〕
- 提出資料 17 貸借対照表の概要（学校法人全体）〔書式3〕
- 提出資料 18 財務状況調べ〔書式4〕
- 提出書類 19 計算書類【令和元年度】
- 提出書類 20 計算書類【令和2年度】
- 提出資料 21 計算書類【令和3年度】
- 提出資料 22 事業報告書
- 提出資料 23 事業計画書
- 提出書類 24 収支予算書
- 提出資料-規程集

40	1640	学校法人秋草学園資金運用に関する取扱基準
41	1630	学校法人秋草学園財務書類等開示規程
備付資料	49	新入生保護者向け「ご寄付のお願い」
備付資料	50	財産目録等【令和元年度】
備付資料	51	財産目録等【令和2年度】
備付資料	52	財産目録等【令和3年度】
備付資料	53	秋草学園第Ⅰ期5ヵ年計画
備付資料	54	秋草学園第Ⅱ期5ヵ年計画
備付資料	55	経営改善計画
備付資料	56	ウェブサイト「情報公開」
備付資料	57	学校法人秋草学園創立70周年記念事業募金趣意書

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。

⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

＜区分 基準Ⅲ-D-1 の現状＞

資金収支については、令和元年度 109 百万円の支出超過、令和 2 年度 64 百万円の支出超過、令和 3 年度 67 百万円の支出超過、事業活動収支については令和元年度 150 百万円、令和 2 年度 199 百万円、令和 3 年度 226 百万円と過去 3 年間にわたり支出超過となっており、収支の均衡は図れていない状況である（提出・19～21）。

令和 3 年度の基本金組入前当年度収支差額は△226 百万円となり、5 期連続の赤字となった。基本金組入後の当年度収支差額では△323 百万円となり、翌年度繰越収支差額は△2,001 百万円となった。支出超過の要因としては、入学者数の減少があげられる。基本金組入前当年度収支差額は短期大学で△108 百万円、高等学校△118 百万円、専門学校で△13 百万円となった。入学者数の減少だけでなく、退学・除籍・転学等による学生・生徒数の減少がある。学生・生徒数は、短期大学・高等学校・専門学校の 3 校合計で、令和 3 年度は令和 2 年度と比較して 130 人の減少となっている。退学・除籍・転学等の学生・生徒数は、以前に比べ減少傾向となっているが、入学者数自体が大きく減少している現況においては、これらに対してもこれまで以上の対策を検討する必要がある。令和 3 年度の貸借対照表（提出・17）の総資産は 12,197 百万円で固定資産は 11,226 百万円、流動資産は 971 百万円である。固定負債は 547 百万円、流動負債は 475 百万円、基本金は 13,177 百万円、繰越収支差額は△2,001 百万円となった。流動比率は 204.5%と当面の資金繰りには問題がない。また固定長期適合率は 95.8%であり、固定資産も長期の安定的な資金で賄われており健全の範囲内と言える。ただし、施設の老朽化等が顕著に見られるため、楽観視できる状況にない。

学校法人全体の財政は、平成 28 年度まで短期大学部門の黒字によって、法人部門をはじめ高等学校部門、専門学校部門の赤字を補い、基本金組入前当年度収支差額は 6 期連続の黒字を維持していた。しかし、平成 30 年度に短期大学部門の収支がマイナスに転じたことが影響し、法人全体として平成 29 年度以降令和 3 年度まで 5 期連続のマイナス計上となった。短期大学部門単体では、平成 29 年度＋41 百万円、平成 30 年度△22 百万円、令和元年度△89 百万円、令和 2 年度△78 百万円、令和 3 年度△108 百万円となっている。

短期大学の経営状況に直結する入学生確保は依然厳しい状況であり、定員 415 人に対し、平成 30 年度は 296 人、令和元年度は 315 人、令和 2 年度は定員 248 人、令和 3 年度は 259 人と推移している。当然学生納付金収入の減少に対応する形で支出の削減も毎年行われているが、この入学者数の減少傾向に歯止めをかけなければ、財政の維持は厳しく、法人全体の存在も危ぶまれるものになってしまう。（提出・18）。

退職給与引当金は、私立大学退職金財団加盟者と埼玉県教職員福祉財団加盟者とそのいずれにも加入していないものに分類し、期末要支給額の 100%を基に各財団に対する掛金の累積額と交付金の累計額との差額に繰入調整額を加減して計上することで、目的通りの引き当てを実行している。

資産運用については、平成 20 年 4 月に施行した「学校法人秋草学園資金運用に関する取扱基準」（提出・規程集 40）に則り、安全性を第一として資金分散を図ったうえで、健全保有に努めている。しかし運用環境の悪化・低迷により貴重な金利収入の減少が続いている

ことから、令和元年度にそれまでは購入する債券の発行体格付け「A」以上としていたものを「BBB」（投資適格債券）のものも一定額まで購入できるよう運用規定を一部変更した。これは金利低迷が続く中期債自体の減少、中途償還等折返しの運用がしづらくなったことも要因である。

教育研究費比率については、ここ数年の状況は、令和元年度 35.3%、令和2年度 37.1%、令和3年度 39.4%となっている。収入が減少していることと比例し比率が上昇してはいるが、今後も教育研究費率に注視し、収支の均衡を崩す要因とならない様、適切な運営を図っていく。

教育研究用機器備品は、必要性や緊急性を考慮して毎年一定額以上の設備関係予算を設けたうえで購入している。図書も一定額以上を予算化し、紀要図書委員会での審議を経て、図書館長の決裁の下で購入をしている。教育研究用機器備品と図書の合計で、令和元年度予算 142 百万円に対し 119 百万円の実績、令和2年度は予算通り 26 百万円の実績、令和3年度は 39 百万円の実績となっており、資金配分については適切に行われている。

毎年 12 月と 5 月に公認会計士による監査を実施し、その時に公認会計士より出された監査意見に対しては適切に対応をしている。本学では監査報告書だけでなく、監査時や監査終了後等に担当職員のみならず、公認会計士と理事長、監事等との意見交換を行っており、その中で積極的に改善するよう心がけている。

寄付金募集の制度は法人における重要な収入源のひとつとしてとらえ、平成 24 年度より導入している。平成 30 年 1 月 31 日付けで文部科学省より、特定公益増進法人として再度承認を受けている。また租税特別法施行規則一部改正により条件が緩和されたため、平成 27 年 10 月から本学への寄付者の税額控除も認められるようになった。寄付金の募集に関しては、毎年入学式後の説明会資料として寄付金依頼書の配付を行っている（備付・49）。在学生に対しては、学費納付書と併せて寄付金依頼書を郵送している。なお、学校債についてはこれまで発行はしておらず、今後も発行は予定していない。

本学全体の令和3年度の入学定員充足率は 62.4%、収容定員充足率は 63.4%となっており、収容定員に対して4割弱の定員割れとなっている。充足率の妥当な水準を 90%～100%と考えると、入学者の減少とともに収容定員充足率も下降し、この数年でかなり低い水準となってしまっており妥当な水準とは言い難い。

収容定員充足率を 100%に近づけるべく、今後もオープンキャンパス、各種ガイダンス等を含めた広報活動や授業内容の充実、ボランティア、保育・施設実習、インターンシップ等あらゆる手段を使い、本学の特色をアピールしていくとともに、適正な学生数を十分に検討し、定員の減員による充足率水準の維持も考えていく。短期大学部門及び学園全体でも『基本金組入前当年度収支差額』では平成 28 年度までは黒字が定着しつつあったが、学生数の減少により平成 29 年度から令和3年度まで赤字計上となっている。当面の学校運営に支障はないが、人件費率の割合が高い体質にシフトしてきている状況であり、早めの体質改善が必要である（提出・24）。

毎年の予算については、本部事務局が翌年度の入学者状況を見た上で予算編成基本方針を策定し、10 月下旬～11 月初旬に学内理事会に諮り決定する。予算説明会には教学サイドから学科長や各種委員長にも出席を依頼し、財政状況の説明と予算策定のための方針や必要な情報提供することで、経営サイドと教学サイドの双方に対し予算策定の重要性、予算

に対する意識付けを行っている。その後、編成方針に基づいて11月より関係各部署等に次年度の「予算積算書」の作成を指示し、各部門から提出された「予算積算書」の内容をヒアリングにより確認、2月中に「予算積算書」を積算した予算（案）を作成する。また、事業計画については、秋草学園第Ⅲ期5ヵ年計画に基づき各部門の責任者が次年度の事業計画書（案）を提出する。これらの予算（案）及び事業計画書（案）を3月下旬の評議員会で諮ったうえで理事会の承認を受け、決定する。

理事会にて決定した予算と事業計画は速やかに関係部門に通知し、各部門の長を通して確実な実施を指示している。

年度予算は各部門が稟議書、物品請求書等を提出し、決裁または承認を経たものを企画財務部が適正に執行する。予算外の事案に関しては、原則稟議書に理由等を明記し、決裁されたものを執行する。

出納業務については、金庫内現金、口座共に入金・出金処理を日々確認・適切に処理し、仕訳帳の回覧という形で経理責任者へ報告している。理事長へは月次試算表の回覧で報告としている。

資産及び資金の管理運用に関して、退職給与引当特定資産については退職給与引当額に基づき積立てをしている。また、その他の資産についても「学校法人秋草学園資金運用に関する取扱基準」に則り、資金分散を図ったうえで債券を中心に健全保有に努めている。特に債権については、前述のとおり信用格付けを規程化し、安全性を重視した管理に努めている。また、施設設備等の管理については、「学校法人秋草学園固定資産及び物品管理規程」、「学校法人秋草学園施設貸与規程」、「秋草学園短期大学図書館管理運営規程」、「図書館（短大）利用細則」等により管理し、固定資産については、固定資産管理台帳により管理し、また取得価格2万円以上で10万円未満の物品（消耗品）については「教育研究用機器備品」と「管理用機器備品」として区分し、「備品台帳」を作成して管理している（備付・50～52）。

「月次資金収支計算書」「月次事業活動収支計算書」「活動区分資金収支計算書」「合計残高試算表」「月次支払資金集計表」を翌月の10日までを目安として毎月作成し、出来上がった月次計算書は、経理責任者を経て理事長まで回覧をすることで報告をしている。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。

- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

〔注意〕

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

＜区分 基準Ⅲ-D-2 の現状＞

短期大学の将来像を明確にするために平成 20 年度に第Ⅰ期秋草学園 5 ヶ年計画（備付-53）をスタートさせ、平成 25 年度より第Ⅱ期秋草学園 5 ヶ年計画（備付-54）、平成 30 年度より第Ⅲ期秋草学園 5 ヶ年計画（提出-10）と中・長期的計画を推進している。第Ⅲ期秋草学園 5 ヶ年計画における短期大学としての大目標として、①入学定員の確保～全学的な教学マネジメント体制の構築、②学生支援の強化～教育の質の向上、③地域社会貢献、④教育力・研究力の向上、を定めている。しかしながら、18 歳人口の減少や 4 年制大学の進学率の上昇に対する相対的な短期大学進学率の低下等、短期大学の将来に関しては決して明るいとは言い難い状況であり、その中で何ができ、何をしていくべきかを理事長・学長を中心に検討を重ね、計画に落とし込んでいる。

第Ⅰ期秋草学園 5 ヶ年計画を進めている期間において財政状況は好転していたが、第Ⅱ期の時点で学生数が大幅に減少し、収支のバランスが大きく崩れることとなった。その為平成 29 年度に「財務改善委員会」を発足させて改善方策の検討を始めた。更に、令和 2 年度には日本私立学校振興・共済事業団が実施する経営相談を受けるにあたり、学内の各部署で本学の強みや弱みについて SWOT 分析を行い、それらを取りまとめて経営改善計画を策定した（備付-55）。令和 2 年度に日本私立学校振興・共済事業団の経営相談を受けた背景として、「量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」において本学の経営指標が経営困難状態（イエローゾーン）にあたる「B3」となったことがある。経営相談に向けて取りまとめを行った経営改善計画は令和 3 年度からの 5 ヶ年計画であり、第Ⅲ期秋草学園 5 ヶ年計画と一部期間が重複してしまったが、令和 3 年度以降は新しい経営改善計画をもって 5 カ年の中・長期計画とした。令和 3 年度からの経営改善計画において、以下のような計画を策定している。

- ① 学生募集に関しては本学における強みの強化、具体的には資格取得課程による就職の優位性や立地の良さ等。更に併設高校をはじめとした、近隣の高校や地域との連携強化や、オープンキャンパス等の高校生向けの様々なコンテンツの強化を行う。また、学納金計画については、定員充足のための入学定員の適正化や中退学者の防止対策による安定した学納金収入、補助金収入の確保を行う。
- ② 人事計画については、学生数に見合った教職員数への転換、また、事務職員については個のパフォーマンスを重視する「目標設定型の役割遂行評価」による人事考課制度

を実施し、人材育成を重視、強化する。

- ③ 施設設備については、長期的な修繕計画による維持管理に加えて、学生をはじめとしたステークホルダーに対して魅力のある学校であるための施設設備の改修、設置を検討する。
- ④ 外部資金の獲得については、学校として文部科学省などの特別補助金等の積極的な獲得、また個々の教員による科学研究費助成金をはじめとした競争的研究費の積極的獲得の啓発が挙げられる。また、施設の貸出しや、寄付金募集による外部資金獲得も有効である。

令和3年度時点において、本学の設置する4学科全てが収容定員未充足の状況であり、入学生数の減少により充足率は年々低下している。当然ながら財務状況は厳しくなっており人件費、施設設備費の抑制によりバランスを保つよう努力は行っているが均衡を図るには程遠い。そのため、文化表現学科については平成29年度から既に入学生定員を100人から65人に変更する手続きを行っているが、その他の学科についても、それぞれの学科の損益分岐点を考慮しながら定員の見直しを検討し、令和4年度から順次定員変更を実施していく。

財務状況の厳しさを認識し危機意識を共有するために、「学校法人秋草学園財務書類等開示規程」（提出-規程集 41）に基づいて経営情報を開示している。財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書などの財務書類は、本部事務局、短期大学、高等学校、専門学校に備え付け、学園に所属する者、その他利害関係者の閲覧に供している。また、同様の情報はホームページ掲載により公開している（備付-56）。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

これまで定員割れの無かった幼児教育学科第一部の入学者が令和元年度から定員割れとなり、全学科で定員未充足になったことから改善が急務である。文化表現学科は平成29年度から入学生定員を100人から65人に変更したものの定員充足とはなっていない。毎年入試担当部署を中心に各学科でも学生の確保のための努力を重ねてはいるが、大きな成果は上がっていない状況であり、定員確保のための方策を抜本的に検討する時期に入ったといえる。

経費の削減については、平成21年度からの秋草学園第Ⅰ期5ヵ年計画に沿って予算額の減額を毎年実施してきた。第Ⅱ期5ヵ年計画においても経費削減を推し進めてきた。平成30年度からは第Ⅲ期5ヵ年計画がスタートしており、継続して経費削減を進めている。短期大学部門では基本金組入前当年度収支差額の黒字は継続されていたが、平成30年度に17年ぶりに赤字となったことから全部門が赤字となった。原因は学生数の減少であり、財務面だけでの努力にも限界がある。令和3年度予算策定より直近の決算値を基準に支出削減をすることにしたほか、幼児教育学科第二部の定員を令和4年度から100名を50名に半減することにした。また、地域保育学科他の定員も令和5年度に向けて見直す必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

令和元年は学園創立70周年の節目であったことから、平成30年8月から令和2年3月

まで記念事業のための寄付金募集を行った（備付-57）。結果として募集目標の約 93%の寄付金・協力金があり、食堂の改修事業等を実施した。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

平成 22 年度から導入された任期付教員任用制度については、そのあり方についての検討を重ねて来ているが、平成 30 年度からは採用年度 1 年間は週 3 日勤務であるが 2 年目以降は本人の希望に応じ週 4 日勤務としている。また令和元年度新規採用教員にあっては、初年度から本人の希望に応じ週 4 日勤務としている。なお、3 年経過後に退職し、新たな選考を行うことは継続している。実際これまで 4 人の教員が任用替えとならず、外部に新たな職を得ている。この制度は教員としての資質の判断、本学の建学の精神との齟齬などの面から有用な制度といえる。今後もこの制度は存続させ、真に有用な教員で教育研究を行っていききたい。

研修日や個人研究費の活用による研究活動については、個々の教員に委ねている状況に変わりはないが、個人研究費の使用状況については、多くの教員が本学規定の限度額まで使用している。また、奨励研究費についても、毎年確実に教員からの応募申請がある。具体的な審査方法であるが、研究計画の妥当性、研究成果の教育面への反映などの面から申請者にヒアリングを行い、定量的に査定し、委員会委員の審議を経て奨励研究として対象となる研究を決めている。その結果、奨励研究費は有意義に活用されているといえる。

科学研究費に関する規程整備については、平成 27 年に「秋草学園短期大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程」、「秋草学園短期大学における公的研究費に係る不正行為の防止及び調査に関する内規」、「秋草学園短期大学公的研究費の使用に関する行動規範」、「秋草学園短期大学公的研究費の不正使用防止計画」を定め、整備を行った。また、平成 30 年度からは、研究倫理審査委員会を設置し、研究を行う際にその内容が人を対象とする研究に該当する場合には委員会にその研究についての倫理審査の申請を行い、承認を得てから研究に入る仕組みが確立された。

図書館の除籍手続、及び適切な蔵書構築については、「秋草学園短期大学図書館図書等の除籍に関する内規」に従い、副本・汚損本について除籍を行い、適切な蔵書構築を行った。なお、利用者用の機器に関しては、更新の必要がなかった為予算化は行わなかった。

情報センター職員の学外研修については、平成 29 年度は、「サイバー攻撃基礎講座」の受講をした。

FD 推進委員会は、「授業評価アンケート」の結果を、教授会にて報告をするとともに、教務課でその結果を保管し、いつでも閲覧可能な状態としている。また専任、非常勤を問わず全教員から、その結果に対する授業改善計画の提出を義務付けている。

情報の安全性の観点よりホスティングサービス会社の見直し検討を行っているが、現時点では回答は出ていない。ただ、年 2 回の定期メンテナンス時に情報機器利用上の問題点や課題については、情報センターが中心となり学外事業者と協議を行い解決した。

経費は不要不急の消費を予算時点で極力抑えてきたが、基本金組入前当年度収支差額は

平成 27 年度、28 年度は黒字を達成したものの、平成 29 年度から令和 3 年度まで 5 期連続赤字決算となった。

学園行事等による休日出勤については、主管部署に依頼し、出勤職員を必要最少人数に留めるように調整した。さらに、土曜日直については、土曜担当嘱託職員及び非常勤職員を割り当て、職員の出勤日数を 2 分の 1 にした。

文化表現学科の改編に関しても、学内外の状況を十分に精査し、学園としての検討を続けており、その一環として、文化表現学科の規模の適正化のため、平成 29 年度より入学定員をこれまでの 100 名から 65 名に変更を行った。

防災関連については、防災計画、自衛消防隊編成表及び任務分担表を毎年度作成し、全教職員に周知を図っている。また、毎年 5 月に全教職員、全学生を対象とした、所轄署立会による「消防避難訓練」を実施し指導を受けており、「消防防災マップ」を常時掲示し、災害時の避難場所の周知を行っている。

SD 研修委員会については、毎年度隔月の委員会開催を行い、各部署で作成した年次計画表に基づく実行状況や進捗状況等についての確認、検討を行っている。これまでも多くの職員が日本私立短期大学協会及び外部団体主催の研修会に参加すると共に、一部の職員が通信講座を受講し資格取得等の実績を挙げている。なお、自己啓発研修については、これまで一部経費が補助対象であったが、学園が要望する資格取得に対しては補助の増額を行った。SD 活動における自己啓発のための研修は、平成 27 年度以降一定数を確保している。そしてその対象となる研修については、「1382 学校法人秋草学園事務職員自己啓発の研修補助取扱細則」に規定しており、また、SD 研修委員会の運営方針等については「1381 学校法人秋草学園事務職員 SD 研修規程」にある。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

幼児教育学科では、各教員が更に研究を行いやすく、またその成果を公表できるよう、更に研究環境の整備を行う。具体的には、校務の負担が一部の教員に偏らないよう配慮して授業担当コマ数を組む。また、与えられた研修日や個人研究費を十分に活用して研究活動を行うよう、引き続き学科会等を通じて促すと共に、学外の研究助成や、学内に準備されている奨励研究費への積極的な応募を呼びかける。

地域保育学科では、各教員が自身の専門性と保育者養成に関する知見を生かした研究ができるよう、またその成果を学会や地域社会に公表できるよう、更に研究環境の整備を行う。また、研修日や研究費に関しては、教員の計画に基づき自由に活動できるよう配慮している。そのために、授業数や学科内の役割については負担が公平となるようにしている。外部研究資金の獲得に関しても奨励している。

文化表現学科では、所属教員による科学研究費補助金の獲得、外部補助金の獲得のために、引き続き科学研究費補助金の申請をするよう呼びかけるとともに、研究支援のための方策や調査研究のための環境整備を検討していく。

紀要を発行に際し毎年投稿の申込みから査読、発行まで一連の流れで行っているが、提出された原稿の様式や、内容に関してのトラブルが生じている。紀要に関する規程は既に定めているが、令和 4 年度の紀要申込みの開始までに、トラブルを未然に防ぐための紀要に関する規程の整備を紀要図書委員会において実施する。

情報セキュリティの対策基準、実施手順などの整備を進めるため、令和3年度より教員、情報担当職員等からなる新たな委員会を組織した。これによりただ単に情報セキュリティのみならず、本学の情報教育全体に対する基本方針を確定する予定である。

省エネルギー対策としては、LED化を推進中であり、令和3年度には完了した。

障がい者対応としての1号館5階へのエレベーター設置は、従来から検討されているが適当な設置場所が見当たらないまま未実施となっている。建物本体が建築から39年以上経っており、後付のために躯体を壊す必要もあることから費用もかさむため、現在の財政状況を踏まえて補助金等の支援がある時期に実施する予定である。

SD研修を充実し、全職員（嘱託職員含む）による研修会や資格取得支援をして職員資質向上を図る。令和4年度に関しては、ハラスメントに関する研修やメンタルヘルスに関する研修の実施を計画しており、なるべく多くの教職員の受講を促す予定である。また主にオンライン開催のものが対象となるが、外部団体主催の研修についても積極的な参加を行っていく。

図書館図書等の「2212秋草学園短期大学図書館図書等の除籍に関する内規」に従い除籍を実施するとともに、資格・検定に関する図書等内容が毎年更新される図書等に関しては、古い図書を積極的に除籍していく。

経費予算関係については、前年度の予算額を超えないように各部署に積算を依頼している。ただし、必要不可欠な備品等については目的、必要性を聴取したうえで予算計上していく方針である。以前は前年度予算をベースに経費削減の依頼を行っていたが、令和3年度予算策定からは、直近の決算値を基準に支出削減をすることにした。ただ、ここ2年間は新型コロナウイルス感染症の影響で各費目の支出がこれまでと大きく異なるものもあり、ある程度の考慮は必要と考える。また定員充足率の改善のために、幼児教育学科第二部の入学定員を令和4年度から100名を50名に半減することにした。あわせて、地域保育学科をはじめ全ての学科について入学定員を令和5年度に向けて見直す予定である。これは、ここ数年の学科の定員充足率の低下を受け、適切な定員管理、及び必要専任教員数の削減により定員に見合った教員数、人件費とすることで財務改善を図ることが目的である。これにより基本金組入前当年度収支差額の赤字幅の圧縮を実現していく。合わせて、今まで以上に補助金の獲得によるものや、寄付金による収入など、学生納付金以外の部分での収入の確保の方策を実施していく。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

様式 8－基準Ⅳ

〔テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ〕

＜根拠資料＞

提出資料	25	学校法人秋草学園寄附行為
提出資料	26	理事会議事要録【令和元年度】
提出資料	27	理事会議事要録【令和2年度】
提出資料	28	理事会議事要録【令和3年度】
備付資料	58	理事長履歴書
備付資料	59	学校法人実態調査表【令和元年度】
備付資料	60	学校法人実態調査表【令和2年度】
備付資料	61	学校法人実態調査表【令和3年度】
備付資料	62	令和3年度理事会・評議員会開催予定日

〔区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長（備付-58）は、昭和 43 年 3 月から学校法人秋草学園に勤務し、昭和 63 年 2 月から評議員、平成 2 年 12 月から理事、平成 18 年 4 月から理事長に就任し、現在に至っている。その間、創設者である秋草かつえ元理事長・学長（平成 25 年 3 月 13 日逝去）の下、建学の理念や教育理念・教育目的を理解し、様々な部署の業務を務めることで法人の状況把握、将来展望を構築し、現在理事長として法人の発展に寄与、尽力している。

理事長は、寄附行為第 7 条（提出-25）に定めるところにより、法人を代表し、その業務を総理している（備付-59～61）。

また、理事長は、毎会計年度終了後 2 ケ月以内に監事の監査を受け、理事会の議決を経た（提出-26～28）決算及び財産目録、貸借対照表、収支計算書並びに事業報告書を評議員会に報告し、その意見を求めている。

理事会は、寄附行為第 6 条に定めるところにより、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。また、理事会は理事長が招集し、議長を務めている。なお本学園では、通常の理事会とは別に毎月 1 回常勤理事による学内理事会を開催し（備付-62）、学園各部門における課題や運営について検討を実施し、改善を図っている。

認証評価に係る自己点検・評価委員会は、理事会の主要なメンバーである理事長、学長のほか事務局長などが構成員となり、積極的なリーダーシップをとっている。委員長や ALO は理事長から委嘱されている。「自己点検・評価報告書」は、理事会が審議、承認を経て、学長名による公表を最終的に了承する責務を果たしている。

理事会は、短期大学発展のために学内外の情報を収集することで、課題について自ら検討するとともに、課題によっては関係部署に対しても検討を指示している。あわせて、法的な責任を認識した上で大学運営を行っている。

理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備し、規程集として、各部署に備え付けるだけでなく、学内 LAN により閲覧が可能となっている。

理事の選任については、寄附行為第 10 条に規定されている。学長、教職員のうちから理事会において選任された者、評議員のうちから評議員会において選任された者及び学識経験者のうち理事会において選任された者が理事となる。学長、教職員及び評議員を退いたときは、理事の職を失う。いずれも学校法人の建学の理念を理解し、法人の健全な経営について学識及び見識に基づいた対応を行っている。

また、寄附行為第 16 条第 2 項第 3 号には、役員の退任事由として、学校教育法第 9 条各号に掲げる事由を摘要している。

理事会開催状況（令和 3 年度）

年	月	日	主な議題	出席者数	定数
3	5	28	・ 令和 2 年度秋草学園事業報告 同収支決算 ・ 秋草学園 5 ヶ年計画に係る令和 2 年度実施報告及び令和 3 年度実施計画（案）の件 ・ 秋草学園短期大学機関リポジトリ規程制定（案）の件 ・ 秋草学園短期大学名誉教授称号授与（案）の件 ・ 秋草学園高等学校学則変更（案）の件 ・ 秋草学園福祉教育専門学校学則変更（案）の件	10人	8人以上10人以内

秋草学園短期大学

3	12	17	・秋草学園高等学校学則変更（案）の件 ・学校法人秋草学園諸規程の整備（案）の件 ・学校法人秋草学園職員の任用（案）の件	10人	8人以上10人以内
4	3	24	・令和4年度事業計画 同収支予算 ・第2号基本金組入計画（案）の件 ・秋草学園短期大学学則変更（案）の件 ・秋草学園高等学校学則変更（案）の件 ・秋草学園福祉教育専門学校校長選任（案）の件 ・秋草学園高等学校副校長選任（案）の件 ・秋草学園高等学校教頭選任（案）の件 ・秋草学園短期大学学科長選任（案）の件 ・秋草学園短期大学名誉教授称号授与（案）の件 ・学校法人秋草学園諸規程の整備（案）の件 ・学校法人秋草学園職員の任用（案）の件	10人	8人以上10人以内

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事会、評議員会については、寄附行為に則して安定した運営を行っている。しかし、常に新しい発展的な課題を投げかけることにより、理事、評議員、監事が学園の目指す方向性を理解できるよう、一致協力しての体制作りをさらに推進することが課題である。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料 29 教授会議事要録【令和元年度】

提出資料 30 教授会議事要録【令和2年度】

提出資料 31 教授会議事要録【令和3年度】

提出資料-規程集

42 2500 秋草学園短期大学学長選考規程

43 2300 秋草学園短期大学教授会規程

44 2240 秋草学園短期大学教員表彰規程

備付資料 63 学長個人調書

備付資料 64 各委員会議事要録

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の

意見を参酌して最終的な判断を行っている。

- ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
- ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ-B-1 の現状>

学長は、大学院修了後に研究所職員として約 20 年間化学物質の安全性評価の研究に携わった経験を有している、その後大学教員としても 28 年の長きにわたり環境化学の教育・研究を行ってきた（備付・63）。その面では保育者養成を中心とした本学にとって必ずしも専門性が一致しないが、研究所では部長職として、また前任の大学では学科長、図書館長として長きにわたり教職員の管理にあたってきた。この面では企業や大学におけるガバナンスに関して多くの経験を持っている。学長は、学長選考規程（提出・規程集 42）に基づいて選任され、人格、学識において全教職員から認められている。また、教学運営の責任者として職務遂行に務めており、校務を行なう中で教員組織の統括、及び関係部署職員との連携を取り、学長就任以来 5 年間にわたり強力なリーダーシップを発揮している。具体的な事例として、学内的には文部科学省の私立大学等改革総合支援事業タイプ 1 に係る諸規定の整備を行い申請してきた。この結果過去 3 年連続して採択された。そのほか新規の専任教員採用に当たっての専門領域の特定と職位決定の定量的評価方法の確立、専任教員の昇任規定と条件の定量化と見直し、任期付き教員の勤務条件等の整備、人を対象とする研究の倫理制度の創設、奨励研究費採択基準の明確化、出版助成制度の創設、学生の転学科、休学規程の明文化などを実現させた。一方学外活動としては所沢市上下水道事業運営審議

会の委員長として、所沢市及び周辺自治体の要請に基づく講演会の講師などを行ってきた。さらに、学長は各委員会委員長に対し、検討すべき事項を4月の教授会で指示し、半年後及び1年後の教授会で各委員長から進捗状況の説明を求め、学内改革に努めている。この他にも新入生オリエンテーションや新年度の非常勤講師との教職員会において、建学の理念について丁寧に説明を行うとともに、研究会への参加や幼児教育学科及び地域保育学科の授業を担当することにより教育研究を推進している。また、学生に対する懲罰については、学則第40条で定められた手続きに従い、関係者と協議の上実施している。

教授会は、教授会規程第3条の定めるところにより、学長が招集し議長となる。また、同規程第4条には教授会の意見聴取事項が規定され、教育研究上の審議機関として適切に運営されている（提出・規程集43）。教授会は民主的に運営されている。教授会は月1回を原則とするが、学長の判断により、必要に応じて追加開催している。議事録は、教務課において作成し、資料とともに適切に保管されている（提出・29～31）。

教授会では、学習成果、及び「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受け入れ方針」の三つの方針が明確に示され、教員全員の認識を得られている。三つの方針に関しては、平成29年4月から施行される改正学校教育法施行規則に対応するため、教学マネジメント委員会において、新たな三つの方針を検討し策定されたが、その後も学科内で逐次見直しを行ない、必要に応じて改訂を行っている。

学長は、教授会の下に各種の委員会を設置し、それぞれの委員会規程に基づいて適切に運営している。必要に応じて合同の委員長会を開催するなど臨機応変に対応している。議事録は、委員会庶務を担当する事務局において作成された後、適切に保管し（備付・64）、学長はいつでも議事録を確認できる状態となっている。教学運営に当たっては、学科長との協力体制や各種委員会の協力を得たことにより円滑に行うことができおり、各種委員会においては、それぞれの委員会規程に基づいて運営し、学長への報告は教授会に先立って、学科長会等でも行うよう遺漏なきようにしている。学科長会は原則毎月開催されるが、場合によっては定例以外にも開催され、さらには学科長会メンバー以外の関係する教員も招聘して行っている。最終決定に当たっては、学長は学科長会の意見を参考にしている。

なお上述の補足として、本学では平成26年に学校教育法及び学校教育法施行規則が改正され平成27年4月1日から施行されたことにより、大学運営における学長のリーダーシップの確立等を図るために教授会と学長の役割を明確にすることを目的として、学則、教授会規程、その他の内部規則の見直しを行っている。その内容として、教授会規程の改正により、教授会の意見聴取事項として、（1）学生の入学、卒業及び課程の修了、（2）学位の授与、（3）その他、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項を規定した。また、（3）の学長が定める事項については、教育課程の編成等3項目が学長裁定として提示され、教授会の意見を聴取した。その他、教授会は学長の求めに応じて意見を述べることができると規定した。

さらに、学長に最終決定権があることを明確にするために、教授会が述べた意見については、これを受けた学長が最終的に判断すること、教授会が学長等に意見を述べる際に行った決定は、学長が行う決定を妨げるものではないことを規定した。

平成26年の学校教育法及び学校教育法施行規則の改正趣旨が、学長のリーダーシップによるガバナンス体制の構築にあることから、平成27年度に教学マネジメント委員会及

び IR 推進室の設置、教員表彰の制度化（提出・規程集 44）などの施策が具体化され、平成 28 年度以降実質的な活動が継続して行っている。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題＞

教学運営に当たっては、学科長との協力体制や各種委員会の協力を得たことにより円滑に行うことができた。各種委員会においては、それぞれの委員会規程に基づいて運営されており、学長への報告は教授会に先立って、学科長会等でも行うよう遺漏なきようにしている。

各委員会の相互の協力体制も整いつつあり、必要に応じて学科会と委員会との交流も必要と考えるが、現時点では実際にそのような体制での審議が必要な事項は必ずしも多くはない。例えば学科会に学生委員会の委員長を招聘して行うなどのケースがある。今後は委員会間にまたがるような懸案事項が多くなると考えられるため、例えば教務委員会と学生委員会の合同会議などを積極的に進めていく。

学長のリーダーシップ及び補佐体制の強化を図る教学マネジメント委員会及び IR 推進室の実効性ある運用が今後も課題となる。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項＞

特記事項なし

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

＜根拠資料＞

提出資料	32	評議員会議事要録【令和元年度】
提出資料	33	評議員会議事要録【令和2年度】
提出資料	34	評議員会議事要録【令和3年度】
備付資料	65	監査報告書【令和元年度】
備付資料	66	監査報告書【令和2年度】
備付資料	67	監査報告書【令和3年度】

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

監事の職務については、「学校法人秋草学園寄附行為」第 13 条「監事の職務」として、「(1) この法人の業務を監査すること」、「(2) この法人の財産の状況を監査すること」、「(3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること」、「(4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること」、「(5) 第 1 号から第 3 号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること」、「(6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること」、「(7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況について、理事会に出席して意見を述べること」、「2 前項第 6 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。」及び「3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄付行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。」と定めており、適切にその業務を行っている。

令和 3 年度も監事はこれら「監事の職務」に則り、理事会および評議員会に出席し意見を述べている。具体的には、令和 3 年 5 月 28 日の理事会及び評議員会においては「監査報告書」(備付--65~67)を提出し、令和 2 年度秋草学園事業報告(案)の件及び令和 2 年度秋草学園収支決算(案)の件の審議の中で所見を述べている。また、令和 3 年 12 月 17 日の第 2 回理事会においては、奨学金支給規程制定についても意見を述べている。また、令和 3 年 5 月 26 日に行われた監事会でも、教育活動収支差額の収支均衡を図ることが最重要課題であると述べている。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

「学校法人秋草学園寄附行為」第 5 条第 1 項第 1 号は、理事の定数を「8 人以上 10 人以内」と定めている。また、評議員の定数は、第 18 条第 1 項で「20 人以上 26 人以内」と定められており、評議員会は理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織されている。

評議員会の運営に関しては、第 18 条において「2 評議員会は、理事長が招集する。」、「3 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。」、「4 理事長は、評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示し

て評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。」、「5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。」、「6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、前項及び本項本文の規定にかかわらず、相当と認める方法で通知することができる。」、「7 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。」、「8 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。」、「9 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」、「10 議長は、評議員として議決に加わることができない。」及び「11 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることはできない。」と定められており、これらに基づいて適切に運営されている（提出・32～34）。また、「諮問事項」については、第 19 条において「（1）予算及び事業計画」、「（2）事業に関する中期的な計画」、「（3）借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分」、「（4）役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給基準」、「（5）予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄」、「（6）寄附行為の変更」、「（7）合併」、「（8）目的たる事業の成功の不能による解散」、「（9）寄附金品の募集に関する事項」、及び「（10）その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めた事項」と定められており、評議員会は私立学校法第 42 条に従い、適切に運営されている。

評議員会開催状況（令和 3 年度）

年	月	日	主な議題	出席者数	定数
3	5	28	・令和 2 年度秋草学園事業報告 同収支決算 ・秋草学園 5 ヶ年計画に係る令和 2 年度実施報告 及び令和 3 年度実施計画（案）の件	20 人	20 人以上 26 人以内
4	3	24	・令和 4 年度事業計画 同収支予算 ・第 2 号基本金組入計画（案）の件	19 人	20 人以上 26 人以内

【区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- （1）学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- （2）私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

本学では学校教育法施行規則の第 165 条の 2、及び第 172 条の 2 の規定に基づき、教育情報をホームページ上に公表している。近年における追加での公開情報としては、平成 27 年度には、ホームページに「研究活動の不正行為の防止等に関する規程」及び「公的研究

費の使用に関する行動規範」、「誓約書」並びに「公的研究費の不正使用防止計画」等の掲載を行い、平成 28 年度からは「教員の養成の状況に係る情報」の公開を行った。平成 29 年度からは、平成 28 年度の改善計画に記した、「教員一人当たりの学生数」、「収容定員充足率」、「専任教員と非常勤教員の比率」の公表を行うとともに、毎年の「自己点検・評価報告書」「事業報告書」の掲載も開始した。また、平成 30 年度からは、以前よりおこなっている年間のシラバスの公表に追加する形で、ナンバリング、履修系統図の公表も行った。令和元年度についても留学生情報や社会人学生の資格取得状況等、令和 2 年度、令和 3 年度に関しては新たに公表が必要となった事項はなかったが、教育情報の公表に関しては、今後も公表すべき情報を整理して必要に応じて順次開示していく。関係する規程追加・改定の例としては、平成 30 年度に「人を対象とする研究倫理規程」、令和元年度に「奨励研究及び奨励研究費に関する規程」、令和 2 年度には「出版助成に関する規程」などである。

財務情報については、私立学校法の規定に基づき「学校法人秋草学園財務書類等開示規程」を定め、財産目録、貸借対照表、収支計算書、監査報告書及び事業報告書など、閲覧に供する財務書類等を本部事務局・短期大学、高等学校、専門学校に備え付け、学園に所属する者、その他利害関係者の閲覧に供している。なお、同様の情報をホームページにも掲載しており、誰でも閲覧が可能となっている。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

現在、会計士及び理事長、学内理事等を交えた監事会を年 2 回行っているが、それはイベントまたは結果からの監査である。理事の業務執行状況監査のためには、監事による理事へのヒアリング及び評価などが課題になる。

情報の公開については、「事業報告書」を平成 27 年度決算からホームページに掲載しているが、教学関係情報や財務情報の指標となる費目や比率の説明について、今後その解説を加えることを課題としたい。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

令和 3 年度に関する事業報告、及び収支決算報告は、令和 4 年 5 月 27 日に開催された令和 4 年度の第 1 回理事会、及び第 1 回評議員会で実施されており、監事は「現状」と同様に出席し、監査報告書の提出の上意見を述べている。

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

理事長は、理事会・評議員会においての意見聴取は当然ながら、その他常時、積極的に理事・評議員と個々に打合せの機会を持ち、学園の方針、財務状況等について意見交換を行っている。特に私学として重要な学生・生徒の募集関連等については、現状を示し、今後の見通し、その方法等について十分に議論を重ね、募集に対する協力依頼も行っている。

学長については、学科長会を月に 1 回、委員長会は不定期ではあるが開催し、問題点の

報告、及び情報の共有を図っている。また、学内規程については、学科長会や各種委員会等で必要に応じて検討を行い、教授会、理事会の承認を経て新規の規程追加や改正を行っている。

監事を支援する事務局体制については、本学園に所属する監事は2名ともに非常勤であり、詳細な情報伝達・理解をしてもらう事は現実には厳しい。そこで監事監査を年2回必ず実施し、その節に幹部職員や財務担当事務局も参加し、実施状況及び課題点等を十分に話し合い、監査の為の支援を行っている。

評議員数の見直しについては、令和2年度に改選が行われたが、評議員数に大きな変動はなかった。今後も、引き続き人数の検討を行う。

事業報告書については、平成27年度以降は毎年ホームページへの掲載を行っている。教育情報の公表については、毎年開示する内容の追加を行っており、「令和元年度 情報の公表に係る調査票」において求められている情報すべてを公開している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

監事監査を支援する体制の構築等を、監事の意向を踏まえながら検討を進める。

情報の公開については、「事業報告書」にはこだわらないが、他大学での情報公開等を参考にしながら令和4年度中には財務内容の指標となる種々の比率数値と本学の比率数値の比較などを決算理事会承認後にはホームページ上で掲載できるよう検討していく。

事 項		記 入 欄														備 考						
短 期 大 学 の 名 称		秋草学園短期大学																				
学 校 本 部 の 所 在 地		埼玉県所沢市泉町1789番地																				
教育研究組織	短期大学士課程	学科・専攻課程の名称		開設年月日			所 在 地										備 考					
		幼児教育学科第一部		昭和54年4月1日			埼玉県所沢市泉町1789番地															
		幼児教育学科第二部		昭和54年4月1日			埼玉県所沢市泉町1789番地															
		地域保育学科		平成13年4月1日			埼玉県所沢市泉町1789番地															
	文化表現学科		平成19年4月1日			埼玉県所沢市泉町1789番地																
	専攻科	専攻の名称		開設年月日			所 在 地										備 考					
		—		—			—															
	別科等	別科等の名称		開設年月日			所 在 地										備 考					
		—		—			—															
	学生募集停止中の学科・専攻科等		なし																			
教員組織 (専門職学科を含む)	短期大学士課程	学科・専攻課程の名称		専 任 教 員 等												非常勤 教員	専任教員 一人あたりの 在籍学生 数	備 考				
				教授	准教授	講師	助教	計	専任教員	うち 教授数	うち 実務家 専任教員数	うち 2項 該当数	うち みなし 専任教員数	基準数	うち 教授数				うち 実務家 教員数	うち 2項 該当数	うち みなし 専任教員数	助手
		幼児教育学科第一部		5人	6人	0人	0人	11人	—	—	—	—	—	8人	3人	—	—		—	0人	20人	21人
		幼児教育学科第二部		1人	1人	1人	0人	3人	—	—	—	—	—	2人	1人	—	—		—	0人	14人	45人
		地域保育学科		5人	3人	1人	0人	9人	—	—	—	—	—	8人	3人	—	—		—	0人	14人	17人
		文化表現学科		2人	2人	0人	0人	4人	—	—	—	—	—	4人	2人	—	—		—	0人	18人	27人
		〇〇専門職学科		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		人	人	人	人
		(短期大学全体の入学定員に応じた教員数)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5人	2人	—	—		—	—	—	—
	計		13人	12人	2人	0人	27人	0人	0人	0人	0人	0人	27人	11人	0人	0人	0人	0人	66人	23人		
	専攻科	専攻の名称		専 任 教 員 等								非常勤教員		専任教員一人あたりの在籍学生数		備 考						
教授				准教授	講師	助教	計	助手														
—		—人	—人	—人	—人	—人	—人	—人	—人	—人	—人	—人	—人	—人	—人	—人	—人					
計		0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人					

施設・設備等

校地等	区 分		基準面積	専用	共用	共用する他の 学校等の専用	計	備 考	
	校舎敷地面積		—	7,263 m ²	0 m ²	0 m ²	7,263 m ²		
	運 動 場 用 地		—	1,980 m ²	0 m ²	0 m ²	1,980 m ²		
	校地面積計		7,300 m ²	9,243 m ²	0 m ²	0 m ²	9,243 m ²		
	その他		—	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²		
校舎等	区 分		基準面積	専用	共用	共用する他の 学校等の専用	計	備 考	
	校舎面積計		5,650 m ²	11,629 m ²	0 m ²	0 m ²	11,629 m ²		
	教員研究室	学部・研究科等の名称		室 数					
		幼児教育学科第一部		16 室					
		幼児教育学科第二部		4 室					
		地域保育学科		11 室					
		文化表現学科		4 室					
	教室等施設	区 分		講義室	演習室	実験演習室	情報処理学習施設		語学学習施設
		短期大学		21 室	6 室	2 室	3 室		0 室
		—		— 室	— 室	— 室	— 室		— 室
		—		— 室	— 室	— 室	— 室		— 室
	図書館・図書資料等	図書館等の名称		面積	閲覧座席数				
短期大学図書館		655 m ²	109 席						
—		— m ²	— 席						
—		— m ²	— 席						
図書館等の名称		図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕	電子ジャーナル〔うち国外〕					
短期大学図書館		73,822〔 2631 〕 冊	35〔 0 〕 冊	2〔 0 〕 種					
—		—〔 〕 冊	—〔 〕 冊	—〔 〕 種					
—		—〔 〕 冊	—〔 〕 冊	—〔 〕 種					
計		73,822〔 2631 〕 冊	35〔 0 〕 冊	2〔 0 〕 種					
体育館		面積							
短期大学		952 m ²							

	—	— m	
--	---	-----	--

〔注〕

- 1 学科・専攻課程、専攻科、別科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
- 2 教育研究組織の欄に、専門職学科（短期大学設置基準第10章）を記載する場合には、「短期大学士課程」欄の「学科・専攻課程の名称」や「備考欄」にそのことがわかるよう記載してください。
- 3 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科等」の欄に記載してください。
- 4 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「〇〇キャンパス」と記載してください。
- 5 教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。また、上記3に記載した、学科教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学科・専攻課程の名称」の欄に「その他の組織等（〇〇）」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。なお、その場合は、「基準数（及び「教授数」）」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は「—」としてください。
- 6 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に短期大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、短期大学設置基準第21条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
- 7 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含みません。
- 8 他の学科・専攻課程等に所属する専任の教員であって、当該学科・専攻課程等の授業科目を担当する教員（兼任）は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 9 専任教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
 - ・短期大学設置基準第22条別表第一及びロ（備考に規定する事項を含む。）
 - ・短期大学通信教育設置基準第9条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
- 10 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数／本表の専任教員数計により、算出してください。
- 11 教員組織の欄を記載する際、「専門職学科」以外の学科・専攻課程においては、「うち実務家教員数」「うち2項該当数」「うちみなし専任教員数」の欄は「—」としてください。
- 12 教員組織の「〇〇専門職学科」は、設置されている場合のみ記載してください。
- 13 教員組織の項目中の、「うち実務家専任教員数」の欄については、短期大学設置基準第35の11第1項に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員（実務家専任教員）数を記入してください。
「うち2項該当数」の欄については、短期大学設置基準第35の11第2項に該当する専任教員数を記入してください。
「うちみなし専任教員数」の欄については、短期大学設置基準第35の11第3項に定める、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、教育課程の編成その他組織の運営に責任を担う専任教員以外の者（みなし専任教員）の数を記入してください。
- 14 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、短期大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 15 寄宿舍その他大学の附属病院以外の附属施設（短期大学設置基準第32条を参照）用地、附置研究所用地、駐車場、大学生協用地など短期大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 16 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 17 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該短期大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該短期大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該短期大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 18 「基準面積」の欄は、短期大学設置基準第30条の校地の面積及び第31条の校舎の面積、または短期大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設の面積としてください。
- 19 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の研究室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

(令和4(2022)年5月1日現在)

学科・専攻課程名	項目	H30(2018)年度	R元(2019)年度	R2(2020)年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度	入学定員に対する平均比率	備 考
幼児教育学科第一部	志願者数	143	157	116	119	119	79%	
	合格者数	129	137	103	114	115		
	入学者数	129	135	103	112	115		
	入学定員	150	150	150	150	150		
	入学定員充足率	86%	90%	69%	75%	77%		
	在籍学生数	295	273	244	220	234		
	収容定員	300	300	300	300	300		
	収容定員充足率	98%	91%	81%	73%	78%		
幼児教育学科第二部	志願者数	63	70	47	46	44	59%	
	合格者数	62	60	45	45	41		
	入学者数	62	60	45	45	41		
	入学定員	100	100	100	100	50		
	入学定員充足率	62%	60%	45%	45%	82%		
	在籍学生数	224	204	176	150	137		
	収容定員	300	300	300	300	250		
	収容定員充足率	75%	68%	59%	50%	55%		
地域保育学科	志願者数	64	70	59	46	62	58%	
	合格者数	61	70	57	46	62		
	入学者数	61	69	52	46	62		
	入学定員	100	100	100	100	100		
	入学定員充足率	61%	69%	52%	46%	62%		
	在籍学生数	167	175	183	168	158		
	収容定員	300	300	300	300	300		
	収容定員充足率	56%	58%	61%	56%	53%		
文化表現学科	志願者数	44	53	50	59	42	74%	
	合格者数	44	51	48	58	42		
	入学者数	44	51	48	56	42		
	入学定員	65	65	65	65	65		
	入学定員充足率	68%	78%	74%	86%	65%		
	在籍学生数	95	102	115	115	111		
	収容定員	130	130	130	130	130		
	収容定員充足率	73%	78%	88%	88%	85%		
学科(専攻課程)合計	志願者数	314	350	272	270	267	68%	
	合格者数	296	318	253	263	260		
	入学者数	296	315	248	259	260		
	入学定員	415	415	415	415	365		
	入学定員充足率	71%	76%	60%	62%	71%		
	在籍学生数	781	754	718	653	640		
	収容定員	1030	1030	1030	1030	980		
	収容定員充足率	76%	73%	70%	63%	65%		
専攻科	入学定員	20	0					R元(2019)年度 募集停止 R2(2020)年度 廃止
	入学者数	7	0					
	収容定員	40	20					
	在籍学生数	15	5					

【注】

- 1 学生を募集している学科・専攻課程、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。
ただし、学科・専攻課程等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学科・専攻課程等については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学科・専攻課程の改組等により、新旧の学科・専攻課程が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学科・専攻課程、専攻科等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、入学定員には編入学の定員を加えないでください。

教員以外の職員の概要(人)

(令和4(2022)年5月1日現在)

	専任	兼任	計
事務職員	24	4	28
技術職員	0	2	2
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	2	5	7
その他の職員	0	5	5
計	26	16	42

[注]

- 1 「その他の職員」とは、守衛、自動車運転手、作業員等の技能労務職員等を指します。
- 2 契約職員、派遣職員等は「兼任」に分類してください。

学生データ

① 卒業者数(人)

学科・専攻課程	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度	R2(2020)年度	R3(2021)年度
幼児教育学科第一部	146	137	119	128	87
幼児教育学科第二部	69	65	58	52	46
地域保育学科	82	56	40	58	65
文化表現学科	45	42	39	52	43
専攻科幼児教育専攻	2	6	3	0	0

② 退学者数(人)

学科・専攻課程	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度	R2(2020)年度	R3(2021)年度
幼児教育学科第一部	13	16	8	8	8
幼児教育学科第二部	22	21	14	18	11
地域保育学科	9	9	3	2	6
文化表現学科	5	4	3	5	6
専攻科幼児教育専攻	0	4	4	0	0

※除籍者を含む

③ 休学者数(人)

学科・専攻課程	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度	R2(2020)年度	R3(2021)年度
幼児教育学科第一部	9	9	16	9	6
幼児教育学科第二部	19	18	13	11	9
地域保育学科	6	4	3	2	4
文化表現学科	6	3	4	5	4
専攻科幼児教育専攻	0	0	0	0	0

※休学からの退学者も含む

④ 就職者数(人)

学科・専攻課程	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度	R2(2020)年度	R3(2021)年度
幼児教育学科第一部	132	128	117	122	82
幼児教育学科第二部	59	54	56	44	41
地域保育学科	73	48	36	52	61
文化表現学科	36	30	38	38	28
専攻科幼児教育専攻	2	5	3	0	0

⑤ 進学者数(人)

学科・専攻課程	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度	R2(2020)年度	R3(2021)年度
幼児教育学科第一部	1	2	1	0	0
幼児教育学科第二部	0	0	0	0	1
地域保育学科	7	2	1	0	1
文化表現学科	1	0	0	3	1
専攻科幼児教育専攻	0	0	0	0	0

⑥ 科目等履修生(人)

学科・専攻課程	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度	R2(2020)年度	R3(2021)年度
幼児教育学科第一部	0	0	0	1	0
幼児教育学科第二部	1	1	1	1	1
地域保育学科	2	0	0	1	0
文化表現学科	1	2	2	0	1
専攻科幼児教育専攻	0	0	0	0	0

⑦ 長期履修生(人)

学科・専攻課程	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度	R2(2020)年度	R3(2021)年度
幼児教育学科第一部	0	0	0	0	0
幼児教育学科第二部	0	0	0	0	0
地域保育学科	0	0	0	0	0
文化表現学科	0	0	0	0	0
専攻科幼児教育専攻	0	0	0	0	0

[注]

- 1 学科・専攻課程ごとに、認証評価を受ける前年度の令和3(2021)年度を起点とした過去5年間のデータを示してください。
- 2 ⑥及び⑦は、当該年度に在学する学生数を記入してください。